

令和元年度

生活衛生関係事業統計

福岡市保健福祉局

凡 例

- 1 年というのは暦年で、年度というのは会計年度のことである。
- 2 四捨五入した数字などを使用している統計表では、総数と内容の合計とが必ずしも一致しない場合がある。
- 3 統計表に使用している記号（標章記号は次のとおりである。）
 - ・ 当該項の事例にあり得ない場合
 - － 調査の結果、当該項に事例があがらなかった場合
 - … 当該項の数値が不明の場合
 - ▲ 数値が負数の場合

目 次

第1章 組織・職員配置

第1項	保健福祉局の組織・機構（関係分）	1
第2項	区役所の組織・機構（関係分）	2
第3項	環境局の組織・機構（関係分）	2
第4項	補職配置状況	3

第2章 暮らしの安全確保（環境衛生）

第1項 施設監視等

第1目	概況	5
第2目	施設数	9
第3目	新規・廃止施設数	11
第4目	監視件数	13
第5目	検査	15
1	興行場	15
2	旅館	15
3	公衆浴場	15
4	クリーニング所	16
5	プール	16
6	専用水道	17
7	簡易専用水道	17
8	小規模受水槽水道	17
9	飲用井戸	17
10	特定建築物	19
11	家庭用品	25
第6目	報告徴収	26
第7目	行政処分等件数	27
第8目	簡易専用水道法定検査	27
第9目	苦情等監視施設数	28
第10目	衛生講習会	28
第11目	浄化槽	29
1	設置数	29
2	法定検査受検状況	31
3	維持管理状況	32
4	行政検収	33

第2項 居住環境の衛生対策

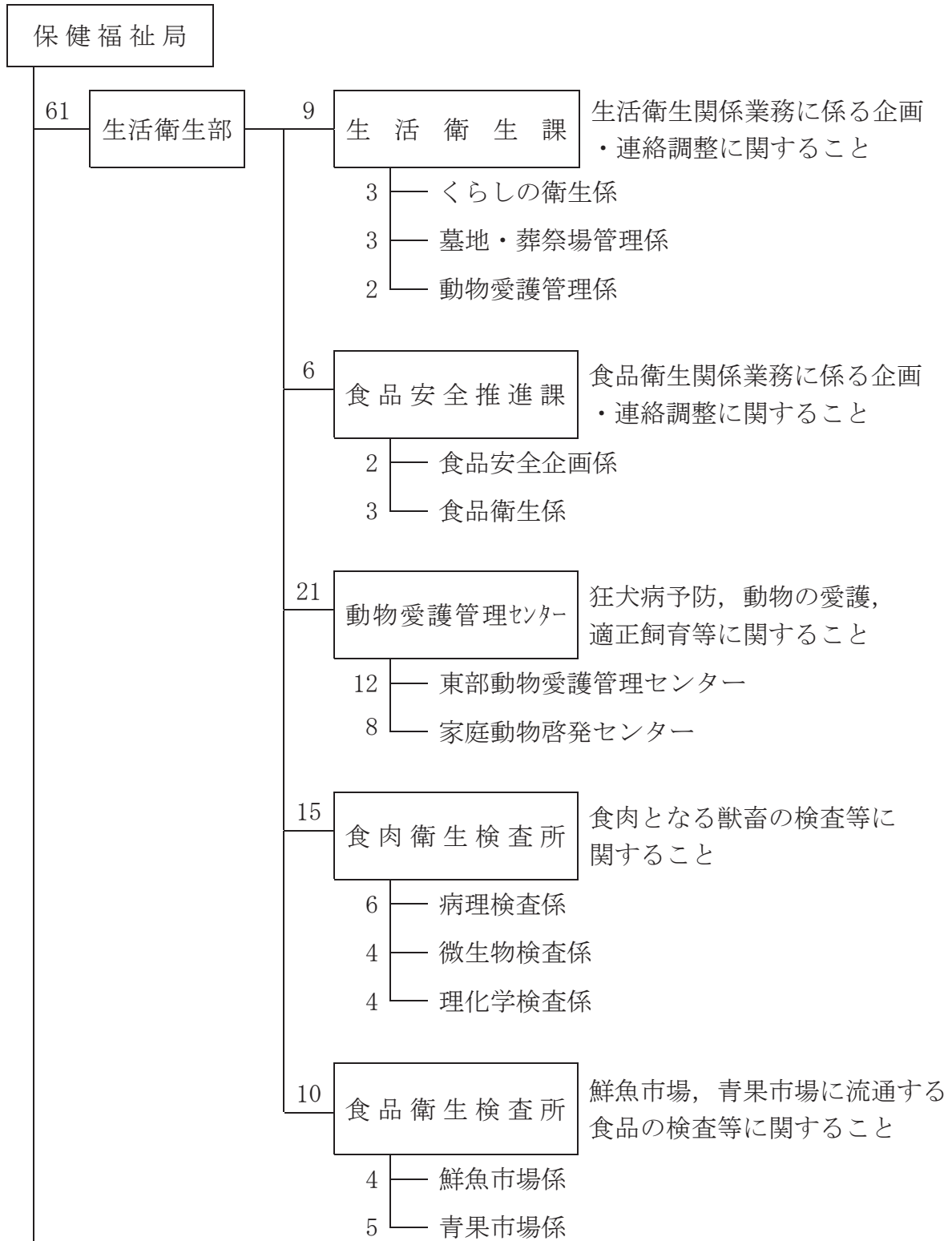
第1目	ねずみ・衛生害虫駆除	34
1	セアカゴケグモ対策	34
2	駆除指導相談業務	34

第2目	除草対策	36
第3目	シックハウス対策	37
第4目	水質検査キット配布事業	37
第3項	社会福祉施設等の衛生対策	38
第3章	墓地・火葬場等管理	
第1項	概況	39
第2項	墓地	39
第3項	火葬場	40
第4章	食品の安全確保（食品衛生）	
第1項	施設監視等	
第1目	概況	41
第2目	施設数	43
第3目	監視活動	51
1	監視総数	51
2	採点監視	57
3	苦情処理	61
4	食品一斉監視	63
第4目	収去等検査	67
1	一般食品等	67
2	乳等	69
第5目	食中毒	71
第6目	措置・処分	73
1	行政処分等	73
2	違反食品等の措置	79
3	収去検査で発見した違反食品の内容	81
第7目	講習会	82
第8目	調査研究	83
第9目	バザー開設届件数	84
第10目	監視員等研修	85
第2項	鮮魚市場・青果市場における安全確保	
第1目	概況	87
第2目	監視活動状況	89
第3目	検査件数	91
1	鮮魚市場	91
2	青果市場	93
第3項	食肉の安全確保	
第1目	概況	95
第2目	検査業務	97

1	と畜検査	97
2	と畜場内の微生物等検査	100
3	残留有害物質検査	101
第4項	食鳥肉の安全確保	
第1目	概況	103
第2目	業務内容	103
第3目	監視結果等	104
第5項	食品表示の適正化	
第1目	概況	105
第2目	業務内容	105
第3目	監視指導等	106
第4目	食品表示に係る相談対応件数	109
第5章	動物の愛護と管理	
第1目	概況	111
第2目	業務実績	115
1	犬の登録及び狂犬病予防注射	115
2	捕獲, 引取り, 処置状況	117
3	こう傷事故の状況	119
4	苦情処理状況	120
5	行政指導状況	122
6	特定動物飼養状況	123
7	動物取扱業登録及び監視状況	123
8	ハローアニマル, 講習会等実施状況	123
9	負傷動物の収容状況	124
第6章	市民への情報提供	
第1項	食品及びくらしの安全確保	
第1目	概況	125
第2目	業務実績	125
1	リスクコミュニケーションに関する取組み	125
2	各種行事に併せた啓発	126
3	市民を対象とした講習会	127
4	生活衛生情報誌「暮らし上手のヒント」の作成・配布	129
5	テレビ, ラジオ, 新聞, 市政だより等による生活衛生情報の提供	129
第2項	動物の愛護及び適正飼養に関する広報等の実績	135
第3項	衛生害虫に関する広報等の実績	136

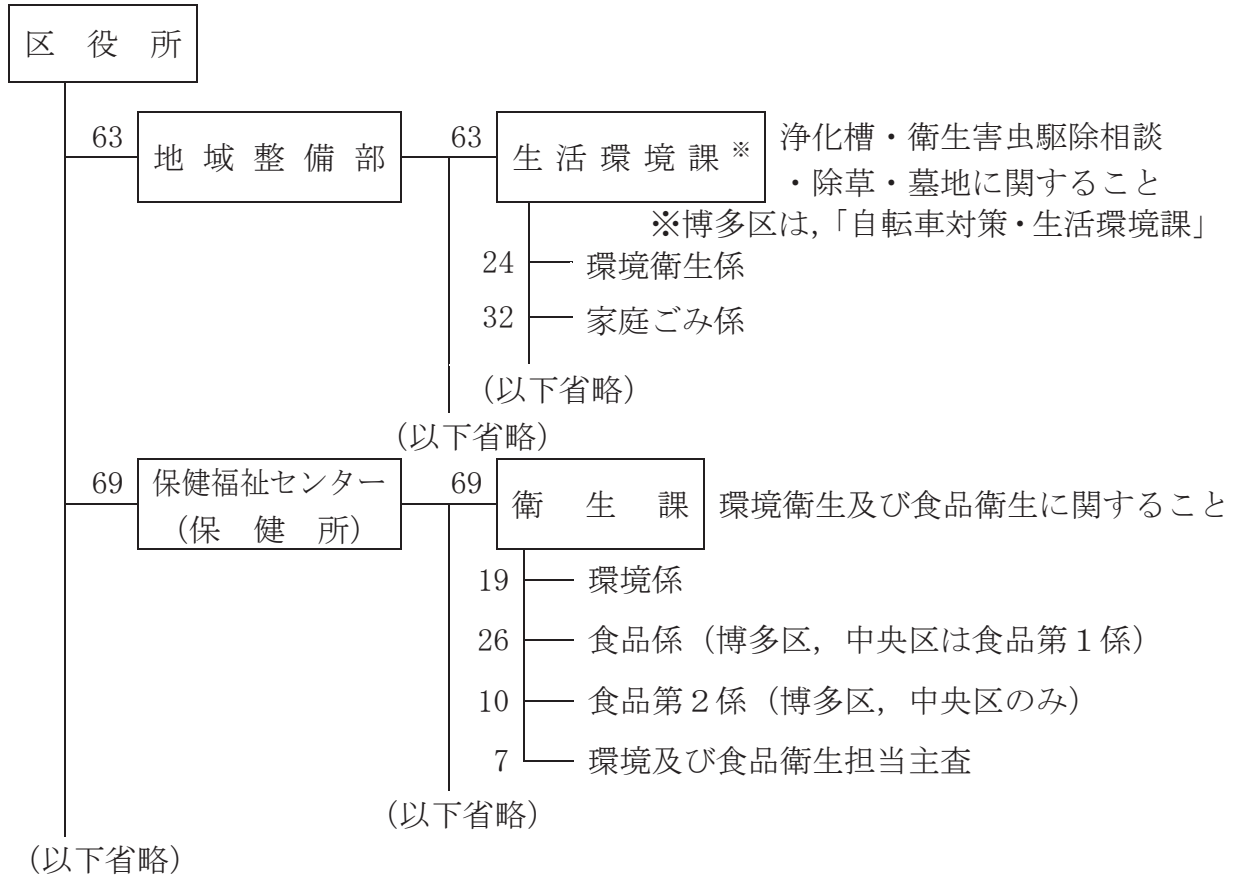
第1章 組織・職員配置

第1項 保健福祉局の組織・機構（関係分）

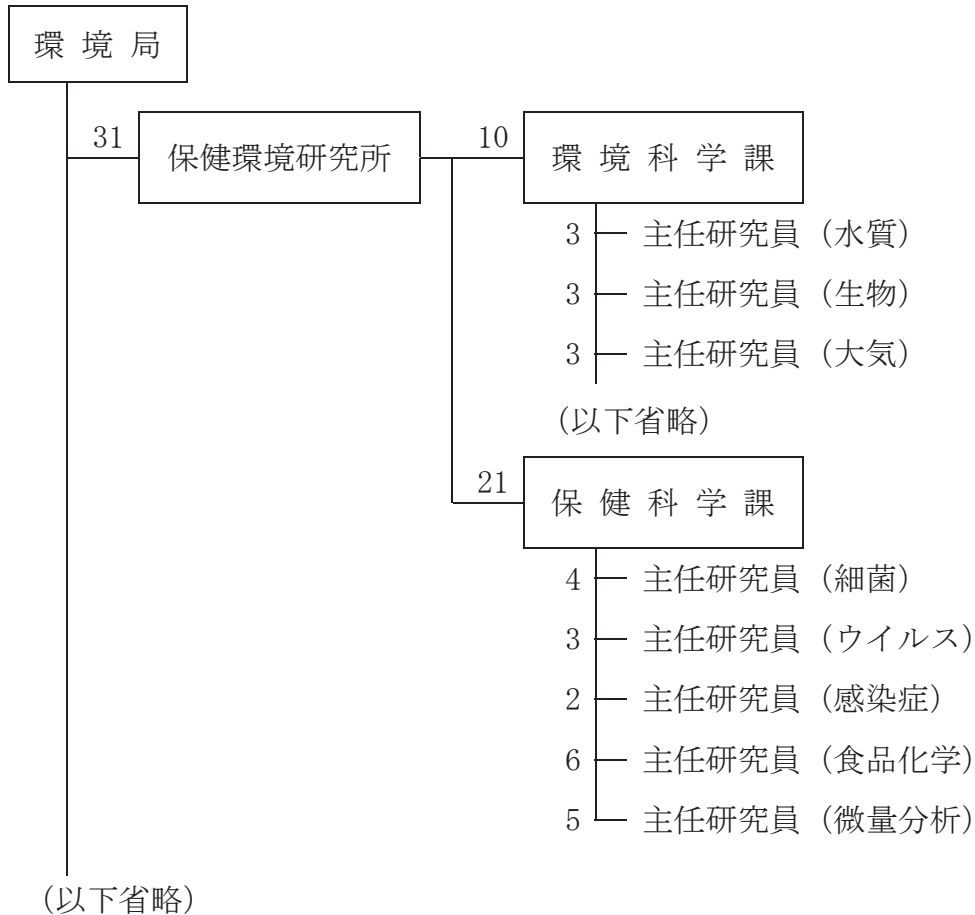


(以下省略)

第2項 区役所の組織・機構（関係分）



第3項 環境局の組織・機構（関係分）



第4項 補職配置状況

(令和2年3月31日 現在)

所属名			職員数	法に基づく補職名(重複あり)					
局・部	課	係		環境衛生 監視員	食品衛生 監視員	と畜 検査員	食鳥 検査員	狂犬病 予防員	狂犬病予防 技術員
合計			196	73	93	18	30	10	13
保健福祉局生活衛生部			63	7	34	18	18	10	13
生活衛生課			9	7	2	2	2	2	-
部長			1						
課長			1	1					
くらしの衛生			3	3					
墓地・葬祭場管理			3	3					
動物愛護管理			2		2	2	2	2	
食品安全推進課			6	-	6	1	1	-	-
課長			1		1				
食品安全企画			2		2				
食品衛生			3		3	1	1		
動物愛護管理センター			21	-	-	-	-	8	13
所長			1					1	
東部動物愛護管理センター			12					4	8
家庭動物啓発センター			8					3	5
食肉衛生検査所			15	-	15	15	15	-	-
所長			1		1	1	1		
病理検査			6		6	6	6		
微生物検査			4		4	4	4		
理化学検査			4		4	4	4		
食品衛生検査所			11	-	11	-	-	-	-
所長			1		1				
鮮魚市場			5		5				
青果市場			5		5				
区保健福祉センター			73	35	59	-	12	-	-
東区	衛生課	計	9	4	7	-	2	-	-
		課長	1	1	1				
		環境	2	2					
		食品	5		5		2		
		主査	1	1	1				
博多区	衛生課	計	19	8	16	-	5	-	-
		課長	1	1	1				
		環境	6	6	3		1		
		食品第1	5		5		2		
		食品第2	6		6		1		
主査	1	1	1		1				
中央区	衛生課	計	16	6	12	-	2	-	-
		課長	1	1	1				
		環境	4	4					
		食品第1	6		6				
		食品第2	4		4		1		
主査	1	1	1		1				
南区	衛生課	計	9	5	6	-	1	-	-
		課長	1	1	1				
		環境	3	3					
		食品	4		4		1		
		主査	1	1	1				
城南区	衛生課	計	6	4	5	-	-	-	-
		課長	1	1	1				
		環境	2	2	1				
		食品	2		2				
		主査	1	1	1				
早良区	衛生課	計	7	4	7	-	-	-	-
		課長	1	1	1				
		環境	2	2	2				
		食品	3		3				
		主査	1	1	1				
西区	衛生課	計	7	4	6	-	2	-	-
		課長	1	1	1				
		環境	2	2	1				
		食品	3		3		1		
		主査	1	1	1		1		

所属名			職員数	法に基づく補職名（重複あり）						
局・部	課	係		環境衛生 監視員	食品衛生 監視員	と畜 検査員	食鳥 検査員	狂犬病 予防員	狂犬病予防 技術員	
区地域整備部			小計	60	31	-	-	-	-	-
東区	生活 環境課※	計	9	4	-	-	-	-	-	
		課長	1	1						
		家庭ごみ	5							
		環境衛生	3	3						
博多区	自転車対 策・生活 環境課※	計	9	5	-	-	-	-	-	
		課長	1	1						
		家庭ごみ	4							
		環境衛生	4	4						
中央区	生活 環境課※	計	7	3	-	-	-	-	-	
		課長	1	1						
		家庭ごみ	4							
		環境衛生	2	2						
南区	生活 環境課※	計	9	5	-	-	-	-	-	
		課長	1	1						
		家庭ごみ	4							
		環境衛生	4	4						
城南区	生活 環境課※	計	9	5	-	-	-	-	-	
		課長	1	1						
		家庭ごみ	4							
		環境衛生	4	4						
早良区	生活 環境課※	計	8	4	-	-	-	-	-	
		課長	1	1						
		家庭ごみ	4	1						
		環境衛生	3	2						
西区	生活 環境課※	計	9	5	-	-	-	-	-	
		課長	1	1						
		家庭ごみ	4							
		環境衛生	4	4						

※ 環境衛生関連の係のみ

第2章 暮らしの安全確保（環境衛生）

第1項 施設監視等

第1目 概況

興行場、旅館等の環境衛生関係施設は市民の日常生活に密接に関係する施設であることから、施設の衛生水準の向上により感染症等の健康被害の未然防止を図り、市民の安全で快適な暮らしを確保することは重要な課題である。

このため、環境衛生関係施設の一定の衛生水準の確保と営業者や設置・管理者による自主管理の推進を目的として、関係施設の立入検査や行政検収を実施するとともに、衛生講習会を開催し衛生知識の普及に努めた。

1 興行場

興行場法に基づき立入検査及び空気環境測定等を実施し、衛生上必要な措置について指導を行った。

2 旅館

旅館業法に基づき立入検査及び水質検査等を実施し、衛生上必要な措置について指導を行った。

3 公衆浴場

公衆浴場法に基づき立入検査及び水質検査並びに衛生講習会を実施し、衛生上必要な措置について指導を行った。

4 理・美容所

理容師法・美容師法に基づき立入検査及び衛生講習会を実施し、衛生上必要な措置について指導を行った。

5 クリーニング所

クリーニング業法に基づき立入検査及びリネンサプライの検査等を実施し、衛生上必要な措置について指導を行った。

6 遊泳用プール

福岡市プール衛生指導事務取扱要領に基づき立入検査及び水質検査を実施し、衛生上必要な措置について指導等を行った。

7 畜舎家きん舎

化製場等に関する法律に基づき立入検査を実施し、衛生上必要な措置について指導を行った。

8 専用水道

水道法に基づき維持管理報告書の徴収及び審査並びに立入検査及び水質検査を実施し、衛生上必要な措置について指導を行った。

9 簡易専用水道

水道法に基づき立入検査を実施し、法定検査の受検及び貯水槽清掃その他衛生上必要な措置について指導を行った。

10 小規模受水槽水道

福岡市小規模受水槽水道衛生対策実施要領に基づき立入検査及び啓発事業を実施し、貯水槽清掃その他衛生上必要な措置について指導等を行った。

11 飲用井戸

福岡市飲用井戸衛生対策実施要領に基づき衛生上必要な措置について指導等を行った。

12 特定建築物

建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき維持管理報告書の徴収及び審査並びに立入検査及び空気環境測定等を実施し、衛生上必要な措置について指導を行った。

13 温泉利用施設

温泉法に基づき立入検査を実施し、衛生上必要な措置について指導を行った。

14 家庭用品

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき家庭用品の試買検査を実施した。

15 墓地・納骨堂・火葬場

墓地・埋葬等に関する法律に基づき、墓地等の監視指導及び経営許可等を行った。

16 浄化槽

浄化槽法に基づき、浄化槽の適正な維持管理の監視指導及び放流水検査を行った。

また、福岡市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例に基づき、保守点検業者の登録及び必要な監視を行った。

《福岡市環境衛生関係例規等》

福岡市衛生関係手数料条例
福岡市興行場法施行条例
福岡市興行場法施行細則
福岡市旅館業法施行条例
福岡市旅館業法施行細則
福岡市公衆浴場法施行条例
福岡市公衆浴場法施行細則
福岡市理容師法施行条例
福岡市理容師法施行細則
福岡市美容師法施行条例
福岡市美容師法施行細則
福岡市クリーニング業法施行条例
福岡市クリーニング業法施行細則
福岡市プール衛生指導事務取扱要領
福岡市化製場等の設置許可に関する規則
福岡市化製場等に係る設置許可申請手数料等に関する条例
福岡市専用水道及び簡易専用水道に関する規則
福岡市小規模受水槽水道衛生対策実施要領
福岡市飲用井戸衛生対策実施要領
福岡市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則
福岡市温泉法施行細則
除草事務処理要領
福岡市墓地条例
福岡市墓地条例施行規則
福岡市墓地，埋葬等に関する法律施行細則
墓地等（墓地、納骨堂及び火葬場）許可事務取り扱い要領
福岡市浄化槽法施行細則
福岡市浄化槽清掃業の許可申請手数料等に関する条例
福岡市浄化槽清掃業の許可等に関する規則
福岡市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例
福岡市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則

第2目 施設数

業種別	業態別	総数		東区		博多区	
総	数	54,365		8,060		9,999	
興行場	映画館	25	89	1	8	18	34
	演劇場	18		2		6	
	スポーツ施設	5		1		2	
	仮設	-		-		-	
	その他	41		4		8	
旅館	旅館・ホテル	681	912	26	40	371	529
	簡易宿所	231		14		158	
	下宿	-		-		-	
	(再掲) 季節営業等	6		3		-	
公衆浴場	普通公衆浴場	13	296	2	24	6	203
	厚生浴場	-		-		-	
	共同浴場	17		-		7	
	サウナ風呂	13		1		11	
	ヘルスセンター	7		1		5	
	スポーツ施設	37		7		9	
	個室付浴場(風営法)	153		-		153	
	個室付浴場(エステ)	11		2		3	
	その他の浴場	45		11		9	
理容所		988	148	162			
美容所		3,209	365	460			
クリーニング所	一般	192	1,311	24	229	40	250
	一般(特定洗濯物)	14		6		5	
	取次所	1,090		197		196	
	取次所(特定洗濯物)	15		2		9	
クリーニング無店舗取次店		48		10		10	
化製場等	死亡獣畜処理場	-	92	-	20	-	18
	第8条施設	-		-		-	
	畜舎家きん舎	92		20		18	
専用水道		131		24		23	
簡易専用水道		4,275		633		1,088	
小規模受水槽水道		18,112		2,542		4,039	
飲用井戸		22,094		3,616		2,439	
特定建築物		972		78		426	
温泉利用施設		84		5		33	
プール		61		14		13	
墓地等	墓地	796	1,213	104	175	122	199
	納骨堂	415		71		77	
	火葬場	2		-		-	
浄化槽		442		125		65	
浄化槽保守点検業		36		4		8	

令和元年度

中央区		南区		城南区		早良区		西区	
7,746		7,636		6,365		6,470		8,089	
5	36	-	2	-	1	1	4	-	4
2		2		1		2		3	
2		-		-		-		-	
-		-		-		-		-	
27		-		-		1		1	
255	296	5	7	2	2	9	16	13	22
41		2		-		7		9	
-		-		-		-		-	
-		1		-		-		2	
4	30	-	14	1	9	-	9	-	7
-		-		-		-		-	
5		1		-		2		2	
-		-		-		1		-	
-		1		-		-		-	
6		4		6		2		3	
-		-		-		-		-	
4		2		-		-		-	
11		6		2		4		2	
148		166		97		162		105	
1,175		423		194		338		254	
22	244	36	235	26	93	25	162	19	98
1		-		-		2		-	
221		198		67		134		77	
-		1		-		1		2	
2		6		5		11		4	
-	15	-	9	-	10	-	5	-	15
-		-		-		-		-	
15		9		10		5		15	
17		24		9		12		22	
985		547		231		388		403	
4,075		2,944		1,355		1,917		1,240	
269		3,028		4,254		3,179		5,309	
310		26		26		44		62	
25		10		4		4		3	
6		9		5		6		8	
41	105	95	135	24	47	102	172	308	380
64		39		23		70		71	
-		1		-		-		1	
-		44		21		40		147	
8		7		2		1		6	

第3目 新規・廃止施設数

業種別	業態別	総数		東区		博多区	
		新規	廃止	新規	廃止	新規	廃止
総	数	1,653	582	914	55	312	165
興行場	映画館	1	-	-	-	-	-
	演芸場	1	-	1	-	-	-
	スポーツ施設	-	7	-	4	-	4
	仮設	4	5	3	4	-	-
	その他	1	3	-	-	-	1
旅館	旅館・ホテル	269	29	3	-	170	12
	簡易宿所	24	71	3	2	12	48
	下宿	-	-	-	-	-	-
	(再掲) 季節営業等	-	2	-	2	-	-
公衆浴場	普通公衆浴場	-	-	-	-	-	-
	厚生浴場	-	-	-	-	-	-
	共同浴場	2	-	-	-	1	-
	サウナ風呂	1	-	-	-	1	-
	ヘルスセンター	1	22	1	14	1	20
	スポーツ施設	-	-	-	-	-	-
	個室付浴場(風営法)	15	12	-	-	15	12
	個室付浴場(エステ)	-	-	-	-	-	-
その他の浴場	3	1	-	-	2	-	
理容所		31	51	2	7	9	11
美容所		259	203	24	16	55	28
クリーニング所	一般	2	7	1	-	1	1
	一般(特定洗濯物)	2	1	1	-	-	-
	取次所	25	33	5	3	9	9
	取次所(特定洗濯物)	2	-	-	-	2	-
クリーニング無店舗取次店		2	3	1	-	-	-
化製場等	死亡獣畜処理場	-	-	-	-	-	-
	第8条施設	-	6	1	9	-	3
	畜舎家きん舎	6	8	-	-	3	2
専用水道		3	3	-	1	2	-
簡易専用水道		40	90	3	19	15	11
小規模受水槽水道		-	-	-	-	-	-
飲用井戸		913	1	864	-	-	-
特定建築物		30	7	3	1	10	3
温泉利用施設		2	3	-	-	2	-
プール		1	1	-	-	1	-
墓地等	墓地	-	21	-	-	-	19
	納骨堂	3	3	2	23	-	1
	火葬場	-	-	-	-	-	-
浄化槽		6	20	-	1	-	4
浄化槽保守点検業		4	5	-	-	1	2

中央区		南区		城南区		早良区		西区	
新規	廃止	新規	廃止	新規	廃止	新規	廃止	新規	廃止
264	170	45	74	22	43	29	44	67	31
1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	3	-	3	-	-	-	-	-	-
1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
1	2	-	-	-	-	-	-	-	-
90	12	4	2	-	1	2	1	-	1
8	21	-	4	-	-	-	-	1	-
-	98	-	2	-	-	2	1	-	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	1	-	-	-	-	-	-	-	1
-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	1	-	-	-	-	1	-
6	5	2	8	3	9	4	5	5	6
123	95	25	30	9	13	10	16	13	5
-	-	-	3	-	3	-	-	-	-
-	-	-	-	-	1	1	-	-	-
5	5	1	1	1	1	3	4	1	1
-	6	1	2	1	6	3	3	1	4
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	1	3	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	1	-	-	-	-	-	1	-	1
1	1	-	3	-	-	1	1	1	1
-	-	-	-	1	1	-	-	-	1
13	21	3	14	-	7	3	14	3	4
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	8	1	7	-	-	-	34	-
11	3	2	-	-	-	1	-	3	-
-	1	-	-	-	2	-	-	-	-
-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
1	1	-	-	-	-	1	1	1	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
-	-	-	9	1	-	2	1	3	5
2	2	-	-	-	-	-	-	1	1

第4目 監視件数

業種別	業態別	施設数		総数		東区	
総	数	54,365		4,894		416	
興行場	映画館	25	89	9	32	-	11
	演芸場	18		6		2	
	スポーツ施設	5		2		-	
	仮設	-		10		9	
	その他	41		5		-	
旅館	旅館・ホテル	681	912	1,151	1,312	27	66
	簡易宿所	231		161		39	
	下宿	-		-		-	
	(再掲) 季節営業等	6		10		4	
公衆浴場	普通公衆浴場	13	296	10	266	2	25
	厚生浴場	-		-		-	
	共同浴場	17		39		-	
	サウナ風呂	13		11		-	
	ヘルスセンター	7		14		-	
	スポーツ施設	37		75		14	
	個室付浴場(風営法)	153		49		-	
	個室付浴場(エステ)	11		3		-	
その他の浴場	45	65	9				
理容所		988		315		51	
美容所		3,209		1,047		120	
クリーニング所	一般	192	1,311	80	186	8	17
	一般(特定洗濯物)	14		16		2	
	取次所	1,090		86		7	
	取次所(特定洗濯物)	15		4		-	
クリーニング無店舗取次店		48		2		1	
化製場等	死亡獣畜処理場	-	92	-	59	-	2
	第8条施設	-		-		-	
	畜舎家きん舎	92		59		2	
専用水道		131		153		12	
簡易専用水道		4,275		442		35	
小規模受水槽水道		18,112		413		19	
飲用井戸		22,094		78		-	
特定建築物		972		199		2	
温泉利用施設		84		52		-	
プール		61		146		28	
墓地等	墓地	796	1,213	38	77	-	5
	納骨堂	415		39		5	
	火葬場	2		-		-	
浄化槽		442		111		22	
浄化槽保守点検業		36		4		-	

令和元年度

博多区		中央区		南区		城南区		早良区		西区	
1,523		1,269		551		340		373		422	
7	17	2	4	-	-	-	-	-	-	-	-
4		-		-		-		-		-	
2		-		-		-		-		-	
-		1		-		-		-		-	
4		1		-		-		-		-	
578	633	501	548	14	17	6	6	14	21	11	21
55		47		3		-		7		10	
-		-		-		-		-		-	
-		-		2		-		-		4	
-	125	6	31	-	35	2	20	-	18	-	12
-		-		-		-		-		-	
22		9		2		-		6		-	
11		-		-		-		-		-	
8		-		6		-		-		-	
15		10		14		14		4		4	
49		-		-		-		-		-	
-		-		3		-		-		-	
20		6		10		4		8		8	
49		44		59		26		41		45	
214		357		160		53		76		67	
12	62	15	29	23	25	6	17	7	22	9	14
7		2		-		-		5		-	
39		12		2		11		10		5	
4		-		-		-		-		-	
-		-		-		-		1		-	
-	16	-	11	-	13	-	5	-	2	-	10
-		-		-		-		-		-	
16		11		13		5		2		10	
26		18		24		13		20		40	
133		79		24		51		44		76	
130		40		63		31		50		80	
-		6		15		40		8		9	
33		72		14		53		18		7	
11		3		24		2		10		2	
36		22		22		10		12		16	
10	16	-	3	23	38	2	2	2	10	1	3
6		3		15		-		8		2	
-		-		-		-		-		-	
21		-		18		11		20		19	
1		2		-		-		-		1	

第5目 検査

1 興行場

令和元年度

区	検査施設数	不適合施設数	不適合率 (%)	検査項目別不適合延件数							
				炭力	酸入	照度	温度	相湿度	対気流	浮遊粉じん	残留塩素
東	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
博多	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中央	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
城南	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
早良	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

2 旅館

令和元年度

区	検査施設数	不適合施設数	不適合率 (%)	検査項目別不適合延件数		
				残留塩素	照度	びり菌属
東	9	1	11.1	2	-	1
博多	101	10	9.9	9	-	1
中央	21	3	14.3	4	-	1
南	3	-	-	-	-	-
城南	3	-	-	-	-	-
早良	6	-	-	-	-	-
西	2	-	-	-	-	-
計	145	14	9.7	15	-	3

3 公衆浴場

令和元年度

区	検査施設数	不適合施設数	不適合率 (%)	検査項目別不適合延件数					
				濁度	過マンガン酸カリウム消費量	照度	残留塩素	びり菌属	大腸菌群
東	12	3	25.0	-	-	-	3	9	-
博多	64	16	25.0	-	-	14	5	9	-
中央	16	1	6.3	-	-	-	-	1	-
南	13	4	30.8	-	-	4	1	1	-
城南	10	-	-	-	-	-	-	-	-
早良	9	-	-	-	-	-	-	-	-
西	6	-	-	-	-	-	-	-	-
計	130	24	18.5	-	-	18	9	20	-

4 クリーニング所

令和元年度

区	リネンサプライ								
	検査 施設数	不適合 施設数	不適合 率 (%)	検査項目別不適合延件数					
				一 細 菌	般 菌	大 菌	腸 群	黄色ブドウ 球菌	色 調
東	1	1	100.0	-	-	-	-	1	-
博 多	1	1	100.0	1	-	-	-	-	-
中 央	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南	-	-	-	-	-	-	-	-	-
城 南	-	-	-	-	-	-	-	-	-
早 良	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	2	2	100.0	1	-	-	-	1	-

5 プール

令和元年度

区	検査 施設数	不適合 施設数	不適合 率 (%)	検査項目別不適合延件数							
				pH	濁度	過マンガン酸 カリウム消費量	総トリハ ロメタン	残 留 塩 素	一 般 細 菌	大腸菌	レジオ ネラ属 菌
東	14	3	21.4	-	-	-	-	3	-	-	-
博 多	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中 央	7	4	57.1	1	-	5	-	2	-	-	1
南	9	2	22.2	-	-	-	1	1	-	-	-
城 南	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
早 良	6	1	16.7	-	-	1	-	-	-	-	-
西	8	1	12.5	-	-	-	-	1	1	1	-
計	66	11	16.7	1	-	6	1	7	1	1	1

6 専用水道

令和元年度

	検査 施設数	不適合 施設数	不適合 率 (%)	検査項目別不適合延件数		
				残留塩素	大腸菌	嫌気性芽胞菌
東	8	-	-	-	-	-
博 多	12	-	-	-	-	-
中 央	10	-	-	-	-	-
南	18	-	-	-	-	-
城 南	8	-	-	-	-	-
早 良	12	-	-	-	-	-
西	26	-	-	-	-	-
計	94	-	-	-	-	-

7 簡易専用水道

令和元年度

	検査 施設数	不適合 施設数	不適合 率 (%)	不適合延件数
				残留塩素
東	30	1	3.3	2
博 多	63	2	3.2	2
中 央	44	1	2.3	1
南	17	1	5.9	1
城 南	30	-	-	-
早 良	23	-	-	-
西	44	-	-	-
計	251	5	2.0	6

8 小規模受水槽水道

令和元年度

	検査 施設数	不適合 施設数	不適合 率 (%)	不適合延件数
				残留塩素
東	15	-	-	-
博 多	74	7	9.5	7
中 央	30	2	6.7	3
南	40	-	-	-
城 南	21	-	-	-
早 良	34	1	2.9	1
西	51	1	2.0	1
計	265	11	4.2	12

9 飲用井戸

令和元年度

	検査 施設数	不適合 施設数	不適合 率 (%)	不適合延件数
				残留塩素
東	-	-	-	-
博 多	-	-	-	-
中 央	1	-	-	-
南	9	1	11.1	1
城 南	19	1	5.3	1
早 良	5	1	20.0	1
西	7	-	-	-
計	41	3	7.3	3

10 特 定 建 築 物

(1) 用 途 別

用 途	区	検 査 施設数	不適合 施設数	項 目 別 検 査 数																	
				温 度			相 対 湿 度			気 流			CO ₂			CO			浮 遊 粉 じ ん		
				検査数	不適数	対象外	検査数	不適数	対象外	検査数	不適数	対象外	検査数	不適数	対象外	検査数	不適数	対象外	検査数	不適数	対象外
興 行 場 集 会 場	東	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	博多	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	中央	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	南	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	城南	1	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1		
	早良	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	西	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	計	1	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1		
大 規 模 小 売 店 舗 (百 貨 店)	東	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	博多	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	中央	4	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1		
	南	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	城南	5	-	5	-	5	5	-	5	5	-	-	5	-	-	5	-	-	5		
	早良	1	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1		
	西	1	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	3	-	-	1	-	-	1		
	計	11	-	8	-	5	8	-	5	8	-	-	10	-	-	8	-	-	8		
図 書 館 博 物 館 美 術 館	東	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	博多	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	中央	1	-	2	-	-	2	-	-	2	-	-	2	-	-	2	-	-	2		
	南	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	城南	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	早良	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	西	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	計	1	-	2	-	-	2	-	-	2	-	-	2	-	-	2	-	-	2		
遊 技 場	東	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	博多	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	中央	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	南	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	城南	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	早良	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	西	1	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1		
	計	1	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1		

項 目 別 検 査 数																			合 計		
ホルムアルデヒド			残留塩素							pH値		臭気		外観		濁度		検査数	不適数	対象外	
検査数	不適数	対象外	飲料水		給湯水			雑用水		雑用水		雑用水		雑用水		検査数	不適数				
			検査数	不適数	残留 測定数	(湯温)	不適数	対象外	検査数	不適数	検査数	不適数	検査数	不適数	検査数			不適数			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	32	-	10
-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	-	-
3	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	-	-
3	-	-	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	61	-	10
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	-	-
1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	-	-

用途	区	検査施設数	不適合施設数	項目別検査数																	
				温度			相対湿度			気流			CO ₂			CO			浮遊粉じん		
				検査数	不適数	対象外	検査数	不適数	対象外	検査数	不適数	対象外	検査数	不適数	対象外	検査数	不適数	対象外	検査数	不適数	対象外
店舗	東	1	-	1	-	1	1	-	1	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-
	博多	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	中央	3	1	4	-	-	4	1	-	4	-	-	4	-	-	4	-	-	4	-	-
	南	3	1	2	-	2	2	-	2	2	-	-	2	-	-	2	-	-	2	-	-
	城南	1	1	1	-	1	1	-	1	1	-	-	1	1	-	1	-	-	1	-	-
	早良	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	西	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	8	3	8	-	4	8	1	4	8	-	-	8	1	-	8	-	-	8	-	-
事務所	東	1	1	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-
	博多	4	-	4	-	1	4	-	1	4	-	-	4	-	-	4	-	-	4	-	-
	中央	10	5	17	-	-	17	1	-	17	-	-	17	4	-	17	-	-	17	-	-
	南	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	城南	1	1	2	-	-	2	-	-	2	-	-	2	2	-	2	-	-	2	-	-
	早良	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	西	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	16	7	24	-	1	24	1	1	24	-	-	24	6	-	24	-	-	24	-	-
学校 (研修施設を含む)	東	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	博多	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	中央	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	南	4	-	5	-	2	5	-	2	5	-	-	5	-	-	5	-	-	5	-	-
	城南	18	9	18	-	1	18	-	1	18	-	-	18	2	-	18	-	-	18	-	-
	早良	6	-	1	-	2	1	-	2	3	-	-	3	-	-	3	-	-	3	-	-
	西	1	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-
	計	29	9	25	-	5	25	-	5	27	-	-	27	2	-	27	-	-	27	-	-
旅館	東	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	博多	5	-	4	-	2	5	-	2	5	-	-	5	-	-	5	-	-	5	-	-
	中央	17	2	10	-	-	10	2	-	10	-	-	10	-	-	10	-	-	10	-	-
	南	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	城南	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	早良	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	西	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	24	2	14	-	2	15	2	2	15	-	-	15	-	-	15	-	-	15	-	-
合計	東	2	1	2	-	1	2	-	1	2	-	-	2	-	-	2	-	-	2	-	-
	博多	9	-	8	-	3	9	-	3	9	-	-	9	-	-	9	-	-	9	-	-
	中央	35	8	34	-	-	34	4	-	34	-	-	34	4	-	34	-	-	34	-	-
	南	7	1	7	-	4	7	-	4	7	-	-	7	-	-	7	-	-	7	-	-
	城南	26	11	27	-	7	27	-	7	27	-	-	27	5	-	27	-	-	27	-	-
	早良	8	-	2	-	2	2	-	2	4	-	-	4	-	-	4	-	-	4	-	-
	西	4	-	3	-	-	3	-	-	3	-	-	5	-	-	3	-	-	3	-	-
	計	91	21	83	-	17	84	4	17	86	-	-	88	9	-	86	-	-	86	-	-

項			目 別 検 査 数															合 計		
ホルムアルデヒド			残留塩素								pH値		臭気		外観		濁度			
検査数	不適数	対象外	飲料水		給湯水			雑用水		雑用水		雑用水		雑用水		雑用水		検査数	不適数	対象外
			検査数	不適数	残留 測定数	(湯温)	不適数	対象外	検査数	不適数	検査数	不適数	検査数	不適数	検査数	不適数	検査数			
-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	-	2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	29	1	-
-	-	-	2	-	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	16	1	4
-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	2	2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1	-	-	8	1	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	59	4	8
-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	8	1	-
2	-	-	1	-	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	29	2	2
4	-	-	10	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	116	6	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	14	3	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	-	-	13	1	-	-	-	-	4	4	-	-	-	-	-	-	-	167	12	2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	8	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	40	-	4
-	-	-	19	-	-	-	-	-	18	7	-	-	-	-	-	-	-	145	9	2
-	-	-	6	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	22	-	4
1	-	-	1	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	9	1	-
1	-	-	35	-	-	1	-	-	22	8	-	-	-	-	-	-	-	217	10	10
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	-	-	5	-	-	5	1	-	5	2	-	-	-	-	-	-	-	47	3	4
3	-	-	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	81	2	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-
-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
6	-	-	26	-	-	5	1	-	5	2	-	-	-	-	-	-	-	131	5	4
-	-	-	2	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	15	1	2
5	-	-	7	-	-	5	1	-	7	4	-	-	-	-	-	-	-	77	5	6
9	-	-	37	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	250	9	-
-	-	-	10	-	-	-	-	-	4	1	-	-	-	-	-	-	-	56	1	8
-	-	-	24	1	-	-	-	-	20	8	-	-	-	-	-	-	-	206	14	14
-	-	-	9	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	31	-	4
5	-	-	4	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	30	1	-
19	-	-	93	2	-	6	1	-	34	15	-	-	-	-	-	-	-	665	31	34

(2) 規 模 別

用 途	区	検 査 施設数	不適合 施設数	項 目 別 検 査 数																		
				温 度			相 対 湿 度			気 流			CO ₂			CO			浮 遊 粉 じ ん			
				検査数	不適数	対象外	検査数	不適数	対象外	検査数	不適数	対象外	検査数	不適数	対象外	検査数	不適数	対象外	検査数	不適数	対象外	
3,000m ² ~ 5,000m ²	東	2	1	2	-	1	2	-	1	2	-	-	2	-	-	2	-	-	2	-	-	
	博多	2	-	2	-	-	2	-	-	2	-	-	2	-	-	2	-	-	2	-	-	
	中央	12	3	13	-	-	13	1	-	13	-	-	13	1	-	13	-	-	13	-	-	
	南	1	-	2	-	-	2	-	-	2	-	-	2	-	-	2	-	-	2	-	-	
	城南	6	-	6	-	4	6	-	4	6	-	-	6	-	-	6	-	-	6	-	-	
	早良	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	西	1	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	
	計	25	4	26	-	5	26	1	5	26	-	-	26	1	-	26	-	-	26	-	-	
5,000m ² ~ 8,000m ²	東	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	博多	4	-	3	-	2	4	-	2	4	-	-	4	-	-	4	-	-	4	-	-	
	中央	8	3	8	-	-	8	2	-	8	-	-	8	2	-	8	-	-	8	-	-	
	南	1	1	1	-	1	1	-	1	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	
	城南	2	2	3	-	1	3	-	1	3	-	-	3	3	-	3	-	-	3	-	-	
	早良	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	西	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	15	6	15	-	4	16	2	4	16	-	-	16	5	-	16	-	-	16	-	-	
8,000m ² 以上	東	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	博多	3	-	3	-	1	3	-	1	3	-	-	3	-	-	3	-	-	3	-	-	
	中央	15	2	13	-	-	13	1	-	13	-	-	13	1	-	13	-	-	13	-	-	
	南	5	-	4	-	3	4	-	3	4	-	-	4	-	-	4	-	-	4	-	-	
	城南	18	9	18	-	2	18	-	2	18	-	-	18	2	-	18	-	-	18	-	-	
	早良	7	-	2	-	2	2	-	2	4	-	-	4	-	-	4	-	-	4	-	-	
	西	3	-	2	-	-	2	-	-	2	-	-	4	-	-	2	-	-	2	-	-	
	計	51	11	42	-	8	42	1	8	44	-	-	46	3	-	44	-	-	44	-	-	
合 計	東	2	1	2	-	1	2	-	1	2	-	-	2	-	-	2	-	-	2	-	-	
	博多	9	-	8	-	3	9	-	3	9	-	-	9	-	-	9	-	-	9	-	-	
	中央	35	8	34	-	-	34	4	-	34	-	-	34	4	-	34	-	-	34	-	-	
	南	7	1	7	-	4	7	-	4	7	-	-	7	-	-	7	-	-	7	-	-	
	城南	26	11	27	-	7	27	-	7	27	-	-	27	5	-	27	-	-	27	-	-	
	早良	8	-	2	-	2	2	-	2	4	-	-	4	-	-	4	-	-	4	-	-	
	西	4	-	3	-	-	3	-	-	3	-	-	5	-	-	3	-	-	3	-	-	
	計	91	21	83	-	17	84	4	17	86	-	-	88	9	-	86	-	-	86	-	-	

項 目 別 検 査 数																		合 計			
ホルムアルデヒド			残留塩素								pH値		臭気		外観		濁度		検査数	不適数	対象外
検査数	不適数	対象外	飲料水		給湯水			雑用水		雑用水		雑用水		雑用水		雑用水					
			検査数	不適数	残塩 測定数	(湯温)	不適数	対象外	検査数	不適数	検査数	不適数	検査数	不適数	検査数	不適数	検査数	不適数			
-	-	-	2	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	15	1	2	
2	-	-	1	-	-	1	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	18	1	-	
3	-	-	13	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	94	3	-	
-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13	-	-	
-	-	-	4	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	42	-	8	
-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	
1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	-	-	
6	-	-	23	1	-	1	-	-	5	2	-	-	-	-	-	-	-	191	5	10	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
1	-	-	3	-	-	2	1	-	3	1	-	-	-	-	-	-	-	32	2	4	
2	-	-	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	58	4	-	
-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	8	1	2	
-	-	-	2	1	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	21	5	2	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
3	-	-	14	1	-	2	1	-	5	3	-	-	-	-	-	-	-	119	12	8	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2	-	-	3	-	-	2	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	27	2	2	
4	-	-	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	98	2	-	
-	-	-	8	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	35	-	6	
-	-	-	18	-	-	-	-	-	17	7	-	-	-	-	-	-	-	143	9	4	
-	-	-	8	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	30	-	4	
4	-	-	3	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	22	1	-	
10	-	-	56	-	-	3	-	-	24	10	-	-	-	-	-	-	-	355	14	16	
-	-	-	2	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	15	1	2	
5	-	-	7	-	-	5	1	-	7	4	-	-	-	-	-	-	-	77	5	6	
9	-	-	37	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	250	9	-	
-	-	-	10	-	-	-	-	-	4	1	-	-	-	-	-	-	-	56	1	8	
-	-	-	24	1	-	-	-	-	20	8	-	-	-	-	-	-	-	206	14	14	
-	-	-	9	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	31	-	4	
5	-	-	4	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	30	1	-	
19	-	-	93	2	-	6	1	-	34	15	-	-	-	-	-	-	-	665	31	34	

11 家庭用品

令和元年度

区分	項目	検 体 数	検査項目及び件数																	計						
			ホルムアルデヒド	塩酸・硫酸	塩化ビニル	有機水銀	A P O	デ イ ル ド リ ン	T D B P P	T P T	K O H ・ N a O H	T B T	B D B P P	D T T B	メ タ ノ ー ル	テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	ジ ベン ズ [a,b] アントラセン	ベン ズ [a] アントラセン		ベン ゾ [a] ピレン	容 器 漏 水 試 験	器 落 下 試 験	耐 酸 ・ 耐 アルカリ 試験	圧 縮 ・ 変 形 試 験	
試験検査件数合計		62	56	-	-	-	-	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	6	6	6	86	
基準違反件数合計		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
織	おしめ	-/4	-/4			-																			-/4	
	おしめカバー	-/4	-/4			-																			-/4	
	よだれかけ	-/6	-/6			-																			-/6	
	下着	24月以内	-/6	-/6			-																			-/6
		上記を除く	-	-			-																			-
	中衣	24月以内	-/6	-/6			-																			-/6
		上記を除く	-	-			-																			-
	外衣	24月以内	-/6	-/6			-																			-/6
		上記を除く	-	-			-																			-
	手袋	24月以内	-	-			-																			-
上記を除く		-	-			-																			-	
くつ下	24月以内	-/6	-/6			-																			-/6	
	上記を除く	-	-			-																			-	
製	たび	-	-			-																			-	
	帽子	24月以内	-/4	-/4			-																		-/4	
		上記を除く	-	-			-																		-	
	衛生バンド	-	-			-																			-	
	衛生パンツ	-	-			-																			-	
	寝衣	24月以内	-/6	-/6			-																		-/6	
		上記を除く	-	-			-																		-	
	寝具	24月以内	-/2	-/2			-																		-/2	
		上記を除く	-	-			-																		-	
	床敷物	-	-			-																			-	
カーテン	-	-			-																			-		
家庭用毛糸	-	-			-																			-		
家庭用品	家庭用接着剤	-/6	-/6			-																			-/6	
	かつら等の接着剤	-	-			-																			-	
	家庭用塗料	-	-			-																			-	
	家庭用ワックス	-	-			-																			-	
	靴墨・靴クリーム	-	-			-																			-	
	家庭用エアゾル製品	-	-			-																			-	
	住宅用洗剤	-	-			-																			-	
	家庭用洗剤	-/6	-/6			-																			-/30	
	木材防腐剤・防虫剤	-	-			-																			-	

(注) □: 基準がなく、検査の対象にならないもの。
分母: 試験検査件数 分子: 基準違反件数

第6目 報告徴収

専用水道設置者及び特定建築物届出者に対し平成30年度の維持管理に関する報告を求め、提出された報告書については内容を審査し必要な指導等を行った。

また、報告の無かった施設については、立入検査を行い維持管理状況について確認するとともに必要な指導等を行った。

1 専用水道

区	報告対象 施設数	報告 施設数	提出率 (%)
東	27	27	100.0
博多	20	20	100.0
中央	17	17	100.0
南	24	24	100.0
城南	9	9	100.0
早良	12	12	100.0
西	23	23	100.0
計	132	132	100.0

2 特定建築物

区	報告対象 施設数	報告 施設数	報告施設数内訳							提出率 (%)
			興行場	百貨店	店舗	事務所	学校	旅館	その他	
東	77	77	3	6	14	17	19	8	10	100.0
博多	421	416	9	8	35	271	25	61	7	98.8
中央	305	303	5	15	32	190	14	38	9	99.3
南	24	24	-	2	4	9	5	1	3	100.0
城南	26	26	1	5	1	1	18	-	-	100.0
早良	43	43	2	1	2	19	14	1	4	100.0
西	60	60	1	27	1	8	15	1	7	100.0
計	956	949	21	64	89	515	110	110	40	99.3

第7目 行政処分等件数

令和元年度

区 分	営業停止	業務停止	改善命令	指 導	始 末 書
興 行 場	-	-	-	-	-
旅 館	-	-	-	52	-
公 衆 浴 場	-	-	-	23	-
理 容 所	-	-	-	71	-
美 容 所	-	-	-	323	-
ク リ ー ニ ン グ 所 ※	-	-	-	17	-
プ ー ル	-	-	-	10	-
化 製 場 等	-	-	-	-	-
専 用 水 道	-	-	-	-	-
簡 易 専 用 水 道	-	-	-	454	-
小 規 模 受 水 槽 水 道	-	-	-	14	-
特 定 建 築 物	-	-	-	7	-
温 泉 利 用 施 設	-	-	-	1	-
墓 地 等	-	-	-	-	-
浄 化 槽	-	-	-	59	-
計	-	-	-	1,031	-

※クリーニング所には、クリーニング無店舗取次店を含む。

第8目 簡易専用水道法定検査

令和元年度

区	設置施設数	受検施設数	検 査 結 果			受検率 (%)
			良好	要改善	速改善	
東	633	592	467	122	3	93.5
博 多	1,088	974	778	193	3	89.5
中 央	985	959	773	181	5	97.4
南	547	512	382	126	4	93.6
城 南	231	226	186	37	3	97.8
早 良	388	371	314	53	4	95.6
西	403	384	308	74	2	95.3
計	4,275	4,018	3,208	786	24	94.0

第9目 苦情等監視施設数

令和元年度

区	苦情等監視施設数
	衛生課
東	21
博 多	134
中 央	61
南	20
城 南	14
早 良	22
西	32
合 計	304

第10目 衛生講習会

令和元年度

研修内容	開催回数	出席者数
	7	198
理容所・美容所衛生講習会	(内訳)	
	博多区 開催回数	4回 出席者数 142人
	城南区 開催回数	1回 出席者数 18人
	早良区 開催回数	1回 出席者数 18人
	西区 開催回数	1回 出席者数 20人
その他 〔 公衆浴場, レジオネラ対策 ねずみ害虫など 〕	4	127
計	11	325

第11目 浄化槽

1 設置数

(1) 処理方式別

令和元年度

区	年度末 施設数	単 独 処 理								合 併 処 理						
		旧構造基準				新構造基準				計	旧構造 基準	新構造基準				計
		腐敗 タンク	長時間 ばっ気	分離 ばっ気	その他	分離 接触 ばっ気	分離 ばっ気	その他	活性 汚泥			回転 接触	接触 ばっ気	長時間 ばっ気	その他	
東 区	125	3	12	13	3	23	11	-	65	-	-	7	3	50	60	
博 多 区	65	6	2	15	-	21	9	-	53	-	-	4	-	8	12	
中 央 区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
南 区	44	2	12	14	-	8	5	-	41	-	-	1	-	2	3	
城 南 区	21	-	9	1	-	3	4	-	17	-	-	1	-	3	4	
早 良 区	40	1	5	2	-	6	6	-	20	-	-	3	-	17	20	
西 区	147	3	-	7	1	25	5	1	42	-	-	14	1	90	105	
計	442	15	40	52	4	86	40	1	238	-	-	30	4	170	204	

(2) 規模別

令和元年度

区	0~50人槽			51~500			501~		
	単独	合併	計	単独	合併	計	単独	合併	計
東 区	58	47	105	7	10	17	-	3	3
博 多 区	47	8	55	6	4	10	-	-	-
中 央 区	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南 区	39	2	41	2	1	3	-	-	-
城 南 区	15	3	18	2	1	3	-	-	-
早 良 区	18	16	34	2	4	6	-	-	-
西 区	40	81	121	2	20	22	-	4	4
計	217	157	374	21	40	61	-	7	7

(3) 用途別

令和元年度

区	集会施設	住 宅			宿泊施設	医療施設	店舗	娯楽施設	車庫施設	学校	事務所	作業所	その他
		専住	共住	その他									
東 区	5	38	26	10	3	-	7	2	-	-	28	4	2
博 多 区	-	13	6	-	3	2	7	-	7	-	15	11	1
中 央 区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南 区	-	20	18	-	-	-	3	-	-	-	3	-	-
城 南 区	-	9	6	-	-	-	1	2	-	-	1	1	1
早 良 区	-	22	7	3	1	-	4	1	-	-	1	1	-
西 区	3	79	11	5	6	1	17	5	3	6	6	4	1
計	8	181	74	18	13	3	39	10	10	6	54	21	5

(4) 浄化槽設置届及び廃止届

令和元年度

区	5~20人槽		21~50		51~100		101~200		201~300		301~500		501~		計	
	届出	廃止	届出	廃止	届出	廃止	届出	廃止	届出	廃止	届出	廃止	届出	廃止	届出	廃止
東 区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1
	-	-	-	-	-	-	-	-	▲ 1	-	-	-	-	-	▲ 1	-
博 多 区	-	3	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4
	▲ 3	-	▲ 1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	▲ 4	-
中 央 区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南 区	-	8	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9
	▲ 8	-	▲ 1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	▲ 9	-
城 南 区	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
早 良 区	2	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1
	2	-	-	-	▲ 1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
西 区	1	4	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	3	5
	▲ 3	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	▲ 2	-
計	4	15	1	3	-	1	1	-	-	1	-	-	-	-	6	20
	▲ 11	-	▲ 2	-	▲ 1	-	1	-	▲ 1	-	-	-	-	-	▲ 14	-

2 法定検査受検状況

(1) 浄化槽法第7条（設置後等の水質検査）

令和元年度

区	受検施設数	総合判定		
		適正	おおむね適正	不適正
東区	1	-	1	-
博多区	1	-	1	-
中央区	-	-	-	-
南区	-	-	-	-
城南区	1	-	1	-
早良区	2	2	-	-
西区	4	4	-	-
計	9	6	3	-

(2) 浄化槽法第11条（定期検査）

令和元年度

区	対象施設数	受検施設数	総合判定			受検率 (%)
			適正	おおむね適正	不適正	
東区	125	62	40	22	-	49.6
博多区	65	34	18	15	1	52.3
中央区	-	-	-	-	-	-
南区	44	7	4	3	-	15.9
城南区	21	6	2	4	-	28.6
早良区	40	23	17	6	-	57.5
西区	147	92	65	27	-	62.6
計	442	224	146	77	1	50.7

3 維持管理状況

(1) 保守点検業者登録数

令和元年度

区	令和元年度 度末登録 業者数	当年度 登録件数	当年度 廃止件数	営業所移転に 伴う変更			当年度 監視件数	監視率 (%)	処 分 等		
				増	減	差引			指導票	他処分	始末書
東 区	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
博 多 区	8	-	1	-	-	-	1	12.5	-	-	-
中 央 区	8	1	1	-	-	-	2	25.0	-	-	-
南 区	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
城 南 区	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
早 良 区	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西 区	6	-	-	-	-	-	1	16.7	-	-	-
計	36	1	2	-	-	-	4	11.1	-	-	-

(2) 保守点検業者の委託基数

令和元年度

区 分	東 区	博 多 区	中 央 区	南 区	城 南 区	早 良 区	西 区	計
浄化槽設置者数	125	65	-	44	21	40	147	442
保守点検委託基数	88	50	-	16	10	32	117	313
委託率 (%)	70.4	76.9	-	36.4	47.6	80.0	79.6	70.8

(3) 浄化槽清掃届出数

令和元年度

区 分	東 区	博 多 区	中 央 区	南 区	城 南 区	早 良 区	西 区	計
施 設 数	125	65	-	44	21	40	147	442
清 掃 実 施 数	106	43	-	14	7	25	93	288
清掃実施率 (%)	84.8	66.2	-	31.8	33.3	62.5	63.3	65.2

4 行政検収

令和元年度

区	検査施設数	不適合施設数	不適合率 (%)
東区	18	5	27.8
博多区	10	1	10.0
中央区	-	-	-
南区	11	-	0.0
城南区	4	1	25.0
早良区	9	5	55.6
西区	12	1	8.3
計	64	13	20.3

第2項 居住環境の衛生対策

第1目 ねずみ・衛生害虫駆除

感染症の発生を防止し、快適な生活環境を保持するため、市民及び事業者に対し、ねずみ、衛生害虫の駆除に関する啓発指導を行った。

1 セアカゴケグモ対策

(1) セアカゴケグモ対策基本方針に基づく取組

①啓発・広報の推進，②生息抑制・生息域の拡大防止，③発見時の迅速対応，④情報共有の4つを施策の柱に，対策事務局として，福岡市ゴケグモ類対策推進会議の開催，発見・通報に伴う駆除や計画駆除等の情報の集約・公表等を行った。

(2) 広報・啓発

セアカゴケグモを原因とした咬傷事故による健康被害を未然に防止するため，セアカゴケグモに関する情報を市民・事業者提供した。

- ・ 福岡市ホームページ
- ・ 市政だより（全市版 7月15日号）
- ・ チラシの配布，掲示
- ・ 市民向け講習会の開催（6月6日）

2 駆除指導相談業務

(1) 処理方法別相談件数

令和元年度

区	処 理 方 法				計
	電話指導	窓口指導	現地指導	その他	
東 区	317	12	83	3	415
博 多 区	114	1	10	8	133
中 央 区	55	2	13	4	74
南 区	107	3	16	4	130
城 南 区	53	3	13	8	77
早 良 区	54	5	49	3	111
西 区	98	4	44	16	162
計	798	30	228	46	1,102

(2) 種別相談件数

令和元年度

区 分	東 区	博多区	中央区	南 区	城南区	早良区	西 区	合 計
ネズミ	4	5	2	5	4	2	1	23
ハエ	-	2	-	-	-	1	-	3
蚊	2	-	1	1	1	3	-	8
ゴキブリ	6	2	1	2	1	1	1	14
アタマジラミ	-	-	-	-	-	-	-	0
コロモジラミ	-	-	-	-	-	-	-	0
ケジラミ	-	-	-	-	-	-	-	0
ノミ	-	1	-	-	-	1	1	3
ダニ	-	1	1	1	-	-	1	4
スズメバチ	55	18	16	50	36	24	45	244
アシナガバチ	17	23	7	20	10	23	6	106
ミツバチ	5	1	-	9	10	3	5	33
ユスリカ	-	-	-	-	-	2	2	4
チャタテムシ	-	-	-	-	-	-	-	0
シロアリ	-	1	2	-	1	1	2	7
アリ	16	4	2	1	5	5	5	38
アリガタバチ	-	-	-	-	-	-	-	0
ムカデ	1	1	-	-	1	-	-	3
ヤスデ	-	-	-	-	-	2	-	2
ケムシ	-	1	2	1	-	2	-	6
シバンムシ	-	-	-	-	-	-	-	0
シミ	-	-	-	-	-	-	-	0
ナメクジ	-	-	-	-	-	-	-	0
その他のハチ	12	5	6	24	-	13	20	80
ハト	1	9	-	1	1	5	3	20
ゴケグモ類	276	35	26	1	4	16	32	390
その他	20	24	8	14	3	7	38	114
合 計	415	133	74	130	77	111	162	1,102

第2目 除草対策

市民の清潔で快適な生活環境を確保するため、雑草が繁茂する空き地等の所有者または管理者による除草を推進した。

1 民有地

定期的な除草を必要とする民有地の所有者または管理者に対し、文書のほか電話や訪問により除草の要請を行った。

民有地における除草実施状況（箇所）

令和元年度

区	年度当初 要除草地	新規 要除草地	廃止 除草地	除草		年度末 要除草地 (B)	実施 箇所数 (C)	実施率 (%) $\frac{C-A}{B}$	実施要請 件数	相談件数
				実施済 (A)	未実施					
東区	519	30	38	38	0	511	464	83.4	176	145
博多区	350	21	19	19	0	352	356	95.7	76	39
中央区	97	15	21	21	0	91	109	96.7	21	32
南区	396	25	36	36	0	385	341	79.2	113	83
城南区	153	7	10	10	0	150	148	92.0	73	20
早良区	305	7	28	28	0	284	289	91.9	248	67
西区	409	35	51	51	0	393	409	91.1	96	98
計	2,229	140	203	203	0	2,166	2,116	88.3	803	484

2 公有用地

福岡市環境美化除草対策推進協議会を通じ、公共用地等における除草を推進した。

公共用地等における除草実施状況（㎡）

令和元年度

要除草地面積（A）	除草実施面積（B）	実施率（B/A）（%）
6,663,354	6,454,541	96.9

第3目 シックハウス対策

「シックハウス症候群」の原因と考えられる化学物質による室内空気汚染やダニ・カビの発生に関する相談に対応した。

シックハウスに関する相談件数及び簡易測定件数 令和元年度

区	室内空気環境		ダニ等	
	相談件数	簡易測定件数	相談件数	簡易測定件数
東 区	—	—	—	—
博多区	—	—	—	—
中央区	—	—	—	—
南 区	—	—	—	—
城南区	—	—	—	—
早良区	3	—	13	—
西 区	—	—	3	—
計	3	—	16	—

第4目 水質検査キット無料配布事業

(令和元年度)

	東 区	博 多 区	中 央 区	南 区	城 南 区	早 良 区	西 区	計
1 配布した市民等の数	163	22	3	20	27	113	228	576
2 配布したパックテストの数	302	54	9	55	27	133	228	808
3 配布した市民等からの相談件数	0	0	0	0	0	0	0	0
4 衛生指導を行った施設数 (検査の結果残塩不検出)	0	0	0	0	0	0	0	0
5 衛生指導を行った施設数 (残塩検出したが他に問題がある等)	0	0	0	0	0	0	0	0

第3項 社会福祉施設等の衛生対策

レジオネラ属菌やノロウイルス等による感染症の発生を未然に防止するため、各施設所管課等関係部署と連携を図りながら、社会福祉施設（高齢者福祉施設，障がい者福祉施設，児童福祉施設，保育所，認可外保育所）及び病院・医院における衛生対策の支援を行った。

特に、体力・抵抗力の弱い高齢者や乳幼児が利用する施設や循環式浴槽設備を有する施設に対しては、レジオネラ属菌の水質検査を行うなど重点的に指導・助言を行った。

社会福祉施設等の立入施設数及び立入件数

令和元年度

種別	区	立入施設数	立入件数	種別	区	立入施設数	立入件数
高齢者福祉施設	東	20	23	保育所	東	-	-
	博多	20	37		博多	16	16
	中央	19	28		中央	13	13
	南	49	83		南	25	33
	城南	44	58		城南	18	22
	早良	47	77		早良	2	3
	西	46	69		西	9	9
	計	245	375		計	83	96
障がい者福祉施設	東	4	4	認可外保育施設	東	-	-
	博多	-	-		博多	5	9
	中央	3	3		中央	8	8
	南	17	21		南	6	7
	城南	3	3		城南	2	4
	早良	11	14		早良	2	2
	西	29	46		西	14	14
	計	67	91		計	37	44
児童福祉施設	東	-	-	病院・医院・その他	東	21	23
	博多	-	-		博多	13	14
	中央	-	-		中央	17	18
	南	1	2		南	19	23
	城南	1	2		城南	9	9
	早良	-	-		早良	14	17
	西	1	1		西	21	21
	計	3	5		計	114	125

第3章 墓地・火葬場等管理

第1項 概 況

市内に散在する市有・区有墓地について，適正な財産の保全に努めるとともに環境衛生上等の問題に対処するため，環境整備及び墓地改葬を推進し，併せて公有地の有効利用を図った。

第2項 墓 地

(1) 市有管理墓地の筆数・面積及び経営・廃止の許可

市有管理墓地の筆数・面積及び経営・廃止の許可件数 令和元年度

所有区分	筆数(筆)	面積(m ²)	許 可		廃 止		一部廃止		その他	
			筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積
計	216	168,582	—	—	—	—	—	—	—	—
市 有	75	51,330	—	—	—	—	—	—	—	—
区 有	141	117,252	—	—	1	330	—	—	—	—

(2) 墓 地 管 理 人

令和元年度末現在で，市有墓地については延べ72人，区有墓地については130人に墓地管理人を委嘱している。

(3) 墓地環境整備

- 7筆（延べ5,007m²）の除草を実施した。
- 墓地整備工事
 - ・ 堅粕1号墓地中央通路照明改修工事
 - ・ 小笠木1号墓地階段設置工事

(4) 墓地改葬許可

改葬許可状況 令和元年度

計	東 区	博 多 区	中 央 区	南 区	城 南 区	早 良 区	西 区
449	58	146	65	62	16	24	78

第3項 火葬場

市立火葬場の利用状況

令和元年度

施設名	施設名称	利用状況				
		計	大人	小人	改葬	死産児
葬祭場	火葬炉(ガス炉)25基 胞衣炉1基	11,445	10,925	38	26	456
玄界島火葬場	火葬炉(灯油炉)1基	-	-	-	-	-
計		11,445	10,925	38	26	456

第4章 食品の安全確保（食品衛生）

第1項 施設監視等

第1目 概 況

食品の安全性確保に加え、食の安心を求める昨今の状況の変化を踏まえ、令和元年度福岡市食品衛生監視指導計画に基づき、食品関連事業者への監視指導、食品等の検査、市民及び食品関連事業者への情報提供並びに意見の交換（リスクコミュニケーション）、食品関連事業者による自主的衛生管理の推進等を実施した。

特に、生又は加熱不十分な状態で喫食することを目的とした鶏肉（内臓を含む。）（以下「加熱不十分な鶏肉等」という。）が原因と考えられるカンピロバクター食中毒が多発する状況が続いていることから、より効果的な指導・啓発を行うため、カンピロバクター食中毒対策として、加熱不十分な鶏肉等を提供する施設への重点的な監視及び指導を行った。また、食肉販売事業者に対し、鶏肉等には、加熱用である旨を表示や伝票等に記載して販売するよう指導した。併せて、同食中毒は、若年層の発生が多い傾向にあることから、市内の大学等においてチラシ配布、メール送信等により、加熱不十分な鶏肉等の喫食による食中毒リスクについて情報発信を実施し、消費者への積極的な啓発を行った。

また、平成30年6月に公布された「食品衛生法等の一部を改正する法律」により、原則として全ての食品関連事業者がHACCPに沿った衛生管理を実施することが制度化された（令和2年6月1日施行（経過措置期間令和3年5月31日まで））ことから、事業者が新たな制度に円滑に移行できるよう、講習会や施設監視等における周知、卸売市場におけるHACCP導入支援等を行った。

1 監視指導

食品関係営業施設は、食品衛生法・福岡県食品取扱条例による許可対象施設及び許可不要施設をあわせて48,589施設（前年度比489増）であり、これらを対象に59,018件の監視指導（臨時営業の監視件数は含まない。）を実施した。

このうち、加熱不十分な鶏肉等を提供する489施設に対して立入調査を行い、加熱不十分な鶏肉等の提供に伴う食中毒リスクの周知及び食材の衛生的な取扱いについて指導及び助言を行った。また、鶏肉等を取り扱う全ての食肉販売事業者506施設に対し、鶏肉等には、加熱用である旨を表示や伝票等に記載して販売するよう指導した。

食品流通の季節変動等の特性を踏まえ、春期、夏期及び年末に一斉監視を実施し、併せて食品表示の監視強化期間として表示の監視を行った。

屋台については、営業の適正化を図るため夜間監視を行った。

2 収去検査

食品等の収去検査は、理化学検査2,216件（前年度比30件減）、微生物学的検査1,030件（同108件減）であった。このうち、不適事例は、理化学検査で22件（不適率約1.0%）あり、微生物学的検査ではなかった。

さらに、収去検査の適正な実施及び信頼性の確保を図るため、「福岡市食品衛生検査施設業務管理実施要領」に基づく業務管理を行った。

3 食中毒発生状況

令和元年度の食中毒発生件数は26件（患者数206人）で、病因物質の内訳は、カンピロバクター15件（同97人）、アニサキス7件（同7人）、ノロウイルス2件（同72人）、化学物質1件（同23人）、サルモネラ属菌1件（同7人）であった。

（参考：平成30年度食中毒発生件数：30件、患者数：163名）

4 行政処分

食中毒等の原因施設に対し、行政処分その他必要な措置を行った。

5 衛生講習会

食中毒多発時期前（4～7月）を中心に、食品関連事業者、従業員等に対し、食中毒予防等についての講習会を行った。

6 監視員等研修

食品衛生監視員の資質の向上を図るため、監視員等研修を実施するとともに、厚生労働省等が行う外部研修に参加した。

7 関係機関との連携

（1）市内の連携

- ・市民の食の安全安心を総合的に確保するため、「福岡市食の安全安心の確保に関する連絡会議」を開催し、本市の食の安全安心に関する事業に関する意見交換及び情報共有を行った。

（2）国、関係自治体等との連携

- ・違反食品及び食中毒の関係施設等が市外の場合に、他都市食品衛生部局と連携して調査及び措置を行った。
- ・消防局及び公益社団法人福岡市食品衛生協会と連携を行い、食品衛生、防災、食中毒の賠償共済等に関する新規開業者を対象とした講習会を合同で開催した。
- ・九州農政局福岡県拠点、福岡県等との食品表示に関する連絡会議に参加し、情報及び意見を交換した。
- ・福岡検疫所、九州各県及び保健所設置市との輸入食品に関する連絡会議に参加し、情報及び意見を交換した。
- ・厚生労働省や九州各県、大都市等の自治体との連絡会議に参加し、食品に関する情報及び意見を交換した。
- ・厚生労働省、九州各県及び保健所設置市との協議会に参加し、構成員等間の連絡体制の整備について協議を行った。

第2目 施設数

1 食品衛生法の許可を要する施設

令和元年度

業種別	30年度末総数	元年度末総数	東	博多	中央	南	城南	早良	西	
平成30年度末総数	32,737		4,297	9,715	9,264	3,037	1,270	2,782	2,372	
令和元年度末総数		33,119	4,402	9,758	9,369	3,065	1,281	2,810	2,434	
増減		382	105	43	105	28	11	28	62	
小計	21,983	22,354	2,445	7,073	7,017	1,903	804	1,775	1,337	
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	15,913	16,021	1,650	4,482	5,402	1,395	641	1,442	1,009
	仕出し・弁当屋	1,175	1,186	210	218	239	182	64	144	129
	旅館	205	204	20	83	78	3	3	2	15
	その他	4,690	4,943	565	2,290	1,298	323	96	187	184
菓子製造業	1,487	1,542	252	257	392	223	85	168	165	
乳処業	2	2	-	-	-	2	-	-	-	
特別牛乳搾取処業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
乳製品製造業	16	17	2	2	7	3	-	2	1	
集乳業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
魚介類販売業	1,740	1,756	318	427	391	186	84	175	175	
魚介類せり売り営業	4	4	1	-	2	-	-	-	1	
魚肉ねり製品製造業	49	46	9	14	10	5	3	3	2	
食品の冷凍または冷蔵業	203	209	82	45	33	18	6	14	11	
かん詰またはびん詰食品製造業	9	9	1	4	1	-	-	2	1	
喫茶店営業	2,158	2,133	403	633	518	173	65	142	199	
あん類製造業	6	6	1	1	1	1	-	1	1	
アイスクリーム類製造業	41	41	9	3	16	7	-	4	2	
乳類販売業	2,616	2,534	422	650	485	283	122	287	285	
食肉処業	41	42	19	8	1	2	1	4	7	
食肉販売業	1,864	1,887	340	512	361	210	96	183	185	
食肉製品製造業	10	10	2	6	-	-	-	1	1	
乳酸菌飲料製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
食用油脂製造業	12	13	4	2	3	2	1	-	1	
マーカリンまたはショートニング製造業	1	1	1	-	-	-	-	-	-	
みそ製造業	13	15	4	-	2	1	-	1	7	
醤油製造業	9	9	2	2	1	-	-	2	2	
ソーズ類製造業	9	9	3	1	3	-	-	-	2	
酒類製造業	10	10	-	4	2	1	1	-	2	
豆腐製造業	32	29	4	7	4	3	2	7	2	
納豆製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
めん類製造業	92	93	17	20	21	9	4	11	11	
そうざい製造業	281	303	50	74	88	27	7	27	30	
添加物製造業	9	8	5	1	-	2	-	-	-	
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
清涼飲料水製造業	14	13	4	2	2	2	-	1	2	
氷雪製造業	5	6	-	3	3	-	-	-	-	
氷雪販売業	21	18	2	7	5	2	-	-	2	

2 食品衛生法の許可を要しない施設（福岡県食品取扱条例の許可を要する施設を含む）

令和元年度

業 種 別	30年度末総数	元年度末総数	東	博多	中央	南	城南	早良	西	
平成30年度末総数	15,363		2,584	3,962	2,024	1,942	677	2,347	1,827	
令和元年度末総数		15,470	2,601	3,988	2,035	1,944	684	2,331	1,887	
増 減		107	17	26	11	2	7	▲16	60	
乳 さ く 取 業	11	11	-	-	-	-	-	5	6	
漬 物 製 造 業	224	228	24	19	10	20	4	89	62	
許可・届出を要しない食品製造業	344	344	55	119	28	61	19	28	34	
野 菜 果 物 販 売 業	2,637	2,637	416	534	266	374	101	523	423	
そ う ざ い 販 売 業	1,854	1,881	305	624	232	265	95	140	220	
菓 子（パンを含む）販売業	3,232	3,230	579	968	389	344	107	495	348	
上 記 以 外 の 食 品 販 売 業	4,388	4,415	764	1,281	769	502	129	652	318	
添 加 物 の 製 造 業	2	2	1	-	-	-	-	-	1	
添 加 物 の 販 売 業	868	868	162	151	111	157	40	127	120	
器具・容器・おもちゃの製造業又は販売業	685	684	102	99	113	49	51	120	150	
給食施設 集団給食施設	小 計	843	895	178	134	89	132	81	144	137
	学 校	104	98	20	13	11	15	6	16	17
	病 院 ・ 診 療 所	128	123	30	16	17	18	8	21	13
	事 業 所	65	62	18	13	3	8	-	15	5
	そ の 他	546	612	110	92	58	91	67	92	102
	届出を要しない給食施設	275	275	15	59	28	40	57	8	68

※平成29年度から添加物の製造業を追加

3 福岡県食品取扱条例の許可を要する施設

令和元年度

業 種 別	30年度末総数	元年度末総数	東	博多	中央	南	城南	早良	西
平成30年度末総数	2,929		489	806	599	280	152	288	315
令和元年度末総数		3,031	504	832	621	287	152	293	342
増 減		102	15	26	22	7	-	5	27
と ころ て ん 製 造 業	5	5	4	1	-	-	-	-	-
お き う と 製 造 業	4	5	3	1	-	1	-	-	-
食 品 販 売 業	2,855	2,964	478	823	611	286	151	290	325
食 品 行 商	16	15	-	3	8	-	1	1	2
魚 介 類 行 商	49	42	19	4	2	-	-	2	15

4 業態別法許可施設数

令和元年度

業種別	業態別	総数	東	博多	中央	南	城南	早良	西	
飲食店営業	一般食堂 レストラン等	一般食堂	14,430	1,614	3,972	4,662	1,333	595	1,368	886
		レストラン	300	11	57	182	13	7	6	24
		すし屋	336	16	106	120	18	17	33	26
		そば屋	50	1	18	21	2	1	6	1
		うどん屋	127	4	57	48	3	2	6	7
		中華店	133	-	60	42	3	1	8	19
		料理店	130	3	56	44	9	7	6	5
		主として喫茶	515	1	156	283	14	11	9	41
	仕出し屋 弁当屋	仕出し屋	229	35	64	41	36	14	22	17
		弁当屋	957	175	154	198	146	50	122	112
	旅館	旅館	204	20	83	78	3	3	2	15
	その他	カフェー	593	1	580	8	-	1	2	1
		バー	2,144	7	1,220	796	36	16	57	12
		キャバレー	8	-	8	-	-	-	-	-
		酒房	17	-	9	5	-	1	2	-
		そうざい	473	63	100	108	63	37	49	53
		自動販売機	222	37	80	57	15	4	15	14
		その他	1,486	457	293	324	209	37	62	104
	菓子製造業	一般	1,150	153	193	339	172	68	102	123
		パン	172	22	26	22	18	13	42	29
		簡易	18	1	9	3	-	-	5	-
		その他	202	76	29	28	33	4	19	13
魚介類販売業	一般	561	109	85	160	57	26	56	68	
	冷凍魚介類	21	3	6	6	2	-	1	3	
	包装魚介類	1,160	201	335	223	126	58	116	101	
	鯨肉	1	-	-	-	-	-	1	-	
	その他	13	5	1	2	1	-	1	3	
魚肉ねり製品 製造業	一般	31	7	11	6	3	1	1	2	
	簡易	3	-	1	-	-	-	2	-	
	その他	12	2	2	4	2	2	-	-	
喫茶店営業	一般	173	21	45	49	20	7	12	19	
	自動販売機	1,644	273	558	395	110	53	115	140	
	その他	316	109	30	74	43	5	15	40	
アイスクリーム 製造業	一般	23	3	1	12	2	-	4	1	
	その他	18	6	2	4	5	-	-	1	
乳類販売業	一般	1,865	319	462	346	215	101	217	205	
	自動販売機	599	94	173	133	54	16	61	68	
	卸売	59	8	13	6	14	5	9	4	
	その他	11	1	2	-	-	-	-	8	
食肉処理業	食肉処理	40	19	7	1	2	1	3	7	
	食鳥肉処理	2	-	1	-	-	-	1	-	
食肉販売業	一般	513	88	127	98	62	27	59	52	
	食鳥肉(含むつ)	10	-	2	3	2	1	-	2	
	包装食肉	1,351	251	381	260	146	68	124	121	
	その他	13	1	2	-	-	-	-	10	
めん類製造業	一般	70	14	13	17	8	4	7	7	
	乾めん	2	1	-	1	-	-	-	-	
	生めん	21	2	7	3	1	-	4	4	
清涼飲料水製造業	一般	13	4	2	2	2	-	1	2	
	炭酸飲料	-	-	-	-	-	-	-	-	
氷雪製造業	一般	5	-	2	3	-	-	-	-	
	自動販売機	1	-	1	-	-	-	-	-	
氷雪販売業	一般	18	2	7	5	2	-	-	2	
	自動販売機	-	-	-	-	-	-	-	-	

5 ろ店飲食店等特殊形態営業の形態別施設数（再掲）

令和元年度

業種	形態	計	東	博多	中央	南	城南	早良	西	
飲食店	移動営業	393	125	69	57	75	17	17	33	
	ろ店	流し屋台	-	-	-	-	-	-	-	-
		定置屋台	105	1	41	63	-	-	-	-
	仮設	季節的営業	9	7	-	-	-	-	-	2
		仮設営業	979	324	183	204	134	20	45	69
	計		1,486	457	293	324	209	37	62	104
喫茶店営業	移動営業	41	12	2	7	11	-	2	7	
	ろ店	流し屋台	5	-	3	-	-	1	-	1
		定置屋台	-	-	-	-	-	-	-	-
	仮設	季節的営業	8	4	1	-	-	-	1	2
		仮設営業	262	93	24	67	32	4	12	30
	計		316	109	30	74	43	5	15	40
菓子製造業	移動営業	45	16	5	4	13	1	3	3	
	ろ店	流し屋台	1	-	-	-	1	-	-	-
		定置屋台	-	-	-	-	-	-	-	-
	仮設	季節的営業	-	-	-	-	-	-	-	-
		仮設営業	156	60	24	24	19	3	16	10
	計		202	76	29	28	33	4	19	13
アイスクリーム類製造業	移動営業	4	1	-	1	2	-	-	-	
	ろ店	流し屋台	-	-	-	-	-	-	-	-
		定置屋台	-	-	-	-	-	-	-	-
	仮設	季節的営業	-	-	-	-	-	-	-	-
		仮設営業	14	5	2	3	3	-	-	1
	計		18	6	2	4	5	-	-	1
魚肉ねり製品製造業	移動営業	-	-	-	-	-	-	-	-	
	仮設	季節的営業	-	-	-	-	-	-	-	
		仮設営業	12	2	2	4	2	2	-	-
	計		12	2	2	4	2	2	-	-
魚介類販売業	移動営業	13	5	1	2	1	-	1	3	
乳類販売業	移動営業	11	1	2	-	-	-	-	8	
食肉販売業	移動営業	13	1	2	-	-	-	-	10	

6 食品衛生法による許可及び廃業件数

業 種 別	計			東			博 多			中 央		
	新規	更新	廃業	新規	更新	廃業	新規	更新	廃業	新規	更新	廃業
平成30年度総数	4,217	2,469	4,173	394	355	316	1,270	627	1,327	1,644	709	1,514
令和元年度総数	4,240	3,234	3,858	438	497	333	1,330	880	1,287	1,569	894	1,464
増 減	23	765	▲ 315	44	142	17	60	253	▲ 40	▲ 75	185	▲ 50
飲 食 店												
小 計	2,986	2,132	2,615	281	270	195	983	613	897	1,161	651	1,056
一般食堂・レストラン等	1,590	1,670	1,482	185	200	135	442	454	446	582	511	537
仕出し屋・弁当屋	138	94	127	22	17	25	22	20	32	21	19	18
旅 館	7	26	8	-	1	-	2	15	5	4	8	2
そ の 他	1,251	342	998	74	52	35	517	124	414	554	113	499
菓 子 製 造 業	325	167	270	30	42	18	77	30	72	154	29	136
乳 処 理 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特別牛乳さく取処理業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳 製 品 製 造 業	2	2	1	-	-	-	1	-	1	1	1	-
集 乳 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
魚 介 類 販 売 業	209	179	193	26	43	21	53	46	54	58	37	63
魚 介 類 せ り 売 営 業	-	3	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-
魚 肉 練 り 製 品 製 造 業	9	5	12	-	1	-	5	1	5	4	1	6
食品の冷凍または冷蔵業	11	20	5	2	5	1	3	6	1	2	2	1
かん詰またはびん詰食品製造業	-	2	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
喫 茶 店 営 業	250	152	275	36	30	26	83	31	127	76	53	71
あ ん 類 製 造 業	-	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
アイスクリーム類製造業	6	2	6	1	-	1	1	-	2	1	2	-
乳 類 販 売 業	168	307	250	26	54	40	46	75	63	37	69	60
食 肉 処 理 業	5	2	4	1	2	-	2	-	-	-	-	1
食 肉 販 売 業	213	192	190	29	35	25	59	58	53	63	33	62
食 肉 製 品 製 造 業	1	3	1	-	-	-	1	2	1	-	-	-
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食 用 油 脂 製 造 業	1	1	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-
マーガリンまたはショートニング製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
み そ 製 造 業	2	1	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-
醤 油 製 造 業	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ソ ー ス 類 製 造 業	-	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-
酒 類 製 造 業	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
豆 腐 製 造 業	-	7	3	-	2	1	-	2	-	-	1	-
納 豆 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
め ん 類 製 造 業	7	11	6	-	2	-	5	3	3	1	1	3
そ う ざ い 製 造 業	44	29	22	5	6	5	10	7	6	10	10	4
添 加 物 製 造 業	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
清 涼 飲 料 水 製 造 業	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-
水 雪 製 造 業	1	1	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-
水 雪 販 売 業	-	7	3	-	-	-	-	4	1	-	1	1

南			城南			早良			西		
新規	更新	廃業	新規	更新	廃業	新規	更新	廃業	新規	更新	廃業
288	227	324	123	101	118	231	221	247	267	229	327
307	297	279	116	125	105	220	312	192	260	229	198
19	70	▲ 45	▲ 7	24	▲ 13	▲ 11	91	▲ 55	▲ 7	-	▲ 129
202	195	179	74	78	66	146	185	125	139	140	97
131	157	137	55	62	52	101	166	105	94	120	70
22	18	23	9	6	8	22	9	10	20	5	11
-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	1	1
49	20	19	9	9	6	23	10	10	25	14	15
22	26	22	14	8	9	15	17	8	13	15	5
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18	12	15	11	7	4	12	20	7	31	14	29
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
-	1	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-
2	3	-	-	2	-	2	2	1	-	-	1
-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
23	15	19	5	5	5	11	13	17	16	5	10
-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
1	-	-	-	-	-	1	-	3	1	-	-
15	21	24	6	13	18	16	42	17	22	33	28
-	-	-	-	-	-	2	-	2	-	-	1
17	19	14	4	10	1	12	22	10	29	15	25
-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-
-	-	2	-	-	-	-	2	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	1	-	-	-	-	-	3	-	1	1	-
6	2	3	2	-	1	3	2	1	8	2	2
-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-

7 福岡県食品取扱条例による許可及び廃業件数

業 種 別	総数			東			博多			中央		
	新規	更新	廃業	新規	更新	廃業	新規	更新	廃業	新規	更新	廃業
平成30年度総数	259	233	319	41	44	33	56	50	101	76	56	69
令和元年度総数	334	334	232	52	69	37	96	109	70	72	51	50
増 減	75	101	▲ 87	11	25	4	40	59	▲ 31	▲ 4	▲ 5	▲ 19
ところてん製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
おきうと製造業	1	2	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-
食品販売業	331	315	222	51	59	37	96	107	70	72	50	49
食品行商	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	1
魚介類行商	1	17	8	-	9	-	-	2	-	-	1	-

南			城南			早良			西		
新規	更新	廃業	新規	更新	廃業	新規	更新	廃業	新規	更新	廃業
19	13	31	11	17	17	24	20	30	32	33	38
28	23	21	14	11	14	21	39	16	51	32	24
9	10	▲ 10	3	▲ 6	▲ 3	▲ 3	19	▲ 14	19	▲ 1	▲ 14
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28	22	21	13	11	14	21	39	16	50	27	15
-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	5	8

第3目 監視活動

1 監視総数

(1) 食品衛生法の許可を要するもの

業種別	施設数 (A)	活動総数(B) = (C) + (D)									
		総数	東	博多	中央	南	城南	早良	西	食検	食肉
平成30年度総数	32,737	36,441	2,925	4,795	5,147	1,756	846	1,442	1,618	17,710	202
令和元年度総数	33,119	35,290	2,625	5,263	4,593	1,634	813	1,039	1,544	17,682	97
飲食店	22,354	11,826	1,528	3,931	3,466	950	420	633	898	-	-
小計	22,354	11,826	1,528	3,931	3,466	950	420	633	898	-	-
一般食堂・レストラン等	16,021	5,217	788	1,474	1,364	493	226	416	456	-	-
仕出し屋・弁当屋	1,186	1,372	230	241	228	252	150	102	169	-	-
旅館	204	78	7	39	19	2	2	1	8	-	-
その他	4,943	5,159	503	2,177	1,855	203	42	114	265	-	-
菓子製造業	1,542	1,532	249	455	376	173	90	79	110	-	-
乳処 理 業	2	8	-	-	-	8	-	-	-	-	-
特別牛乳さく取処理業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳製品製造業	17	24	-	5	4	12	-	-	3	-	-
集 乳 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
魚介類販売業	1,756	17,079	193	177	158	160	87	94	143	16,067	-
魚介類せり売営業	4	648	-	-	2	-	-	-	-	646	-
魚肉練り製品製造業	46	101	13	26	43	11	-	4	4	-	-
食品の冷凍または冷蔵業	209	428	36	32	6	9	6	10	6	323	-
かん詰またはびん詰食品製造業	9	5	-	3	-	-	-	1	1	-	-
喫茶店営業	2,133	804	134	200	245	72	15	25	113	-	-
あん類製造業	6	10	2	2	3	2	-	1	-	-	-
アイスクリーム類製造業	41	50	4	5	31	4	-	4	2	-	-
乳類販売業	2,534	581	137	115	48	73	79	65	64	-	-
食肉処 理 業	42	141	17	12	1	3	-	6	5	-	97
食肉販売業	1,887	1,246	185	176	153	105	82	86	136	323	-
食肉製品製造業	10	13	6	5	-	-	-	-	2	-	-
乳酸菌飲料製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食用油脂製造業	13	12	10	-	2	-	-	-	-	-	-
マーガリンまたはショートニング製造業	1	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-
みそ製造業	15	16	6	-	-	1	-	1	8	-	-
醤油製造業	9	15	6	3	3	-	-	-	3	-	-
ソース類製造業	9	14	7	2	3	-	-	-	2	-	-
酒類製造業	10	8	-	3	-	-	2	-	3	-	-
豆腐製造業	29	53	8	10	8	6	8	6	7	-	-
納豆製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
めん類製造業	93	100	23	18	14	19	10	7	9	-	-
そうざい製造業	303	226	49	74	25	26	14	17	21	-	-
添加物製造業	8	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
清涼飲料水製造業	13	16	7	6	-	-	-	-	3	-	-
氷雪製造業	6	328	-	3	2	-	-	-	-	323	-
氷雪販売業	18	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-

※平成30年度から食肉衛生検査所を追加

許可前調査指導 (C)								許可後監視 (D)										施設当 監視回数
総 数	東	博 多	中 央	南	城 南	早 良	西	総 数	東	博 多	中 央	南	城 南	早 良	西	食 検	食 肉	(B)/(A)
4,981	407	1,420	2,208	288	137	233	288	31,460	2,518	3,375	2,939	1,468	709	1,209	1,330	17,710	202	1.1
4,819	460	1,489	1,927	309	122	245	267	30,471	2,165	3,774	2,666	1,325	691	794	1,277	17,682	97	1.1
3,397	297	1,113	1,406	203	77	156	145	8,429	1,231	2,818	2,060	747	343	477	753	-	-	0.5
1,697	194	493	616	131	56	110	97	3,520	594	981	748	362	170	306	359	-	-	0.3
154	25	32	21	22	11	22	21	1,218	205	209	207	230	139	80	148	-	-	1.2
7	-	2	4	-	1	-	-	71	7	37	15	2	1	1	8	-	-	0.4
1,539	78	586	765	50	9	24	27	3,620	425	1,591	1,090	153	33	90	238	-	-	1.0
377	31	81	200	22	15	15	13	1,155	218	374	176	151	75	64	97	-	-	1.0
-	-	-	-	-	-	-	-	8	-	-	-	8	-	-	-	-	-	4.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	-	1	2	-	-	-	-	21	-	4	2	12	-	-	3	-	-	1.4
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
237	28	54	76	19	11	18	31	16,842	165	123	82	141	76	76	112	16,067	-	9.7
-	-	-	-	-	-	-	-	648	-	-	2	-	-	-	-	646	-	162.0
11	-	5	6	-	-	-	-	90	13	21	37	11	-	4	4	-	-	2.2
13	2	5	2	2	-	2	-	415	34	27	4	7	6	8	6	323	-	2.0
-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	3	-	-	-	1	1	-	-	0.6
283	36	93	97	23	6	11	17	521	98	107	148	49	9	14	96	-	-	0.4
-	-	-	-	-	-	-	-	10	2	2	3	2	-	1	-	-	-	1.7
7	1	1	1	1	-	2	1	43	3	4	30	3	-	2	1	-	-	1.2
176	27	47	40	15	6	19	22	405	110	68	8	58	73	46	42	-	-	0.2
8	1	5	-	-	-	2	-	133	16	7	1	3	-	4	5	-	97	3.4
240	31	62	80	17	5	16	29	1,006	154	114	73	88	77	70	107	323	-	0.7
2	-	2	-	-	-	-	-	11	6	3	-	-	-	-	2	-	-	1.3
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	-	-	2	-	-	-	-	10	10	-	-	-	-	-	-	-	-	0.9
-	-	-	-	-	-	-	-	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	3.0
2	1	-	-	1	-	-	-	14	5	-	-	-	-	1	8	-	-	1.1
-	-	-	-	-	-	-	-	15	6	3	3	-	-	-	3	-	-	1.7
-	-	-	-	-	-	-	-	14	7	2	3	-	-	-	2	-	-	1.6
-	-	-	-	-	-	-	-	8	-	3	-	-	2	-	3	-	-	0.8
-	-	-	-	-	-	-	-	53	8	10	8	6	8	6	7	-	-	1.8
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	-	6	1	-	-	-	1	92	23	12	13	19	10	7	8	-	-	1.1
52	5	13	14	6	2	4	8	174	44	61	11	20	12	13	13	-	-	0.7
-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	0.3
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	16	7	6	-	-	-	-	3	-	-	1.2
1	-	1	-	-	-	-	-	327	-	2	2	-	-	-	-	323	-	54.7
-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	0.1

(2) 食品衛生法の許可を要しないもの(福岡県食品取扱条例の許可を要するものを含む)

令和元年度

	施設数	総監視数									施設当監視数	
		総数	東	博多	中央	南	城南	早良	西	食検		
平成30年度総数	15,363	24,630	604	863	1,352	412	268	466	501	20,164	1.6	
令和元年度総数	15,470	23,728	708	888	1,292	346	228	339	378	19,549	1.5	
乳さく取業	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
漬物製造業	228	20	6	3	5	3	-	-	3	-	0.1	
許可・届出を要しない食品製造業	344	119	52	18	32	2	2	2	11	-	0.3	
野菜果物販売業	2,637	9,286	88	11	30	67	53	42	35	8,960	3.5	
そうざい販売業	1,881	417	79	62	118	58	19	51	30	-	0.2	
菓子(パン)販売業	3,230	1,135	103	313	522	57	49	46	45	-	0.4	
上記以外の食品販売業	4,415	11,828	61	385	527	76	50	75	65	10,589	2.7	
添加物の製造業	2	5	5	-	-	-	-	-	-	-	2.5	
添加物の販売業	868	119	72	-	-	10	5	12	20	-	0.1	
器具容器包装、おもちゃの製造業又は販売業	684	140	70	-	-	10	7	33	20	-	0.2	
給食施設	小計	895	634	170	78	58	63	43	76	146	-	0.7
	学校	98	77	23	8	1	8	5	19	13	-	0.8
	病院・診療所	123	95	17	11	12	23	5	14	13	-	0.8
	事業所	62	21	-	1	2	-	-	18	-	-	0.3
	その他	612	441	130	58	43	32	33	25	120	-	0.7
	届出を要しない給食施設	275	25	2	18	-	-	-	2	3	-	0.1

(3) 臨時営業の監視件数

令和元年度

業種	総数	東	博多	中央	南	城南	早良	西
臨時営業(食品販売業除く)	5,398	628	1,813	2,307	93	10	229	318
臨時営業(食品販売業)	167	10	83	57	2	-	1	14

※臨時営業：催事等に際し、短期間に限り簡易な施設を用いて行う営業

※総監視件数には含まない

(4) 福岡県食品取扱条例の許可を要するもの

令和元年度

業種別	施設数 (A)	活動総数 (B) = (C) + (D)						許可前調査指導 (C)						許可後監視 (D)						施設当 監視 件数 (B)/(A)							
		総 数 (B)	東	博 多	中 央	南	城 南	早 良	西	食 検	東	博 多	中 央	南	城 南	早 良	西	食 検									
平成30年度総数	2,929	11,882	216	200	153	88	69	112	96	10,948	43	61	121	19	13	24	32	11,569	173	139	32	69	56	88	64	10,948	4.1
令和元年度総数	3,031	11,271	189	205	150	109	95	89	101	10,333	52	97	112	33	15	21	51	10,890	137	108	38	76	80	68	50	10,333	3.7
とことん製造業	5	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	0.4
おきうと製造業	5	9	6	1	-	2	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	8	5	1	-	2	-	-	-	-	1.8
食品販売業	2,964	11,257	181	204	150	107	94	89	99	10,333	51	97	112	33	14	21	50	10,879	130	107	38	74	80	68	49	10,333	3.8
食品行商	15	2	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	0.1
魚介類行商	42	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0

(5) 重点監視指導の件数

令和元年度

重点指導施設区分		合計	東	博多	中央	南	城南	早良	西
全区共通	弁当、仕出し、惣菜製造等の大量調理施設	126	27	39	2	48	2	3	5
	ホテル、旅館、大型宴会場等の大型調理施設	106	1	60	33	-	-	3	9
	学校・病院・社会福祉施設等の給食施設	626	139	100	60	84	45	49	149
	生食魚介類提供施設	180	8	89	21	15	22	1	24
	生食用食肉類、焼肉提供施設	382	24	98	110	64	16	40	30
	生食用魚介類、生食用食肉類販売施設	253	6	42	28	94	41	3	39
	生菓子製造施設	129	-	30	4	72	17	2	4
	食品製造施設	225	36	88	27	32	21	1	20
	概ね過去3年間に食中毒、規格基準違反、苦情多発があった施設	39	-	17	13	-	6	3	-
	食中毒、違反食品、苦情等の関連施設	412	23	153	122	26	20	30	38
各区独自に計画	734	-	514	219	-	-	1	-	
計	3,212	264	1,230	639	435	190	136	318	

2 採点監視

(1) 食品衛生監視票※による採点件数，食品衛生票※による監視件数

業 種 別	食品衛生監視票による採点監視							
	総 数	東	博 多	中 央	南	城 南	早 良	西
平成30年度総数	306	52	123	53	17	16	27	18
令和元年度総数	304	51	102	54	33	10	30	24
飲食店	144	9	54	37	13	5	18	8
小計	144	9	54	37	13	5	18	8
一食・レストラン	109	5	43	30	6	4	15	6
仕出し弁当	20	3	4	2	7	1	1	2
旅館	8	-	5	3	-	-	-	-
その他	7	1	2	2	-	-	2	-
菓子製造業	21	-	13	2	4	-	1	1
乳処 理 業	2	-	-	-	2	-	-	-
乳製品製造業	5	-	2	-	2	-	-	1
集 乳 業	-	-	-	-	-	-	-	-
魚介類販売業	8	2	2	2	-	-	2	-
魚介類競り売り営業	-	-	-	-	-	-	-	-
魚肉練り製品製造業	7	2	3	1	1	-	-	-
食品の冷凍冷蔵業	18	8	2	3	1	-	2	2
かん詰・びん詰食品製造業	2	-	1	-	-	-	-	1
喫茶店営業	-	-	-	-	-	-	-	-
あん類製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
アイスクリーム類製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
乳類販売業	1	-	-	-	-	-	1	-
食肉処 理 業	13	4	5	-	1	-	1	2
食肉販売業	33	10	5	4	5	3	2	4
食肉製品製造業	1	-	1	-	-	-	-	-
乳酸菌飲料製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
食用油脂製造業	3	3	-	-	-	-	-	-
マーガリン・ショートニング製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
みそ製造業	1	1	-	-	-	-	-	-
醤油製造業	3	2	-	1	-	-	-	-
ソース類製造業	3	1	1	-	-	-	-	1
酒類製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
豆腐製造業	13	1	5	1	2	2	-	2
納豆製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
めん類製造業	10	-	5	2	-	-	2	1
そうざい製造業	15	8	3	1	2	-	1	-
添加物製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
清涼飲料水製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
氷雪製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
氷雪販売業	1	-	-	-	-	-	-	1

※食品衛生監視票：厚生労働省通知による施設点検票

※食品衛生票：本市独自で定めた施設点検票

食品衛生票による監視							
総数	東	博多	中央	南	城南	早良	西
4,910	858	1,070	1,182	603	262	426	509
4,258	886	846	956	507	201	283	579
3,302	632	673	824	381	160	231	401
2,591	538	571	572	299	126	190	295
335	59	52	49	64	27	27	57
48	6	18	14	1	1	1	7
328	29	32	189	17	6	13	42
300	60	43	57	53	15	15	57
2	-	-	-	2	-	-	-
7	-	2	2	2	-	-	1
-	-	-	-	-	-	-	-
158	48	22	18	17	6	14	33
-	-	-	-	-	-	-	-
18	3	6	5	3	-	-	1
51	22	13	3	6	1	1	5
3	-	1	-	-	-	1	1
15	3	-	4	1	2	-	5
3	1	1	1	-	-	-	-
6	2	2	1	1	-	-	-
17	9	4	-	-	3	-	1
25	13	6	1	1	-	-	4
180	45	27	25	24	6	14	39
6	2	3	-	-	-	-	1
-	-	-	-	-	-	-	-
3	3	-	-	-	-	-	-
1	1	-	-	-	-	-	-
2	-	-	-	-	-	-	2
5	2	-	1	-	-	-	2
7	3	1	1	-	-	-	2
5	-	3	-	-	-	-	2
15	4	5	1	1	2	-	2
-	-	-	-	-	-	-	-
32	6	7	3	3	4	2	7
86	23	24	9	12	2	5	11
2	2	-	-	-	-	-	-
5	2	2	-	-	-	-	1
1	-	1	-	-	-	-	-
1	-	-	-	-	-	-	1

(2) 食品衛生法の許可を要しないもの（福岡県食品取扱条例の許可を要するものを含む）

業 種 別	食品衛生監視票による採点監視							
	総 数	東	博 多	中 央	南	城 南	早 良	西
平成30年度総数	8	2	3	1	1	1	-	-
令和元年度総数	22	10	4	6	1	1	-	-
乳 さ く 取 業	-	-	-	-	-	-	-	-
漬 物 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-
許可・届出を要しない食品製造業	16	8	-	6	1	1	-	-
野 菜 果 物 販 売 業	-	-	-	-	-	-	-	-
菓 子（パンを含む）販売業	-	-	-	-	-	-	-	-
上 記 以 外 の 食 品 販 売 業	4	-	4	-	-	-	-	-
添 加 物 の 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-
添 加 物 の 販 売 業	2	2	-	-	-	-	-	-
器具・容器・おもちゃの製造業 又は販売業	-	-	-	-	-	-	-	-
給食施設	小 計	-	-	-	-	-	-	-
	集 団 給 食							
	学 校	-	-	-	-	-	-	-
	病 院 ・ 診 療 所	-	-	-	-	-	-	-
	事 業 所	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-	-	-	-
届出を要しない給食施設	-	-	-	-	-	-	-	-

※平成28年度から届出を要しない給食施設を追加

(3) 福岡県食品取扱条例の許可を要するもの

業種別	食品衛生監視票による採点監視							
	総 数	東	博 多	中 央	南	城 南	早 良	西
平成30年度総数	2	2	-	-	-	-	-	-
令和元年度総数	3	1	-	1	-	-	1	-
と ころ て ん 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-
お き う と 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-
食 品 販 売 業	3	1	-	1	-	-	1	-
食 品 行 商	-	-	-	-	-	-	-	-
魚 介 類 行 商	-	-	-	-	-	-	-	-

※食品衛生監視票：厚生労働省通知による施設点検票

※食品衛生票：本市独自で定めた施設点検票

令和元年度

食品衛生票による監視							
総数	東	博多	中央	南	城南	早良	西
329	133	5	36	-	47	16	92
281	75	3	7	-	53	35	108
-	-	-	-	-	-	-	-
3	2	-	-	-	-	-	1
31	19	-	6	-	-	-	6
6	6	-	-	-	-	-	-
3	3	-	-	-	-	-	-
9	6	3	-	-	-	-	-
7	6	-	1	-	-	-	-
2	2	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
196	8	-	-	-	53	34	101
24	3	-	-	-	7	8	6
24	-	-	-	-	9	5	10
-	-	-	-	-	-	-	-
148	5	-	-	-	37	21	85
24	23	-	-	-	-	1	-

令和元年度

食品衛生票による監視							
総数	東	博多	中央	南	城南	早良	西
38	30	2	6	-	-	-	-
29	16	6	2	-	3	1	1
-	-	-	-	-	-	-	-
2	2	-	-	-	-	-	-
27	14	6	2	-	3	1	1
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-

3 苦 情 処 理

(1) 苦情届出状況

令和元年度

苦情対象施設	総 数	あ市 っ内 に た 原 も 因 の が	あ市 っ外 に た 原 も 因 の が	な異 か っ 常 た も の が	不 明
総 数	449	180	11	28	230
飲 食 店	240	85	3	11	141
仕 出 し ・ 弁 当	52	27	-	4	21
菓 子 製 造 業	27	16	1	4	6
魚 介 類 販 売 業	19	6	-	1	12
魚 肉 ね り 製 品 製 造 業	-	-	-	-	-
び ん ・ か ん 詰 食 品 製 造 業	-	-	-	-	-
喫 茶 店 営 業	1	1	-	-	-
乳 製 品 製 造 業	-	-	-	-	-
乳 類 販 売 業	1	1	-	-	-
食 肉 販 売 業	21	9	2	1	9
食 肉 製 品 製 造 業	2	-	1	-	1
食 用 油 脂 製 造 業	-	-	-	-	-
豆 腐 製 造 業	-	-	-	-	-
め ん 類 製 造 業	-	-	-	-	-
そ う ざ い 製 造 業	1	-	-	-	1
清 涼 飲 料 水 製 造 業	-	-	-	-	-
そ う ざ い 販 売 業	8	3	1	-	4
菓 子 (パ ン を 含 む) 販 売 業	11	1	1	2	7
野 菜 ・ 果 物 販 売 業	17	8	1	2	6
上 記 以 外 の 食 品 販 売 業	29	15	1	1	12
そ の 他 の 食 品 製 造 業	12	2	-	1	9
集 団 給 食 施 設	3	2	-	1	-
家 庭 内	-	-	-	-	-
そ の 他	5	4	-	-	1

(2) 食品別苦情届出内容

令和元年度

苦情対象食品	総 数	表 示	体 調 異 常	異 物 混 入	異 味 ・ 異 臭	取 扱 不 良	変 質 腐 敗	カ ビ	そ の 他
総 数	449	22	165	65	20	69	11	5	92
食肉・卵及び加工品	32	4	8	6	2	4	2	2	4
めん類	2	1	-	-	-	1	-	-	-
飲食店・仕出し・弁当	241	6	124	29	13	34	4	2	29
魚介類	16	2	11	2	1	-	-	-	-
魚介類加工品	9	-	3	2	-	2	1	-	1
魚肉練り製品	1	-	-	-	-	1	-	-	-
菓子	27	-	5	7	2	9	-	-	4
びん・かん詰	2	-	2	-	-	-	-	-	-
野菜・果物	21	-	5	2	-	6	4	1	3
そうざい	17	4	3	5	1	2	-	-	2
パン	7	1	1	2	1	2	-	-	-
乳製品	2	-	-	-	-	2	-	-	-
乳類	-	-	-	-	-	-	-	-	-
清涼飲料水	-	-	-	-	-	-	-	-	-
冷凍食品	2	-	1	1	-	-	-	-	-
その他の食品	19	4	2	9	-	3	-	-	1
食品以外	51	-	-	-	-	3	-	-	48

4 食品一斉監視

食中毒等の食品事故が発生しやすい夏期並びに食品等の流通量が増加する春期及び年末において、食中毒対策や食品表示が適切に実施されるよう、製造施設、大量調理施設、大規模販売店等に対する監視指導を集中的に実施した。

また、各一斉監視期間を「食品表示監視強化月間」とし、期間中食品表示に関する重点的な監視指導を実施した。

(1) 春期食品一斉監視

① 概要

多くの食品が流通し、食にまつわるイベントが頻繁に催される春期において、飲食に起因する危害の発生を未然に防止するため、食品の衛生的な取扱い、食品添加物の適正な使用、食品及び食品添加物の適正な表示の実施等について監視指導を強化した。

② 実施期間

平成 31 年 4 月 1 日（月）から令和元年 5 月 6 日（月）まで

③ 監視結果

食品衛生監視員が市内の食品関係営業施設について、食品衛生に関する監視（延べ 4,987 施設）及び食品表示に関する監視（延べ 3,654 施設）を実施した。

また、市内を流通する食品について、食品衛生法に基づく収去検査（計 240 検体（国産品 220 検体、輸入品 20 検体））及び食品表示法に基づく収去検査（計 34 検体（国産品 20 検体、輸入品 14 検体））を実施した。

監視の結果、1 件の食品衛生法及び 2 件の食品表示法の違反を発見し、販売の中止、販売方法の改善、再発防止等について指導を行った。

【食品衛生に関する監視結果】

	監視件数	違反件数	処分又は措置の件数
食品衛生法の許可を要する施設	2,766	1	1
食品衛生法の許可を要しない施設	2,221	-	-
合計	4,987	1	1

【食品表示に関する監視結果】

	監視件数	違反件数	処分又は措置の件数
食品衛生法の許可を要する施設	1,668	-	-
食品衛生法の許可を要しない施設	1,986	2	2
合計	3,654	2	2

【食品衛生法に基づく収去検査結果】

	検査検体数	規格基準違反件数
国産品	220	-
輸入品	20	-
合計	240	-

【食品表示法に基づく収去検査結果】

	検査検体数	表示基準違反件数
国産品	20	-
輸入品	14	-
合計	34	-

(2) 夏期食品一斉監視

① 概要

食中毒の発生が懸念される夏期において、飲食に起因する危害の発生を未然に防止するため、食品の衛生的な取扱い、食品添加物の適正な使用、食品及び食品添加物の適正な表示の実施等について監視指導を強化した。

② 実施期間

令和元年7月1日（月）から7月31日（水）まで

③ 監視結果

食品衛生監視員が市内の食品関係営業施設について、食品衛生に関する監視（延べ6,184施設）及び食品表示に関する監視（延べ4,653施設）を実施した。

また、市内を流通する食品について、食品衛生法に基づく収去検査（計282検体（国産品260検体、輸入品22検体））及び食品表示法に基づく収去検査（計24検体（国産品5検体、輸入品19検体））を実施した。

監視及び収去検査の結果、49件の食品衛生法及び9件の食品表示法の違反を発見し、販売の中止、販売方法の改善、再発防止等について指導を行った。

【食品衛生に関する監視結果】

	監視件数	違反件数	処分又は措置の件数
食品衛生法の許可を要する施設	3,509	16	16
食品衛生法の許可を要しない施設	2,675	32	32
合計	6,184	48	48

【食品表示に関する監視結果】

	監視件数	違反件数	処分又は措置の件数
食品衛生法の許可を要する施設	2,161	7	7
食品衛生法の許可を要しない施設	2,492	2	2
合計	4,653	9	9

【食品衛生法に基づく収去検査結果】

	検査検体数	規格基準違反件数
国産品	260	1
輸入品	22	-
合計	282	1

【食品表示法に基づく収去検査結果】

	検査検体数	表示基準違反件数
国産品	5	-
輸入品	19	-
合計	24	-

(3) 食品，添加物等の年末一斉監視

① 概要

多種類の食品が短期間に大量かつ広範囲に流通する年末において，飲食に起因する危害の発生を未然に防止するため，食品の衛生的な取扱い，食品添加物の適正な使用，食品及び食品添加物の適正な表示の実施等について監視指導を強化した。

② 実施期間

令和元年12月1日（日）から12月31日（火）まで

③ 監視結果

食品衛生監視員が市内の食品関係営業施設について，食品衛生に関する監視（延べ6,371施設）及び食品表示に関する監視（延べ4,703施設）を実施した。

また，市内を流通する食品について，食品衛生法に基づく収去検査（計190検体（国産品187検体，輸入品3検体））及び食品表示法に基づく収去検査（計7検体（国産品6検体，輸入品1検体））を実施した。

監視及び収去検査の結果，28件の食品衛生法及び14件の食品表示法の違反を発見し，販売の中止，販売方法の改善，再発防止等について指導を行った。

【食品衛生に関する監視結果】

	監視件数	違反件数	処分又は措置の件数
食品衛生法の許可を要する施設	3,493	17	17
食品衛生法の許可を要しない施設	2,878	10	10
合計	6,371	27	27

【食品表示に関する監視結果】

	監視件数	違反件数	処分又は措置の件数
食品衛生法の許可を要する施設	2,143	7	7
食品衛生法の許可を要しない施設	2,560	7	7
合計	4,703	14	14

【食品衛生法に基づく収去検査結果】

	検査検体数	規格基準違反件数
国産品	187	1
輸入品	3	-
合計	190	1

【食品表示法に基づく収去検査結果】

	検査検体数	表示基準違反件数
国産品	6	-
輸入品	1	-
合計	7	-

第4目 収去等検査

1 一般食品等

品名	30年度検体数	元年度検体数	理化学試験																
			検査件数											不適件数					
			30年度総数	元年度総数	東	博多	中央	南	城南	早良	西	食検	食肉	30年度総数	元年度総数	東	博多	中央	南
平成30年度総数	3,374		2,241		108	141	117	65	39	64	49	252	1,406	12		1	-	-	-
令和元年度総数		3,238		2,212	96	135	111	64	26	60	53	259	1,408		22	-	-	-	-
魚介類	272	266	93	100	5	12	14	7	1	7	8	46	-	-	-	-	-	-	-
小計	18	15	18	15	4	3	4	2	-	2	-	-	-	1	-	-	-	-	-
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品	8	5	8	5	1	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	9	10	9	10	3	-	3	2	-	2	-	-	1	-	-	-	-	-
	生食用冷凍鮮魚介類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
魚介類加工品	200	169	105	94	25	24	17	14	4	4	6	-	-	-	-	-	-	-	-
肉卵類及びその加工品	1,625	1,605	1,446	1,445	9	12	2	1	3	3	7	-	1,408	8	20	-	-	-	-
乳製品	25	34	13	17	-	4	2	10	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
乳類加工品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アイスクリーム類・氷菓	42	41	5	3	-	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
穀類及びその加工品	183	162	62	59	10	10	11	7	4	9	8	-	-	-	-	-	-	-	-
野菜類・果物及びその加工品	601	554	299	297	15	18	19	8	4	12	8	213	-	3	2	-	-	-	-
菓子類	194	184	79	66	10	14	23	5	3	7	4	-	-	-	-	-	-	-	-
清涼飲料水	119	120	47	50	9	8	6	9	2	9	7	-	-	-	-	-	-	-	-
酒精飲料	16	18	15	18	-	7	4	-	2	1	4	-	-	-	-	-	-	-	-
氷雪	4	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
かん詰・びん詰食品	29	21	28	20	3	10	5	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の食品	40	41	25	22	6	8	4	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
添加物及びその製剤	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
器具及び容器包装	-	6	-	6	-	4	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
おもちゃ	6	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

					細菌試験																					
不適合数					検査件数														不適合数							
城南	早良	西	食検	食肉	30年度総数	元年度総数	東	博多	中央	南	城南	早良	西	食検	食肉	30年度総数	元年度総数	東	博多	中央	南	城南	早良	西	食検	食肉
-	-	-	3	8	1,133	/	157	211	180	182	97	117	113	76	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	2	20	/	1,026	138	171	170	189	91	119	119	29	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	179	166	18	16	18	37	7	19	22	29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	95	75	20	18	13	10	4	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	20	179	160	14	54	35	12	7	13	25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	12	17	-	4	2	10	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	37	38	7	8	3	1	6	9	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	121	103	15	12	16	13	17	16	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	2	-	302	257	26	29	50	61	27	35	29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	115	118	15	14	18	35	10	14	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	72	70	16	11	10	9	10	8	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	4	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	15	19	7	5	2	1	3	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

2 乳 等

(1) 乳処理量

令和元年度

区 分	瞬間殺菌			75℃以上			63℃～65℃			その他の乳
	牛 乳	加 工 乳		牛 乳	加 工 乳		牛 乳	加 工 乳		
		乳脂肪分 3%以上	乳脂肪分 3%未満		乳脂肪分 3%以上	乳脂肪分 3%未満		乳脂肪分 3%以上	乳脂肪分 3%未満	
30年度計	34,990	-	-	6,497	-	-	-	-	-	2,766
元年度計	29,540	-	-	6,291	-	-	-	-	-	2,624

(単位：k1)

(2) 乳等の収去検査

令和元年度

	乳及び乳製品の成分規格の定めのある事項に関する検査										乳及び乳製品の成分規格の定めのない事項に関する検査																
	収去検体数		微生物学的検査検体数				理化学的検査検体数				不適検体数	不適理由 (延数)				検査検体数								検査項目数 (延べ)			
	細菌数	大腸菌群	総数	残留農薬	動物用医薬品	無脂乳固形分	乳脂肪	比重	酸度	動物用医薬品	無脂乳固形分	乳脂肪	比重	酸度	細菌数	大腸菌群	残留農薬	動物用医薬品	カンピロバク	サルモネラ	ブドウ球菌	ブ菌エンテロトキシン	残留農薬		動物用医薬品	P C B	その他
生乳	-	-	2	-	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	2	-	2	-	-	2	10
牛乳	2	2	2	2	2	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2	-	2	-	1	2	9
成分調整牛乳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
低脂肪牛乳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無脂肪牛乳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
加工乳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の乳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	4	2	2	2	2	2	2	2	4	4	2	2	4	4	-	-	-	-	4	2	2	4	4	1	4	19	

第5目 食中毒（令和元年度）

1 原因食品別発生状況

	計	飲食店等の料理	生食用魚介類	不明
件数	26	15	7	4
患者数	206	177	7	22
死者数	-	-	-	-

2 病因物質別発生状況

	計	カンピロバクター	アニサキス	ノロウイルス	化学物質	サルモネラ属菌
件数	26	15	7	2	1	1
患者数	206	97	7	72	23	7
死者数	-	-	-	-	-	-

3 原因施設別発生状況

	計	飲食店	販売店	事業場 給食施設 （保育所）	家庭	不明
件数	26	18	2	1	1	4
患者数	206	158	2	23	1	22
死者数	-	-	-	-	-	-

4 月別発生状況

	計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
件数	26	5	3	5	1	1	1	5	-	1	2	2	-
患者数	206	13	10	39	5	5	15	30	-	3	14	72	-
死者数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

5 令和元年度食中毒発生状況

番号	発生日	発生場所	摂食者数	患者数	死者	原因食品	病因物質	血清型別等	原因施設	摂取場所	備考	保健所
1	4月1日	中央区	1	1	-	刺身(ゴマサバ、ヒラメ、マグロ、ヤリイカ)	アニサキス	アニサキス	飲食店	飲食店	指導票交付	中央
2	4月3日	早良区	1	1	-	ごまサバ(家庭調理品)	アニサキス	アニサキス	家庭	家庭		早良
3	4月7日	中央区	不明	7	-	タンドリーチキン	サルモネラ属菌	S. Infantis	飲食店	飲食店	勧告書交付	中央
4	4月17日	早良区	不明	1	-	不明	カンピロバクター・ジェジュニ/コリ	カンピロバクター・ジェジュニ	不明	不明		早良
5	4月29日	東区	不明	3	-	不明	カンピロバクター・ジェジュニ/コリ	カンピロバクター・ジェジュニ	不明	不明		東
6	5月2日	東区	不明	1	-	不明	カンピロバクター・ジェジュニ/コリ	カンピロバクター・ジェジュニ	不明	不明		東
7	5月19日	博多区	17	8	-	不明(居酒屋料理)	カンピロバクター・ジェジュニ/コリ	カンピロバクター・ジェジュニ	飲食店	飲食店	営業停止2日間	博多
8	5月25日	博多区	4	1	-	不明(魚介料理)	アニサキス	アニサキス	飲食店	飲食店	指導票交付	博多
9	6月19日	中央区	2	1	-	ごまサバ	アニサキス	アニサキス	飲食店	飲食店	指導票交付	中央
10	6月21日	中央区	不明	17	-	不明	カンピロバクター・ジェジュニ/コリ	カンピロバクター・ジェジュニ	不明	不明		中央
11	6月4日	中央区	9	3	-	不明(居酒屋料理)	カンピロバクター・ジェジュニ/コリ	カンピロバクター・ジェジュニ/コリ	飲食店	飲食店	営業停止2日間	中央
12	6月22日	城南区	14	10	-	不明(居酒屋料理)	カンピロバクター・ジェジュニ/コリ	カンピロバクター・ジェジュニ/コリ	飲食店	飲食店	営業停止2日間	城南
13	7月16日	中央区	6	5	-	不明(居酒屋料理)	カンピロバクター・ジェジュニ/コリ	カンピロバクター・ジェジュニ	飲食店	飲食店	営業停止2日間	中央
14	6月22日	早良区	23	8	-	不明(居酒屋料理)	カンピロバクター・ジェジュニ/コリ	カンピロバクター・ジェジュニ	飲食店	飲食店	営業停止2日間	早良
15	8月3日	中央区	13	5	-	不明(居酒屋料理)	カンピロバクター・ジェジュニ/コリ	カンピロバクター・ジェジュニ	飲食店	飲食店	営業停止2日間	中央
16	9月14日	南区	43	15	-	不明(居酒屋料理)	カンピロバクター・ジェジュニ/コリ	カンピロバクター・ジェジュニ	飲食店	飲食店	営業停止2日間	南
17	10月13日	南区	5	4	-	不明(居酒屋料理)	カンピロバクター・ジェジュニ/コリ	カンピロバクター・ジェジュニ	飲食店	飲食店	営業停止2日間	南
18	10月15日	西区	1	1	-	寿司(タイ、サーモン、アジ、カンパチ、タチウオ)	アニサキス	アニサキス	飲食店	家庭	指導票交付	西
19	10月31日	西区	1	1	-	サンマ、コノシロ(刺身用3枚おろし)	アニサキス	アニサキス	販売店	家庭	指導票交付	西
20	10月31日	西区	1	1	-	しめサバ	アニサキス	アニサキス	販売店	家庭	指導票交付	西
21	12月16日	中央区	21	3	-	不明(居酒屋料理)	カンピロバクター・ジェジュニ/コリ	カンピロバクター・ジェジュニ	飲食店	飲食店	営業停止2日間	中央
22	10月21日	東区	340	23	-	サバの天火焼き	化学物質	ヒスタミン	事業場給食施設(保育所)	事業場給食施設(保育所)	指導票交付	東
23	2月9日	早良区	25	14	-	不明(居酒屋料理)	ノロウイルス	ノロウイルスG II.17	飲食店	飲食店	営業停止2日間	早良
24	1月26日	東区	20	8	-	不明(居酒屋料理)	カンピロバクター・ジェジュニ/コリ	カンピロバクター・ジェジュニ	飲食店	飲食店	勧告書交付	東
25	2月28日	中央区	212	58	-	不明(コース料理)	ノロウイルス	ノロウイルスG II.2	飲食店	飲食店	営業停止1日間	中央
26	1月17日	博多区	12	6	-	不明(居酒屋料理)	カンピロバクター・ジェジュニ/コリ	カンピロバクター・コリ	飲食店	飲食店	営業停止2日間	博多
計				206	-							

第6目 措置・処分

1 行政処分等

(1) 食品衛生法の許可を要するもの

業種別	総数										告発	営業禁止、停止							
	30年度総数	元年度総数	東	博多	中央	南	城南	早良	西	食検		総数	東	博多	中央	南	城南	早良	西
平成30年度総数	419		36	36	72	35	132	43	43	22	-	15	2	-	8	1	3	1	-
令和元年度総数		323	60	25	57	28	46	38	48	21	-	14	-	2	7	2	1	2	-
小計	258	203	34	17	37	17	33	29	36	-	-	12	-	2	5	2	1	2	-
飲食店	一般食堂・レストラン	135	98	22	4	19	3	18	15	17	-	12	-	2	5	2	1	2	-
	仕出し・弁当	95	89	8	13	12	14	11	12	19	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旅館	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	27	16	4	-	6	-	4	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
菓子製造業	38	25	3	1	4	5	9	1	2	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-
乳処理業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特別牛乳さく取処理業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳製品製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
集乳業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
魚介類販売業	60	59	12	6	3	5	4	6	4	19	-	-	-	-	-	-	-	-	-
魚介類せり売り業	4	2	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
魚肉ねり製品製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食品の冷凍または冷蔵業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
かん詰・びん詰食品製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
喫茶店営業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
あん類製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

処分件数										処分以外の措置件数																
回収命令					その他の処分																					
総数	東	博多	中央	南	城南	早良	西	食検	総数	東	博多	中央	南	城南	早良	西	食検	総数	東	博多	中央	南	城南	早良	西	食検
1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	403	34	36	63	34	129	42	43	22
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	309	60	23	50	26	45	36	48	21
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	191	34	15	32	15	32	27	36	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	86	22	2	14	1	17	13	17	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	89	8	13	12	14	11	12	19	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16	4	-	6	-	4	2	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24	3	1	3	5	9	1	2	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	59	12	6	3	5	4	6	4	19
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

業種別	総数										告発	営業禁止、停止							
	30 年度 総数	元 年度 総数	東	博 多	中 央	南	城 南	早 良	西	食 検		総 数	東	博 多	中 央	南	城 南	早 良	西
アイスクリーム 類製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
乳類販売業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
食肉処理業	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
食肉販売業	47	30	10	-	12	1	-	1	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
食肉製品製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
乳酸菌飲料製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
食用油脂製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
マーガリン・ショート ニング製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
みそ製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
醤油製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ソース類製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
酒類製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
豆腐製造業	4	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
納豆製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
めん類製造業	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
そうざい製造業	3	2	-	-	1	-	-	1	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	
添加物製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
清涼飲料水製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
氷雪製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
氷雪販売業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

処分件数														処分以外の措置件数												
回収命令									その他の処分																	
総数	東	博多	中央	南	城南	早良	西	食検	総数	東	博多	中央	南	城南	早良	西	食検	総数	東	博多	中央	南	城南	早良	西	食検
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30	10	-	12	1	-	1	6	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(2) 食品衛生法上の許可を要しないもの(福岡県食品取扱条例の許可を要するものを含む)

業種別	総数										告発	営業禁止、停止								回				
	30年度総数	元年度総数	東	博多	中央	南	城南	早良	西	食検		総数	東	博多	中央	南	城南	早良	西		総数	東	博多	中央
平成30年度総数	90		-	63	1	6	2	1	11	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
令和元年度総数		81	18	14	1	15	6	10	14	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
乳さく取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
漬物製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
許可・届出を要しない食品製造業	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
野菜果物販売業	9	7	1	-	-	-	1	2	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
そうざい販売業	1	10	4	1	-	-	1	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
菓子(パン)販売業	1	4	1	2	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
上記以外の食品販売業	78	55	10	11	-	15	4	2	12	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
添加物の製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
添加物の販売業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
氷雪採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
器具・容器包装、おもちゃの製造業又は販売業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
給食施設	小計	1	3	2	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	学校	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	病院・診療所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	その他	1	3	2	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	届出を要しない給食施設	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(3) 福岡県食品取扱条例の許可を要するもの

業種別	総数										告発	営業禁止、停止								回				
	30年度総数	元年度総数	東	博多	中央	南	城南	早良	西	食検		総数	東	博多	中央	南	城南	早良	西		総数	東	博多	中央
平成30年度総数	11		-	3	-	-	1	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
令和元年度総数		18	3	-	-	3	3	6	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ところてん製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
おきうと製造業	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
食品販売業	10	17	2	-	-	3	3	6	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
食品行商	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
魚介類行商	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

処分														処分以外の措置								
収命令					その他									処分以外の措置								
南	城南	早良	西	食検	総数	東	博多	中央	南	城南	早良	西	食検	総数	東	博多	中央	南	城南	早良	西	食検
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	90	-	63	1	6	2	1	11	6
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	81	18	14	1	15	6	10	14	3
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	1	-	-	-	1	2	1	2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	4	1	-	-	1	3	1	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	1	2	-	-	-	1	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	55	10	11	-	15	4	2	12	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	2	-	-	-	-	1	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	2	-	-	-	-	1	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-

処分														処分以外の措置								
収命令					その他									処分以外の措置								
南	城南	早良	西	食検	総数	東	博多	中央	南	城南	早良	西	食検	総数	東	博多	中央	南	城南	早良	西	食検
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11	-	3	-	-	1	7	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18	3	-	-	3	3	6	3	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17	2	-	-	3	3	6	3	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

2 違反食品等の措置

(1) 違反食品等の措置（食品表示法違反を除く）

令和元年度

区分		違反件数 ※			本市における措置状況															
		総数	市内に原因があったもの	市外に原因があったもの	営業停止		始末書 顛末書		返品・回収 指導		廃棄命令		指導票 交付		口頭指導		文書通知		その他	
					市内品	市外品	市内品	市外品	市内品	市外品	市内品	市外品	市内品	市外品	市内品	市外品	市内品	市外品	市内品	市外品
計		157	128	29	-	-	-	1	2	-	-	4	107	5	19	-	-	4	-	15
異物混入	虫	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-
カビ・腐敗		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
規格	使用基準	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	保存基準	19	19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19	-	-	-	-	-
製造基準		1	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
基準	残留基準	23	1	22	-	-	-	-	1	-	-	4	-	-	-	-	-	3	-	15
	その他の基準	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
成分規格		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指導基準		92	87	5	-	-	-	-	-	-	-	-	87	5	-	-	-	-	-	-
その他		19	19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19	-	-	-	-	-	-	-

※ 食中毒を除く

区分	総数	食品別件数														
		魚介類	冷凍食品	魚介類加工品	魚肉ねり製品	肉・卵類及びその加工品	乳及び乳製品	菓子・パン類	清涼飲料水	めん類	そうざい	野菜・果物及び加工品	とうふ	弁当・調理パン	その他	
計	157	22	6	1	2	33	-	21	2	1	49	8	1	11	-	
	異物混入	虫	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		その他	2	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-
	カビ・腐敗	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	規格	使用基準	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		保存基準	19	3	6	-	2	8	-	-	-	-	-	-	-	-
	基準	製造基準	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		残留基準	23	-	-	-	21	-	-	-	-	-	2	-	-	-
		その他の基準	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		成分規格	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指導基準	92	18	-	-	-	3	-	12	2	-	40	6	1	10	-
	その他	19	-	-	-	-	1	-	8	-	-	9	-	-	1	-

3 収去検査で発見した違反食品の内容

(1) 残留農薬(2件)

食品等の種類	違反の内容	違反条項	発見保健所等	収去年月日
オクラ	基準値を超える農薬(インドキサカルブ)を検出	食品衛生法第11条第3項	食品衛生検査所	R1.5.27
かつおな	基準値を超える農薬(シマジン)を検出	食品衛生法第11条第3項	食品衛生検査所	R1.12.9

(2) 動物用医薬品(20件)

食品等の種類	違反の内容	違反条項	発見保健所等	収去年月日
牛の腎臓	基準値を超える動物用医薬品(セファゾリン, エンロフロキサシン)を検出	食品衛生法第11条第2項	食肉衛生検査所	R1.5.17
牛の腎臓	基準値を超える動物用医薬品(オルビフロキサシン)を検出	食品衛生法第11条第2項	食肉衛生検査所	R1.5.21
牛の筋肉	基準値を超える動物用医薬品(オルビフロキサシン)を検出	食品衛生法第11条第2項	食肉衛生検査所	R1.5.21
豚の腎臓	基準値を超える動物用医薬品(マルボフロキサシン)を検出	食品衛生法第11条第2項	食肉衛生検査所	R1.6.10
豚の筋肉	基準値を超える動物用医薬品(マルボフロキサシン)を検出	食品衛生法第11条第2項	食肉衛生検査所	R1.6.10
豚の筋肉	基準値を超える動物用医薬品(フルベンダゾール)を検出	食品衛生法第11条第2項	食肉衛生検査所	R1.6.14
牛の腎臓	基準値を超える動物用医薬品(チルミコシン)を検出	食品衛生法第11条第2項	食肉衛生検査所	R1.7.23
牛の腎臓	基準値を超える動物用医薬品(セファゾリン)を検出	食品衛生法第11条第2項	食肉衛生検査所	R1.8.8
牛の腎臓	基準値を超える動物用医薬品(セファゾリン)を検出	食品衛生法第11条第2項	食肉衛生検査所	R1.9.3
牛の腎臓	基準値を超える動物用医薬品(セファゾリン)を検出	食品衛生法第11条第2項	食肉衛生検査所	R1.9.25
豚の筋肉	基準値を超える動物用医薬品(マルボフロキサシン)を検出	食品衛生法第11条第2項	食肉衛生検査所	R1.9.30
豚の腎臓	基準値を超える動物用医薬品(マルボフロキサシン)を検出	食品衛生法第11条第2項	食肉衛生検査所	R1.9.30
豚の腎臓	基準値を超える動物用医薬品(ドキシサイクリン)を検出	食品衛生法第11条第2項	食肉衛生検査所	R1.9.13
牛の筋肉	基準値を超える動物用医薬品(オルビフロキサシン)を検出	食品衛生法第11条第2項	食肉衛生検査所	R1.10.8
牛の腎臓	基準値を超える動物用医薬品(オルビフロキサシン)を検出	食品衛生法第11条第2項	食肉衛生検査所	R1.10.8
牛の腎臓	基準値を超える動物用医薬品(セファゾリン)を検出	食品衛生法第11条第2項	食肉衛生検査所	R1.10.17
牛の腎臓	基準値を超える動物用医薬品(セファゾリン)を検出	食品衛生法第11条第2項	食肉衛生検査所	R1.10.30
牛の腎臓	基準値を超える動物用医薬品(セファゾリン)を検出	食品衛生法第11条第2項	食肉衛生検査所	R1.11.21
牛の腎臓	基準値を超える動物用医薬品(セファゾリン)を検出	食品衛生法第11条第2項	食肉衛生検査所	R2.2.18
牛の腎臓	基準値を超える動物用医薬品(メクロプラミド)を検出	食品衛生法第11条第2項	食肉衛生検査所	R2.2.27

第7目 講習会

1 衛生講習会

令和元年度

	計		業者		集団給食施設	
	回数	受講者	回数	受講者	回数	受講者
計	325	17,998	306	16,464	19	1,534
東	50	1,999	45	1,770	5	229
博多	80	4,771	80	4,771	-	-
中央	59	4,433	59	4,433	-	-
南	34	1,793	30	1,305	4	488
城南	17	795	14	740	3	55
早良	24	1,526	21	1,146	3	380
西	22	1,548	18	1,166	4	382
食肉衛生検査所	7	347	7	347	-	-
食品衛生検査所	32	786	32	786	-	-

2 食品衛生責任者養成講習会

実施年度	認定者数	実施年度	認定者数
平成7年度	1,132	平成20年度	2,332
平成8年度	1,252	平成21年度	2,342
平成9年度	1,307	平成22年度	2,568
平成10年度	1,183	平成23年度	2,492
平成11年度	1,323	平成24年度	2,676
平成12年度	1,230	平成25年度	2,668
平成13年度	1,727	平成26年度	2,614
平成14年度	1,530	平成27年度	2,673
平成15年度	1,555	平成28年度	2,736
平成16年度	1,963	平成29年度	2,753
平成17年度	1,894	平成30年度	2,812
平成18年度	2,070	令和元年度	2,613
平成19年度	2,015	総数	84,140

※ 平成18年度からは指定機関（公益社団法人福岡市食品衛生協会）において実施

※ 総数は、昭和48年度からの認定者数

第8目 調査研究

食品衛生行政に携わる市職員の情報共有及び資質の向上を目的として食品衛生研究発表会を実施した。発表部門及び題名は次のとおりである。

		発表演題	発表者所属
食品衛生監視 員協議会発表 選考部門	1	保育施設における爪ブラシの汚染実態調査	東区保健福祉センター 衛生課
	2	加熱不十分な食肉に対するカタラーゼ試験の利用 について	中央区保健福祉センター 衛生課
	3	キュウリの殺菌による食品中の細菌数減少効果の 検証	城南区保健福祉センター 衛生課
	4	食中毒ゼロを目指して ～手洗いチェッカーを用いた啓発～	早良区保健福祉センター 衛生課
	5	意外におもしろかったハサップ導入支援そのはじまり ～市場ハサップのトップランナーを目指した取組み～	保健福祉局生活衛生部 食品衛生検査所
調査研究・ 事例発表部門	1	西区で捕獲されたイノシシの利用状況 およびE型肝炎ウイルス感染状況調査について	西区保健福祉センター 衛生課
	2	苦情相談分析事例の紹介（平成30年度）	環境局保健環境研究所 保健科学課

第9目 バザー開設届件数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
東	195	209	213	203	213
博多	135	136	137	134	126
中央	88	88	89	85	81
南	161	193	209	210	201
城南	90	95	89	92	80
早良	174	208	194	177	177
西	218	224	221	208	193
合計	1,061	1,153	1,152	1,109	1,071

第10目 監視員等研修

1 本市が実施した研修一覧

実施時期	研修会名	受講人数
6/21	新任食品衛生監視員研修会	17
7/5	食品衛生研究発表会	32
7/25～7/26	新任食品衛生監視員技術研修会	11
8/20	食品表示法研修会	23
12/5	食品衛生監視員フグ鑑別講習会	4

2 外部研修一覧

実施時期	研修会名	受講人数
5/27～5/28	食品安全行政講習会（厚生労働省）	1
6/10～7/5	食肉衛生検査研修（国立保健医療科学院）	1
6/18	食品衛生検査施設信頼性確保部門責任者等研修会 （厚生労働省）	2
7/29～7/31	HACCP 指導者養成研修会（厚生労働省）	1
10/24～10/25	全国食品衛生監視員研修会（厚生労働省，全監協）	2
11/26～11/28	HACCP 指導者養成研修会（厚生労働省）	1
12/19	対米等輸出食肉に係る指名検査員研修（厚生労働省）	1
1/20	食肉衛生技術研修（厚生労働省）	1
1/21	食肉及び食鳥肉衛生研究発表会（厚生労働省）	1
1/22	食鳥肉衛生技術研修（厚生労働省）	1
2/19～2/21	食中毒疫学研修会（岡山県健康医学研究会）	2
2/19～2/21	総合衛生管理製造過程に係る助言等を行う食品衛生監視員 の講習会（鹿児島県）	2
2/21	対米・対EU 輸出水産食品に係る指名食品衛生監視員の養 成講習会（鹿児島県）	2
2/26～2/28	総合衛生管理製造過程に係る助言等を行う食品衛生監視 員講習会（長崎県）	4
2/28	対米・対EU 輸出水産食品に係る指名食品衛生監視員養成 講習会（長崎県）	4

第2項 鮮魚市場・青果市場における安全確保

第1目 概要

食品衛生検査所は、市場の監視のため、鮮魚市場、青果市場内に各々施設を設け、職員を配置して市場の安全確保に努めている。

【食品衛生監視，検査】

係	重点的に実施した事業
鮮魚市場係	<ol style="list-style-type: none"> 1 鮮魚市場内の巡回指導及びサンプリング (全開場日：年間 278 日，毎日 8:00～，月 4 回 0:00～，必要に応じて 6:00～) 有毒魚介類の排除，食品等の衛生的取扱い，食品表示の確認，場内使用水の検査 2 市民感謝デー特別監視（温度管理，表示など） 当日開場前の食品の温度確認及び表示チェック 3 鮮魚介類の規格検査など <ul style="list-style-type: none"> ・生食用魚介類の細菌検査，養殖魚の動物用医薬品検査等 ・調査・研究（鮮魚市場におけるアニサキス実態調査ほか） 4 食品取扱施設の立ち入り，ふき取り検査等による衛生指導 卸売及び仲卸売施設の衛生検査
青果市場係	<ol style="list-style-type: none"> 1 青果市場内の巡回指導 (全開場日：年間 256 日，毎日：8:00～，月 2 回程度：6:00～) 有毒植物，カビ・腐敗のある青果物の排除，食品等の衛生的取扱い指導及び食品表示の確認 2 青果物の検査 <ol style="list-style-type: none"> (1) 市場内青果物の収去検査の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・残留農薬，防かび剤（食品添加物） ・市場内で流通量が多く，かつ，生食用に供されるもの，過去の法違反及び農薬の検出頻度の多いものなどに重点をおいて実施 ・残留農薬検査では，1 検体につき最大 211 項目 (2) 農薬検査項目数を増やすための調査・検討 <ul style="list-style-type: none"> ・次の目的で，新たな前処理法（STQ 法）導入を検討した結果，最大 240 項目の検査が可能となった。 <目的> <ol style="list-style-type: none"> ①生産地で使用頻度の高い農薬の検査対象項目数を増やす（カバー率の向上） ②前処理工程の機械化

【事業者支援】

係	重点的に実施した事業
鮮魚市場係	<p>1 HACCP導入支援 卸業者等経営陣への働きかけ，市場内作業従事者の機運醸成などの視点から，段階的な導入支援を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法改正説明会（全1回，58名） ・HACCP勉強会（全4回，延べ93名） <p>2 フグ等有毒魚講習会の実施 フグ鑑別実習，専門家（大学）による講演会（全1回，40名）</p>
青果市場係	<p>1 生産者の農薬適正使用の推進 (1) 出荷前残留農薬検査（市内産・市外産）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡市農産物の安全・安心推進事業，青果市場ブランド推進施策の取組に協力し，年間計85検体を実施 ・防除記録に記載のない農薬検出時には，原因調査を依頼 <p>(2) 出荷前検査成績書の様式の工夫 生産者が使用した農薬の検出状況一覧，過去の法違反事例をもとに，農薬散布器具の洗浄不足，農薬容器のラベル確認をコラムで掲載</p> <p>2 HACCP導入支援 卸業者等経営陣への働きかけ，市場内作業従事者の機運醸成などの視点から，段階的な導入支援を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卸業者のHACCP会議での導入支援（全13回，延べ207名） ・7S講座※（全7回，延べ232名） <p>※実験を取り入れた体験型衛生講習会</p>

【広報，リスクコミュニケーションほか】

係	重点的に実施した事業
鮮魚市場係・青果市場係	<p>1 検査所のホームページや業務概要など広報に関すること</p> <p>(1) 検査所のホームページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リニューアルの検討 <p>(2) 業務概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掲載内容の見直し ・リニューアルした業務概要へのアンケート調査の実施 <p>2 検査所における食の安全確保に向けた取組説明</p> <p>(1) 施設見学・視察への対応（年19回，延べ442名）</p> <p>(2) ベジフルスタジアムの市民開放型イベント（ベジフル感謝祭）への対応 子ども向け理科実験，バックヤードツアーでの青果市場・検査所の取組説明（年11回，参加者251名）</p>

第2目 監視活動状況

鮮魚市場・青果市場（令和元年度）

業 種 別		市 場 合 計								
		対象 施設数	監視 施設数	違反等の状況						
				法令違反			その他			
				口頭 指導	文書 指導	その他 の措置	口頭 指導	文書 指導	その他 の措置	
合 計		153	37,231	22	-	2	-	-	-	
食品衛生法による許可施設	計	81	17,682	21	-	-	-	-	-	
	飲食店	一食・レストラン	-	-	-	-	-	-	-	-
		仕出し・弁当	1	-	-	-	-	-	-	-
		旅館を除くその他	-	-	-	-	-	-	-	-
	菓子製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	
	魚介類販売業	64	16,067	19	-	-	-	-	-	
	魚介類せり売業	2	646	2	-	-	-	-	-	
	魚肉ねり製品製造業・食品の冷凍冷蔵業	6	323	-	-	-	-	-	-	
	喫茶店営業	4	-	-	-	-	-	-	-	
	乳類販売業	2	-	-	-	-	-	-	-	
	食肉販売業	1	323	-	-	-	-	-	-	
	そうざい製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	
	冰雪製造業	1	323	-	-	-	-	-	-	
食品衛生法による許可不要施設	計 (県条例許可施設を含む)	72	19,549	1	-	2	-	-	-	
	食品製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	
	野菜・果実販売業	35	8,960	-	-	2	-	-	-	
	そうざい販売業	-	-	-	-	-	-	-	-	
	菓子販売業	-	-	-	-	-	-	-	-	
	上記以外食品販売業	37	10,589	1	-	-	-	-	-	
	添加物の販売業	-	-	-	-	-	-	-	-	
	器具・容器包装おもちゃ製造業 販売	-	-	-	-	-	-	-	-	
	給食施設	-	-	-	-	-	-	-	-	
県条例許可施設	食品販売業(再掲)	33	10,333	-	-	-	-	-		

鮮魚市場								青果市場							
対象施設数	監視施設数	違反等の状況						対象施設数	監視施設数	違反等の状況					
		法令違反			その他					法令違反			その他		
		口頭指導	文書指導	その他の措置	口頭指導	文書指導	その他の措置			口頭指導	文書指導	その他の措置	口頭指導	文書指導	その他の措置
117	28,015	22	-	-	-	-	-	36	9,216	-	-	2	-	-	-
81	17,682	21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
64	16,067	19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	646	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	323	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1	323	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1	323	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
36	10,333	1	-	-	-	-	-	36	9,216	-	-	2	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	35	8,960	-	-	2	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
36	10,333	1	-	-	-	-	-	1	256	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
33	10,333	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第3目 検査件数

1 鮮魚市場

<検査総数>

区分	検体数	延べ検査項目数	細菌検査							
			検体数	項目数	細菌数	大腸菌群	E. coli最確数	腸炎ビブリオ最確数	腸炎ビブリオ直接法	ビブリオ属菌
総計	557	2,585	228	825	228	213	6	46	189	143

<収去検査>

計	75 (0)	480 (0)	29 (0)	116 (0)	29 (0)	23	6 (0)	29 (0)	29	—
海水魚 ※1	25 (0)	343 (0)	—	—	—	—	—	—	—	—
生食用 鮮魚介類	23 (0)	92 (0)	23 (0)	92 (0)	23	23	—	23 (0)	23	—
生カキ (生食用)	6 (0)	24 (0)	6 (0)	24 (0)	6 (0)	—	6 (0)	6	6	—
貝類 ※2	17 (0)	17 (0)	—	—	—	—	—	—	—	—
魚のミンチ ※3	4	4	—	—	—	—	—	—	—	—

<施設の監視指導に係る食品等検査>

計	395	870	173	648	173	173	—	8	151	143
水及び氷	188	210	22	44	22	22	—	—	—	—
施設の ふきとり等	151	604	151	604	151	151	—	8	151	143
海水魚 (買取検査)	56	56	—	—	—	—	—	—	—	—

<調査研究等>

計	71	1,183	17	25	17	8	—	—	—	—
相談	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—
分析法の検討	48	1,152	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の 調査研究	21	29	17	25	17	8	—	—	—	—

<依頼検査（保健所）>

計	16	52	9	36	9	9	—	9	9	—
---	----	----	---	----	---	---	---	---	---	---

() 内は食品衛生法違反の件数

※1 生食用鮮魚介類を除く

※2 生食用鮮魚介類の貝類、生カキ（生食用）を除く

※3 魚をミンチし、加塩等行っていないもの

※4 理化学検査のその他はVBN、水分活性、アニサキス、クドアの検査と、同定等の苦情相談対応を含む

理化学検査							
検体数	項目数	動物用 医薬品	ヒスタミ ン	貝毒等	フグ毒	残留塩素	その他 ※4
338	1,760	1,490	10	20	13	166	61

46 (0)	364 (0)	338 (0)	9	17 (0)	—	—	—
25 (0)	343 (0)	338 (0)	5	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
17 (0)	17 (0)	—	—	17 (0)	—	—	—
4	4	—	4	—	—	—	—

222	222	—	—	—	—	166	56
166	166	—	—	—	—	166	—
—	—	—	—	—	—	—	—
56	56	—	—	—	—	—	56

54	1,158	1,152	1	—	—	—	5
2	2	—	—	—	—	—	2
48	1,152	1,152	—	—	—	—	—
4	4	—	1	—	—	—	3

16	16	—	—	3	13	—	—
----	----	---	---	---	----	---	---

2 青果市場

<検査総数>

区 分		理 化 学 検 査					
		検体数	延べ 検査 項目数	残留農薬		防ばい剤	
				検体数	項目数	検体数※	項目数
総 計		901	208,507	901	208,421	13	86
国 産	小 計	248	52,259	248	52,259	—	—
	野 菜	210	44,285	210	44,285	—	—
	果 実	38	7,974	38	7,974	—	—
輸 入	小 計	50	10,520	50	10,434	13	86
	野 菜	29	6,112	29	6,112	—	—
	果 実	21	4,408	21	4,322	13	86
調査研究等等合計		603	145,728	603	145,728	—	—

※防ばい剤については、残留農薬検査の検体の一部で重複して実施している。

<収去検査>

収 去 検 査 合 計		213 (2)	44,855 (2)	213 (2)	44,769 (2)	13 (0)	86 (0)
国 産	小 計	163 (2)	34,335 (2)	163 (2)	34,335 (2)	—	—
	野 菜	133 (2)	28,038 (2)	133 (2)	28,038 (2)	—	—
	果 実	30 (0)	6,297 (0)	30 (0)	6,297 (0)	—	—
輸 入	小 計	50 (0)	10,520 (0)	50 (0)	10,434 (0)	13 (0)	86 (0)
	野 菜	29 (0)	6,112 (0)	29 (0)	6,112 (0)	—	—
	果 実	21 (0)	4,408 (0)	21 (0)	4,322 (0)	13 (0)	86 (0)

() 内は食品衛生法違反の件数

※防ばい剤については、残留農薬検査の検体の一部で重複して実施している。

<出荷前検査>

そ の 他 の 検 査 合 計		85	17,924	85	17,924	—	—
農産物の安全・安心 推進事業 (市内産出荷前検査)	小 計	74	15,604	74	15,604	—	—
	野 菜	67	14,137	67	14,137	—	—
	果 実	7	1,467	7	1,467	—	—
青果市場ブランド 推進施策 (市外産出荷前検査)	小 計	11	2,320	11	2,320	—	—
	野 菜	10	2,110	10	2,110	—	—
	果 実	1	210	1	210	—	—

<調査研究等>

調査研究等等合計		603	145,728	603	145,728	—	—
分析法の検討		603	145,728	603	145,728	—	—

第3項 食肉の安全確保

第1目 概況

当検査所は、安全で衛生的な食肉を確保するため、「疾病の排除」、「と畜場内の衛生管理」及び「残留有害物質の排除」の3つを検査体制の柱として、業務を実施している。

「疾病の排除」については、と畜場法に基づくと畜検査、精密検査及びBSE（牛海綿状脳症）スクリーニング検査を実施した。

「と畜場内の衛生管理」については、糞便等による搬入牛の体表汚れや解体後の牛の消化管結紮率の調査、枝肉やカット工場におけるふき取り検査を実施した。また、当市場は平成28年11月にISO22000を取得し、HACCPに基づいた衛生管理を実施しているため、ISO文書や記録の確認、現場の作業や清掃状況の監視を行った。これらの結果は、衛生講習会や連絡会議を通じて市場内関係者に伝達し、衛生意識の向上を図っている。

「残留有害物質の排除」については、病畜等の薬剤残留のおそれがある獣畜を対象とした残留動物用医薬品検査及び残留農薬等のモニタリング検査を実施した。

1 と畜検査による疾病の排除

(1) と畜検査頭数

と畜検査頭数は152,251頭で前年度より4,719頭(3.2%)増加した。牛が23,341頭で前年度に比べ29頭(0.1%)の増加、とく(12ヶ月齢未満の牛)が12頭で5頭(29.4%)の減少、豚が128,898頭で4,695頭(3.8%)の増加であった。

(2) 切迫と殺獣畜

令和元年度は、切迫と殺獣畜の搬入はなかった。

(3) BSE検査頭数

生後24か月齢以上の牛のうち、生体検査において、原因不明の運動障害、知覚障害、反射異常、意識障害等の何らかの神経症状又は全身症状(事故による骨折、関節炎、熱射病等による起立不能等症状の原因が明らかな牛は除く。)を示す牛を対象に検査を実施した。令和元年度の検査頭数は11頭で、結果は全て陰性であった。

(4) 精密検査

令和元年度の精密検査頭数は201頭で、前年度より1頭減少した。病類別では、牛では牛白血病での精密検査件数が最も多く、次いで敗血症が多かった。豚では敗血症での精密検査件数が最も多く、次いで膿毒症が多かった。

(5) 処分状況

令和元年度のと殺解体禁止頭数は、41頭(牛20頭、豚21頭)であった。牛のと殺解体禁止理由は、高度の黄疸が8頭、尿毒症が3頭、熱性諸症が1頭、と殺前死亡が8頭であった。豚のと殺解体禁止理由は、豚丹毒が6頭、と殺前死亡が15頭であった。

令和元年度の全部廃棄頭数は177頭(牛83頭、豚94頭)で、前年度より14頭増加した。また、令和元年度の一部廃棄頭数は113,968頭で4,782頭増加し、一部廃棄件数は179,083件で10,626件増加した。

(6) フィードバック(と畜検査データ還元)事業

福岡県家畜保健衛生所による生産者指導等の一助として、毎月、当検査所における福岡県内出荷者のと畜検査結果を家畜保健衛生所に送付するとともに、必要に応じて情報交換を行った。

また、出荷頭数の多い出荷者等に対して、検査結果とともに疾病予防等に関する参考資料を送付し、健康な家畜の生産に寄与した(延べ132件)。

さらに、診療獣医師に対し、必要に応じて検査結果のフィードバックを行った。

2 と畜場内の衛生管理

(1) 牛の体表汚れ調査

生体検査時に調査を行った。調査頭数は23,254頭で、汚れ（－）が22,614頭（97.2%）、汚れ（作業員が落とせる程度の軽度汚染）（＋）が543頭（2.3%）、汚れ（体表に剥落困難な著しい汚染）（＋＋）が97頭（0.4%）であった。

(2) 牛の消化管結紮率調査

解体後検査時に食道及び直腸の結紮状況、十二指腸破れ状況の確認を行った。調査頭数は23,310頭で、食道結紮率が98.1%、十二指腸破れなしが93.4%、直腸結紮率が99.2%であった。

(3) ふき取り検査

厚生労働省通知に基づき、牛・豚枝肉の細菌検査を計160件、牛枝肉のグリア繊維性酸性タンパク（GFAP）残留量調査を80件実施した。その他、自主検査として牛・豚枝肉のふき取り検査を682件実施した。検査の結果、牛の枝肉から腸管出血性大腸菌1件、豚の枝肉からカンピロバクター12件を検出した。GFAPは検出されなかった。

(4) 監視活動状況

と畜場及び併設食肉処理場施設の衛生点検、作業の検証を計252回実施した。

これらの結果を、衛生講習会や連絡会議を通じて市場内関係者に伝達し、衛生意識の向上を図った。

また、特定部位等の衛生的な管理、保管等の指導を行った。

3 残留有害物質の排除

(1) 残留動物用医薬品等検査

薬剤残留のおそれがある獣畜（病畜、精密検査畜、起立不能畜、発育不良畜等）を対象に「自主検査」として牛562頭、とく11頭、肉用豚680頭および繁殖用豚50頭の計1,303頭についてスクリーニング検査を実施したところ、25頭（牛19頭、とく1頭、肉用豚5頭）が陽性であった。陽性畜については食品衛生法に基づく確認検査を実施した。その結果、牛11頭、とく1頭、肉用豚2頭について腎臓で食品衛生法における残留基準値を超過していた。また、牛2頭、肉用豚2頭について筋肉で食品衛生法における残留基準値を超過していた。

(2) モニタリング検査

厚生労働省通知に基づき、主に福岡県産の健康畜牛20頭、豚20頭について動物用医薬品のモニタリング検査を実施した。結果は豚の筋肉1件、豚の腎臓1件で食品衛生法における残留基準値を超過していた。

また、農薬については、当検査所で健康畜牛10頭、豚10頭について検体を採取し、環境局保健環境研究所へモニタリング検査を依頼した。結果はすべて定量下限未満であった。

第2目 検査業務

1 と畜検査

(1) 年度別検査頭数

年度	計	牛	とく	豚	馬	めん羊	山 羊
H22	146,640	18,637	35	127,968	—	—	—
H23	154,515	20,487	27	134,001	—	—	—
H24	154,299	21,795	33	132,471	—	—	—
H25	161,421	24,218	20	137,183	—	—	—
H26	154,935	23,706	48	131,181	—	—	—
H27	161,028	23,463	36	137,529	—	—	—
H28	154,612	21,113	21	133,478	—	—	—
H29	154,563	21,722	15	132,826	—	—	—
H30	147,532	23,312	17	124,203	—	—	—
R1	152,251	23,341	12	128,898	—	—	—

※とさつ解体禁止頭数を含む。

(2) 令和元年度畜種別・月別検査頭数

月	計	牛	とく	豚	馬	めん羊	山 羊
H31年 4月	12,991	2,251	1	10,739	—	—	—
R1年 5月	11,994	1,860	—	10,134	—	—	—
6月	11,334	1,830	—	9,504	—	—	—
7月	13,427	2,446	3	10,978	—	—	—
8月	11,142	1,738	—	9,404	—	—	—
9月	12,129	1,709	—	10,420	—	—	—
10月	13,686	1,971	1	11,714	—	—	—
11月	13,945	2,474	3	11,468	—	—	—
12月	13,183	1,903	1	11,279	—	—	—
R2年 1月	13,398	1,884	2	11,512	—	—	—
2月	12,249	1,696	1	10,552	—	—	—
3月	12,773	1,579	—	11,194	—	—	—
年度計	152,251	23,341	12	128,898	—	—	—

※とさつ解体禁止頭数を含む。

(3) 令和元年度BSE（牛海綿状脳症）検査頭数

月	生後24ヶ月齢以上の牛のうち、生体検査において運動障害、知覚障害、反射又は意識障害等の神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈する牛	その他の牛	月計
4	1	-	1
5	-	-	-
6	1	-	1
7	1	-	1
8	2	-	2
9	3	-	3
10	-	-	-
11	1	-	1
12	1	-	1
1	1	-	1
2	-	-	-
3	-	-	-
年度計	11	-	11

※検査結果は全て陰性であった。

(4) 年度別切迫とさつ検査頭数及び精密検査頭数

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
切迫とさつ獣畜検査頭数	-	-	-	-	-	-
精密検査頭数	211	200	266	188	202	201

(5) 病類別精密検査件数

	計	牛	とく	豚
計	203 (177)	88 (83)	- (-)	115 (94)
豚丹毒	9 (2)	- (-)	- (-)	9 (2)
膿毒症	39 (39)	1 (1)	- (-)	38 (38)
敗血症	81 (68)	23 (21)	- (-)	58 (47)
尿毒症	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
黄疸	7 (5)	- (-)	- (-)	7 (5)
水腫	2 (2)	1 (1)	- (-)	1 (1)
腫瘍	2 (-)	2 (-)	- (-)	- (-)
白血病	61 (61)	60 (60)	- (-)	1 (1)
中毒諸症	1 (-)	1 (-)	- (-)	- (-)
全身性炎症	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
サルモネラ症	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
抗酸菌症	1 (-)	- (-)	- (-)	1 (-)

精密検査件数(全部廃棄頭数)

(6) 年度別処分状況

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
とさつ解体禁止頭数	47	43	53	40	31	41
全部廃棄頭数	192	184	232	162	163	177
一部廃棄頭数	107,954	111,501	100,811	104,834	109,186	113,968
一部廃棄件数	159,731	164,430	146,873	154,275	168,457	179,083

2 と畜場内の微生物等検査

枝肉等ふき取り検査

検 体 名		検 体 数	
計		922	
牛 枝 肉	一 般 細 菌 数	201	・
	大 腸 菌 群 数	201	・
	カンピロバクター	80	(-)
	サルモネラ	80	(-)
	腸管出血性大腸菌	80	(1)
	グリア繊維性酸性タンパク ※ 1	80	(-)
豚 枝 肉	一 般 細 菌 数	40	・
	大 腸 菌 群 数	40	・
	カンピロバクター	40	(12)
	サルモネラ	40	(-)
	腸管出血性大腸菌	40	(-)

() は陽性検体数

※1 特定部位である脳・せき髄組織による汚染の有無を確認するための検査

3 残留有害物質検査

年度別検査頭数（１）＋（２）の計

年度	計	牛	とく	繁殖用豚	肉用豚	馬	めん・山羊
H26	1,200	657	46	76	421	-	-
H27	1,286	829	34	51	372	-	-
H28	1,308	765	20	69	454	-	-
H29	1,235	652	13	74	496	-	-
H30	1,347	663	18	82	584	-	-
R1	1,343	582	11	50	700	-	-

（１）動物用医薬品等検査

①年度別動物用医薬品検査頭数（自主検査）

年度	計	牛	とく	繁殖用豚	肉用豚	馬	めん・山羊
H26	1,140	632	46	76	386	-	-
H27	1,236	809	34	51	342	-	-
H28	1,268	745	20	69	434	-	-
H29	1,195	632	13	74	476	-	-
H30	1,307	643	18	82	564	-	-
R1	1,303	562	11	50	680	-	-

②令和元年度動物用医薬品検査結果（自主検査）

	陽性頭数	腎臓廃棄数	枝肉廃棄数	推定検出薬剤					
				P C 系	T C 系	A G 系	C F 系	M L 系	その他
計	25	14	4	-	-	-	8	1	11
牛	19	11	2	-	-	-	8	-	9
とく	1	1	-	-	-	-	-	1	-
繁殖用豚	-	-	-	-	-	-	-	-	-
肉用豚	5	2	2	-	-	-	-	-	2

※陽性頭数：腎臓を検査材料としたスクリーニング検査による陽性数

PC系：ペニシリン系，TC系：テトラサイクリン系

AG系：アミノグリコシド系，CF系：セフェム系，ML系：マクロライド系

(2) 残留有害物質モニタリング検査

畜種	抗生物質 (抽出ディスク法)			動物用医薬品					
	検体数	陽性数		検体数	基準超過数		検体数	基準超過数	
		腎	筋肉		腎臓	筋肉		腎臓	筋肉
牛	20	-	-	20	-	-	10	-	-
豚	20	1	-	20	-	1	10	1	-
計	40	1	-	40	-	1	20	1	-

畜種	農薬※3	
	検体数	基準超過数
		筋肉
牛	10	-
豚	10	-
計	20	-

※1 一斉分析法

アザペロン, イソフロキサラン, エトパペート, エリスロマイシン, エンロフロキサシン, オキシリニック酸, オフロキサシン, オルビフロキサシン, オルメトロプリム, オレアンドマイシン, キシラジン, シフロキサシン, スルファキノキサリン, スルファクロルピリダジン, スルファジアジン, スルファジミジン, スルファジメトキシ, スルファドキシ, スルファピリジン, スルファベンズアミド, スルファメトキサゾール, スルファメトキシピリダジン, スルファメラジン, スルファモイルタプソン, スルファモノメトキシ, タノフロキサシン, チアベンダゾール, チアムリン, チルコミシン, トリクロルホン, トリメトロプリム, ナリジクス酸, ヒリメタミン, ファムフォル, フェノバルブ, フリフィニウム, フルベンダゾール, フルメキン, マホフラジン, マルホフロキサシン, ミロサマイシン, メトロプロラミド, メンブトン, モネンシン, リンコマイシン, レバミゾール

※2 PC系・CF系・TC系検査法

オキシテトラサイクリン, クロルテトラサイクリン, テトラサイクリン, ドキシサイクリン, アンピシリン, オキサリリン, クロキサリリン, シクロキサリリン, ナフシリン, フェキシメチルヘニシリン, ベンゾルヘニシリン, メシリナム, セファゾリン, セフロキシム

※3 農薬：当検査所で検体を採取し、環境局保健環境研究所へ検査を依頼したもの。

第4項 食鳥肉の安全確保

第1目 概況

「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」(以下「食鳥検査法」という。)及び食品衛生法に基づき、次の業務を行った。

市内の認定小規模食鳥処理場(保健所長の認定を受けた「確認規定」に基づき、食鳥処理衛生管理者が異常の有無を確認することにより食鳥検査員の検査が省略される食鳥処理場)に対し、所轄の保健所の食鳥検査員及び食品衛生監視員が監視指導等の業務を行った。

第2目 業務内容

1 食鳥処理事業の許認可、諸届等事務

2 食品衛生法及び食鳥検査法に基づく食鳥処理場及び営業施設の監視指導

認定小規模食鳥処理場に対し、毎月「確認規定」に基づく食鳥の疾病等に係る確認状況を報告させるとともに、定期的に施設の監視を行い、疾病鳥等の排除、施設の衛生管理、食鳥肉等の衛生的な取扱いについて指導した。

3 食品衛生法に基づく収去検査

食鳥処理場に付帯する食品衛生法による営業許可施設においては、同法に基づく食鳥肉等の収去を行い、微生物学的検査及び理化学検査を実施した。

第3目 監視結果等

1 令和元年度認定小規模食鳥処理場月別確認羽数

	確認羽数	全部廃棄	一部廃棄
計	60,631	-	-
平成31年 4月	4,926	-	-
令和元年 5月	4,823	-	-
6月	4,774	-	-
7月	4,839	-	-
8月	5,028	-	-
9月	5,352	-	-
10月	5,760	-	-
11月	5,599	-	-
12月	5,508	-	-
令和2年 1月	4,540	-	-
2月	4,825	-	-
3月	4,657	-	-

2 食鳥処理業許可施設数

施設数（年度末現在）	許可件数（年度中）	廃止件数（年度中）
12	-	-

3 食品衛生法及び食鳥検査法に基づく営業施設の監視指導

営業の形態	延べ施設数	監視件数
飲食店	8	9
食肉処理業	-	-
食肉販売業	4	7
計	12	16

4 食鳥肉等の収去検体数（再掲）

収去検体数		16	陽性数
検査項目数		55	
微生物学	計	28	16
	生菌数	-	-
	大腸菌群	-	-
	黄色ブドウ球菌	-	-
	カンピロバクター	14	5
	サルモネラ属菌	14	11
	抗生物質	-	-
理化学	計	27	-
	合成抗菌剤	26	-
	残留農薬	1	-

第5項 食品表示の適正化

第1目 概況

平成 27 年 4 月 1 日、食品衛生法、農林水産物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「JAS 法」という。）及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合した食品表示法が施行され、食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度が創設された。食品を摂取する際の安全性の確保及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保のため、食品表示法に基づき策定された食品表示基準は、食品衛生法由来の衛生事項、JAS 法由来の品質事項及び健康増進法由来の保健事項で構成されている。

第4次地方分権一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）の施行により、品質事項に係る事務・権限の一部が平成 28 年 4 月 1 日に福岡県知事から福岡市長に移譲されたことから、品質事項に係る事務については、食品安全推進課が法の所管課として事務全般を行い、青果市場及び鮮魚市場における一部の事務は食品衛生検査所が行っている。

第2目 業務内容

本市で製造された食品や本市内を流通する食品の表示の適正化を図るため、食品表示法に基づき、以下の業務を行った。

1 立入検査

食品関連事業者に対し、衛生事項で 4,983 件の立入検査（食品衛生監視員が行う監視指導）及び品質事項で 10 件の任意調査を実施した。

2 収去検査

食品関連事業者に対し、282 件の収去検査を実施したが、違反はなかった。

3 措置・処分

食品表示基準に違反した食品を販売した食品関連事業者に対し、口頭による指導等必要な措置を行った。

4 食品表示に係る相談対応

食品関連事業者等からの食品表示（衛生事項及び品質事項）に係る 672 件の相談に対応した。

5 講習会

食品関連事業者を対象とした食品表示講習会を 19 回開催した。

6 研修

職員の食品表示法等に関する知識の向上を図るため、研修を実施するとともに、消費者庁等が行う外部研修に参加した。

7 関係機関との連携

九州農政局福岡県拠点、福岡県等との食品表示に関する連絡会議に参加し、情報及び意見を交換した。

第3目 監視指導等

1 食品表示法に基づく衛生事項の立入検査（再掲）

	総数	東	博多	中央	南	城南	早良	西	食検
立入検査件数	4,983	382	932	1,348	503	397	41	896	484

2 食品表示法に基づく収去検査（再掲）

	総数	東	博多	中央	南	城南	早良	西	食検
検体数	282	54	71	58	23	16	24	23	13

3 報告徴収及び物件提出

報告徴収		物件提出	
件数	違反件数	件数	違反件数
-	-	-	-

4 食品表示法に基づく一斉監視（再掲）

(1) 春期食品一斉監視

① 食品表示に関する監視結果

	監視件数	違反件数	措置の件数
食品衛生法の許可を要する施設	1,668	-	-
食品衛生法の許可を要しない施設	1,986	2	2
合計	3,654	2	2

② 食品表示法に基づく収去検査結果

	検査検体数	表示基準違反件数
国産品	20	-
輸入品	14	-
合計	34	-

(2) 夏期食品一斉監視

① 食品表示に関する監視結果

	監視件数	違反件数	措置の件数
食品衛生法の許可を要する施設	2,161	7	7
食品衛生法の許可を要しない施設	2,492	2	2
合計	4,653	9	9

② 食品表示法に基づく収去検査結果

	検査検体数	表示基準違反件数
国産品	5	-
輸入品	19	-
合計	24	-

(3) 食品、添加物等の年末一斉監視

① 食品表示に関する監視結果

	監視件数	違反件数	措置の件数
食品衛生法の許可を要する施設	2,143	7	7
食品衛生法の許可を要しない施設	2,560	7	7
合計	4,703	14	14

② 食品表示法に基づく収去検査結果

	検査検体数	表示基準違反件数
国産品	6	-
輸入品	1	-
合計	7	-

5 食品表示基準違反の措置

(1) 衛生事項

令和元年度

品目 区分		食品分類	指導・処分の種類						
			計	回収等 命令	措置 命令	指示	文書 指導	口頭 指導	他自治体への 情報回付等
加工食品	農産加工食品	野菜加工品	3	-	-	-	-	3	-
		果実加工品	-	-	-	-	-	-	-
		めん・パン類	1	-	-	-	-	1	-
		穀類加工品	-	-	-	-	-	-	-
		菓子類	2	-	-	-	-	2	-
		豆類の調製品	-	-	-	-	-	-	-
		上記以外の農産加工食品	1	-	-	-	-	1	-
	畜産加工食品	食肉製品	2	-	-	-	-	2	-
		酪農製品	-	-	-	-	-	-	-
		加工卵製品	1	-	-	-	-	1	-
		上記以外の畜産加工食品	-	-	-	-	-	-	-
	工水産加工食品	加工魚介類	7	-	-	-	-	7	-
		上記以外の水産加工食品	1	-	-	-	-	1	-
	加工食品 その他の	調理食品	30	-	-	-	-	30	-
飲料等		-	-	-	-	-	-	-	
上記以外その他の加工食品		-	-	-	-	-	-	-	
小計		48	-	-	-	-	48	-	
生鮮食品	農産物	-	-	-	-	-	-	-	
	畜産物	-	-	-	-	-	-	-	
	水産物	5	-	-	-	-	5	-	
	小計	5	-	-	-	-	5	-	
合計		53	-	-	-	-	53	-	

(2) 品質事項

令和元年度

品目 区分	食品分類	指導・処分の種類					
		計	措置命令	指示	文書指導	口頭指導	他自治体への 情報回付等
加工食品	農産加工食品	1	-	-	-	1	-
	畜産加工食品	-	-	-	-	-	-
	水産加工食品	-	-	-	-	-	-
	その他の加工食品	1	-	-	-	1	-
	小計	2	-	-	-	2	-
生鮮食品	農産物	1	-	-	-	-	1
	畜産物	1	-	-	-	1	-
	水産物	1	-	-	-	-	1
	小計	3	-	-	-	1	2
合計		5	-	-	-	3	2

第4目 食品表示に係る相談対応件数

令和元年度

食品区分		表示事項		
		衛生事項	品質事項	計
加工食品	一般用	292	317	609
	業務用	20	14	34
生鮮食品	一般用	9	6	15
	業務用	6	4	10
添加物	一般用	-	.	-
	業務用	4	.	4
合計		331	341	672

第5章 動物の愛護と管理

第1目 概 況

福岡市は、動物愛護管理に係る課題を解決し、「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を目的として、実行すべき具体的な施策を体系的に定めた「第2次福岡市動物愛護管理推進実施計画」を平成27年4月に策定し、同計画に基づき、動物愛護の啓発、適正飼育の推進、猫問題対策、動物による危害や迷惑の防止などに取り組んでおり、令和元年度には目標のひとつである犬猫の実質的殺処分ゼロを達成した。

動物愛護管理センターの2ヶ所のセンターについては、その位置付けと役割を明確化し、東部動物愛護管理センターでは放浪犬の捕獲や犬・猫の引取りに関する相談、収容動物の譲渡、動物取扱業関係の手続きなどを行い、家庭動物啓発センターでは家庭動物の飼育相談や適正飼育に関する啓発・情報発信、地域猫活動の推進並びに動物関係団体との共働事業などを行っている。

(1) 犬の登録・狂犬病予防注射

狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射を、集合注射会場延べ75会場及び動物愛護管理センターにおいて実施した。また、平成30年度より福岡市獣医師会加盟動物病院を集合注射会場としており、延べ48会場で実施した。

上記会場以外での登録及び狂犬病予防注射については、飼い主の利便性を図るため、福岡市獣医師会加盟動物病院に犬の鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付とこれに伴う手数料徴収事務を委託するとともに、各区保健福祉センター（西区を除く）においても、犬の鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付を行った。

また、狂犬病予防注射接種率向上を図るため、10月を狂犬病予防注射実施強化月間として、注射未接種の飼い主に対してハガキ送付による督促を行うとともに、日曜日に市内4会場において狂犬病予防注射を実施した。

(2) 放浪犬の捕獲等

市民からの苦情に基づく放浪犬の捕獲や、市民が保護した迷い込み犬等の引取りを行うとともに、通常の捕獲が困難な山間部等においては、捕獲器等を用いて対応した。

(3) 飼えなくなった犬・猫の引取り

犬・猫の引取りを希望する飼い主に対しては、終生飼育・不妊去勢手術の必要性や、新しい飼い主を探すこと等を啓発指導し、適正飼育の意識向上に努めた上で、やむを得ないと判断される依頼についてのみ引取りを実施した。

(4) 負傷動物の保護収容

飼い主不明の負傷動物を収容し、必要に応じて応急処置を実施した。

なお、飼い主不明の負傷犬・猫の一時収容と応急処置を、土日祝日及び年末年始については一般社団法人福岡市獣医師会に委託し、同獣医師会が実施する休日当番医にて対応した。また、夜間については福岡夜間救急動物病院へ委託して対応した。

(5) 飼い主指導

市民等から苦情のあった犬・猫等の飼い主には、適正な飼育管理について関係法令等に基づく指導等を行うとともに、犬のこう傷事故については、特に嚴重な飼い主指導を行い再発防止に努めた。

また、動物愛護管理センターへ収容後、飼い主の判明した犬を返還する際には、飼い主に対し放し飼いの禁止、適正飼育等について指導を行い、条例に基づく勧告書を交付した。

犬の放し飼い等の苦情の多い公園等を定期的に動物愛護管理センター職員が巡回し、適正飼育（犬のけい留等）を呼びかけ、迷惑及び事故の防止に努めるとともに、犬の糞・尿の放置により道路、公園等の汚損が問題化している地区については、地域住民に糞・尿の放置禁止のプレート（はり札）を配布し、適正飼育の啓発を行った。

さらに、猫の飼い主の所有者明示の必要生を啓発するため、福岡市獣医師会が実施する「猫の繁殖制限・所有者明示推進事業」に対し補助金を交付し、不妊去勢手術及びマイクロチップ装着費用の助成を行い、「マイクロチップ装着推進事業」において、市民に対し補助金を交付し、マイクロチップ装着費用の助成を行った。

（6）収容犬・猫の譲渡

動物愛護管理センターに収容された犬猫のうち、飼い主へ返還されなかったものについては、その適性についての判定を行い、譲渡適性が認められる場合は、飼育希望者に譲渡した。譲渡の際には、適正飼育のための飼育環境調査及び譲渡前講習を実施した。

なお、成犬・成猫は、原則として全て、不妊去勢手術を実施した上で譲渡した。

（7）ミルクボランティア事業

動物愛護事業寄付金及び市民ボランティアを活用し、離乳前の子犬・子猫の哺育を実施し、哺育後に新たな飼い主へ譲渡した。

（実績 哺育頭数：子犬2頭 子猫75頭、譲渡頭数：子犬1頭 子猫71頭）

なお、哺育期間中の子犬・子猫の健康管理、哺育後6ヶ月齢に達した時点で実施する不妊去勢手術については、一般社団法人福岡市獣医師会に委託し、実施した。

（8）動物愛護思想の普及啓発

①「どうぶつ愛護フェスティバル in ふくおか」の開催

広く市民に動物愛護と適正飼育をアピールするため、10月27日に舞鶴公園西広場において、動物関係団体との実行委員会方式で「どうぶつ愛護フェスティバル in ふくおか」を開催した。

②動物愛護週間（9月20日～9月26日）行事

9月21～23日の3日間、福岡市動物園にて動物愛護と適正飼育についてのパネル展示を行った。

③マスコミ等への情報発信

見学希望者へ動物愛護管理センターの施設を開放するとともに、新聞等マスコミの取材対応や、市政だより・情報誌等への情報提供を積極的に行うことにより、動物愛護管理に関する情報発信と普及啓発に努めた。

（9）民間団体等との連携・共働

①わんにゃんよかイベントの開催

動物関係団体や動物関係の専門学校等と共働で、「わんにゃんよかイベント」を開催し、各種イベントを通して適正飼育に関する啓発を行った。

②動物愛護管理事業へのボランティアの受け入れ

動物愛護管理センターにおいて一般ボランティアを募集し、譲渡犬猫の管理や適正飼育に関する各種啓発イベント等への受け入れを行った。

（10）飼い主のいない猫との共生支援事業

要件を満たした地域猫活動の地域における飼い主のいない猫に対し、不妊去勢手術を動物愛護管理センターにおいて無料で実施するなどの支援を実施した。

（実績 支援地域数：新規5 更新9、去勢手術頭数：133、不妊手術頭数：114）

- (11) 家庭犬のしつけ方講習会・家庭犬のしつけ方相談
家庭動物啓発センターや市民センター等において外部講師による犬のしつけ方講習会を実施し、適正飼育の普及啓発を推進した。
また、動物愛護管理センター職員による家庭犬のしつけ方相談を実施し、犬の飼い主への適正飼育の啓発を行った。
- (12) 小学校等での動物愛護事業
小学校等に出張し、動物への優しい心と責任感及び生命の大切さについて啓発を図った。
- (13) 動物取扱業者に対する啓発，指導
- ①監視指導
「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、第一種動物取扱業（販売業，保管業，貸出業，訓練業，展示業，譲受飼養業及び競り・あっせん業）の登録業務を行うとともに、特に12月～翌1月に集中的に、当該施設の監視指導を行った。
- ②犬猫パートナーシップ店制度
福岡市の動物愛護管理事業に協力し、犬猫の適正飼育等を推進する犬猫等販売業者について認定及び監視を行った。
- ③譲渡サポート店制度
福岡市の譲渡事業に協力する適正な店舗を認定する「譲渡サポート店制度」を令和元年9月より開始し、15店舗を認定した。
- (14) 特定動物の監視指導
「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、特定動物（ライオン，クマ，ニシキヘビ等の同法施行令で指定されている動物）の飼養又は保管の許可業務を行うとともに、当該施設の監視指導を行った。

第2目 業務実績

1 犬の登録及び狂犬病予防注射

(1) 登録の状況

年月別	方法別						転入	再交付
	計	市実施		開業獣医				
		集合	事務所	市獣委託	保健所	事務所		
26年度	4,189	131	382	1,749	1,036	891	723	154
27年度	4,315	122	506	1,829	1,116	742	754	174
28年度	4,624	91	429	1,972	1,084	1,048	835	152
29年度	4,956	94	360	2,006	1,189	1,307	979	159
30年度	4,811	89	419	1,962	1,141	1,200	865	214
元年度	5,060	64	444	2,032	1,448	1,072	1,277	218
31年4月	657	29	38	306	174	110	237	24
元年5月	706	31	49	301	163	162	157	30
6月	403	1	19	203	106	74	112	19
7月	438	-	37	153	125	123	114	23
8月	397	-	22	165	143	67	77	12
9月	373	-	40	125	131	77	54	10
10月	457	3	43	196	112	103	114	24
11月	354	-	25	148	107	74	70	23
12月	393	-	56	138	121	78	64	8
2年1月	287	-	35	101	84	67	77	17
2月	229	-	16	81	60	72	57	8
3月	366	-	64	115	122	65	144	20

(2) 狂犬病予防注射済票交付の状況

年月別	方 法 別						再 交 付
	計	市 実 施		開 業 獣 医			
		集 合	事 務 所	市 獣 委 託	保 健 所	事 務 所	
26年度	35,031	3,199	213	17,513	6,542	7,564	46
27年度	35,364	2,894	293	17,792	6,461	7,924	51
28年度	35,686	2,617	397	18,341	6,399	7,932	42
29年度	36,169	2,412	326	18,965	6,513	7,953	45
30年度	36,318	2,755	201	18,950	6,470	7,942	48
元年度	36,505	2,514	182	19,288	6,736	7,785	63
31年4月	10,047	1,216	45	5,680	1,310	1,796	-
元年5月	10,697	1,217	30	5,289	1,873	2,288	3
6月	4,144	5	19	2,469	832	819	5
7月	2,433	-	11	1,189	584	649	5
8月	1,455	-	10	753	391	301	1
9月	1,486	-	9	813	323	341	1
10月	1,859	76	24	943	410	406	10
11月	1,283	-	9	655	311	308	16
12月	1,202	-	10	601	282	309	5
2年1月	622	-	5	317	146	154	8
2月	505	-	1	226	101	177	3
3月	772	-	9	353	173	237	6

2 捕獲、引取り、処置状況

年月別	犬														
	捕 獲				引 取 り				負 傷 犬 の 収 容	処 置					
	計	通 常	捕 獲 器	薬 物	計	所 有 者	所有者不明			返 還	一 般 譲 渡	殺 処 分	引 取 等 後 の 死 亡	治 癒 の 見 込 み が な い 殺 処 分	実 質 的 殺 処 分
							事 務 所	回 収							
26年度	65	64	1	-	226	15	4	207	4	139	119	44	22	22	
27年度	36	33	3	-	187	23	5	159	3	124	77	40	10	30	0
28年度	25	25	-	-	191	9	10	172	4	122	93	13	8	5	0
29年度	28	28	-	-	169	29	8	132	5	103	61	27	7	20	0
30年度	16	16	-	-	141	20	3	118	3	108	60	12	5	7	0
元年度	30	23	7	-	128	24	6	98	1	76	59	30	5	25	0
31年4月	1	-	1	-	15	2	-	13	-	2	3	4	1	3	-
元年5月	1	1	-	-	9	1	2	6	-	9	3	1	-	1	-
6月	1	1	-	-	7	3	1	3	-	2	8	-	-	-	-
7月	6	4	2	-	13	1	1	11	1	8	5	4	1	3	-
8月	-	-	-	-	7	1	-	6	-	4	8	2	-	2	-
9月	2	2	-	-	10	2	-	8	-	4	3	1	-	1	-
10月	4	1	3	-	13	4	1	8	-	9	4	4	-	4	-
11月	10	9	1	-	18	5	-	13	-	13	7	3	1	2	-
12月	1	1	-	-	7	-	-	7	-	7	8	5	1	4	-
2年1月	3	3	-	-	13	4	1	8	-	7	5	4	-	4	-
2月	-	-	-	-	8	-	-	8	-	5	-	-	-	-	-
3月	1	1	-	-	8	1	-	7	-	6	5	2	1	1	-

※処置数には前月に収容繰り越し分の処置を含む

※感染症等を理由とした殺処分及び実質的殺処分については、平成27年度より分類

猫											犬・猫殺処分合計	
引 取 り				負傷猫の収容	処 置							
計	所有者	所有者不明			返 還	譲 渡	殺 処 分	引取等後の死亡	治療の見込みがない病気等での殺処分			実質的殺処分
		事務所	回収									
433	38	111	284	101	3	102	424	89	335		468	
432	14	83	335	121	4	99	451	91	59	301	491	
384	45	86	253	83	9	169	293	72	34	187	306	
470	56	87	327	65	18	192	314	69	150	95	341	
520	86	102	332	76	24	182	397	67	280	50	409	
350	8	98	244	65	11	138	266	64	202	0	296	
52	-	11	41	10	-	9	39	8	31	-	43	
75	1	32	42	2	1	2	40	3	37	-	41	
82	3	26	53	5	1	21	60	5	55	-	60	
35	1	4	30	14	1	31	44	16	28	-	48	
25	1	13	11	4	1	20	19	4	15	-	21	
25	1	6	18	8	3	6	14	8	6	-	15	
29	1	3	25	6	2	13	16	5	11	-	20	
11	-	2	9	6	1	16	12	5	7	-	15	
-	-	-	-	3	-	12	4	2	2	-	9	
1	-	-	1	3	1	4	4	4	-	-	8	
2	-	-	2	3	-	4	3	3	-	-	3	
13	-	1	12	1	-	-	11	1	10	-	13	

3 こう傷事故の状況

年月別	こう傷届出数	こう傷犬頭数	被こう傷者数	検診頭数		こう傷犬の状況	
				市	開業医	飼い犬数 (うち未登録数)	放し飼い数
26年度	29	28	29	-	21	28 (7)	11
27年度	18	18	18	1	11	18 (5)	3
28年度	24	24	24	-	15	24 (4)	6
29年度	29	29	30	2	18	29 (7)	15
30年度	31	31	32	1	20	31 (2)	2
元年度	27	27	27	1	19	26 (1)	10
31年4月	1	1	1	-	3	1 (-)	-
元年5月	7	7	7	1	2	6 (1)	1
6月	4	4	4	-	1	4 (-)	1
7月	1	1	1	-	4	1 (-)	-
8月	3	3	3	-	2	3 (-)	2
9月	1	1	1	-	2	1 (-)	1
10月	-	-	-	-	1	- (-)	-
11月	2	2	2	-	-	2 (-)	1
12月	1	1	1	-	1	1 (-)	1
2年1月	2	2	2	-	-	2 (-)	2
2月	2	2	2	-	1	2 (-)	-
3月	3	3	3	-	2	3 (-)	1

4 苦情処理状況

(1) 犬

	28年度	29年度	30年度	元年度
放し飼い	35	41	33	23
糞放置・被害	17	29	29	33
鳴き声	74	75	75	51
臭い	1	3	9	5
多頭飼育	-	1	2	1
動物取扱業者への苦情	7	1	6	4
虐待	21	24	17	18
その他	2	16	11	13
合計	157	190	182	148

(2) 猫

		28年度	29年度	30年度	元年度
飼い猫	糞	26	43	25	22
	鳴き声	3	2	4	5
	臭い	2	2	2	13
	多頭飼育	11	8	5	7
	庭荒らし	3	2	2	15
	ゴミ荒らし	2	1	2	2
	物への被害	3	5	3	8
	虐待	-	5	2	4
飼い主のいない猫	糞	72	111	112	99
	鳴き声	5	5	7	10
	臭い	5	8	11	37
	庭荒らし	6	2	2	29
	ゴミ荒らし	2	11	7	13
	物への被害	23	19	18	18
	無責任なエサやり	107	153	152	118
	不適切な地域猫活動	9	10	4	3
	虐待	1	5	6	4
合計	280	392	364	407	

5 行政指導状況

年月別	法 指 導				条 例 指 導				
	計	指導票	勸告	告発	計	指導票	勸告	措置命令	告発
26年度	3	—	3	—	128	—	128	—	—
27年度	5	—	5	—	122	—	122	—	—
28年度	—	—	—	—	118	—	118	—	—
29年度	—	—	—	—	100	—	100	—	—
30年度	—	—	—	—	107	—	107	—	—
元年度	—	—	—	—	74	—	74	—	—
31年4月	—	—	—	—	2	—	2	—	—
元年5月	—	—	—	—	8	—	8	—	—
6月	—	—	—	—	2	—	2	—	—
7月	—	—	—	—	9	—	9	—	—
8月	—	—	—	—	4	—	4	—	—
9月	—	—	—	—	4	—	4	—	—
10月	—	—	—	—	9	—	9	—	—
11月	—	—	—	—	11	—	11	—	—
12月	—	—	—	—	7	—	7	—	—
2年1月	—	—	—	—	7	—	7	—	—
2月	—	—	—	—	5	—	5	—	—
3月	—	—	—	—	6	—	6	—	—

6 特定動物飼養状況

	計	東 区	博多区	中央区	南 区	城南区	早良区	西 区
H30 年度末許可件数	43	4	3	28	3	2	3	-
R1 年度許可件数(新規)	15	-	2	6	2	1	3	1
R1 年度廃止件数	11	-	2	8	-	-	1	-
R1 年度末許可件数	47	4	3	26	5	3	5	1
R1 年度末施設数	22	4	3	2	5	3	4	1

7 第一種動物取扱業登録及び監視状況

業 種	販売	保管	貸出	訓練	展示	譲受飼養	せり・あっせん	施設実数
H30 年度末登録件数	170	297	14	42	40	1	-	438
R1 年度登録件数(新規)	28	39	2	7	13	2	-	70
R1 年度廃止件数	25	19	-	3	5	-	-	40
R1 年度末登録件数	173	317	16	46	48	3	-	468
変更届出件数	24	51	4	2	8	-	-	89
延監視件数	90	111	11	12	24	3	-	251

8 ハローアニマル、講習会等実施状況

行 事	実施数(回)	参加者数(人)
小学校等での動物愛護事業	47	5,017
ドームテント利用(東部ふれあい広場)	10	16
家庭犬のしつけ方相談(内部講師)	16	23
家庭犬のしつけ方講習会(外部講師)	11	181
譲渡希望者への事前講習会(内部講師)	133	151
職場体験学習の受入れ	1	3
わんにゃんよかイベント	10	818
出前講座・啓発授業(専門学校等への出張授業)	12	518

9 負傷動物の収容状況

(1) 症状・診断名内訳

①犬

外傷・骨折等	老弱・老衰	皮膚病	眼病	内臓疾患	腫瘍	その他	不明	計
1	0	0	0	0	0	0	0	1

②猫

外傷・骨折等	老弱・老衰	皮膚病	眼病	内臓疾患	腫瘍	その他	不明	計
30	25	0	0	2	0	6	2	65

(2) 治療後の状況内訳

①犬

殺処分	死亡	譲渡	飼い主返還	計
0	0	1	0	1

②猫

殺処分	死亡	譲渡	飼い主返還	計
2	52	7	4	65

(3) 推測原因内訳

①犬

交通事故	老衰	けんか	虐待	疾病	その他	不明	計
1	0	0	0	0	0	0	1

②猫

交通事故	老衰	けんか	虐待	疾病	その他	不明	計
23	0	0	0	3	22	17	65

第6章 市民への情報提供

第1項 食品及びくらしの安全確保

第1目 概況

食品の安全性や快適な生活環境に対する市民の関心が高まるなか、市民に対する情報提供を行い市民と意見を交換するためのリスクコミュニケーション事業を実施した。また、より安心で快適な市民生活を支援するため、保健所健康フェア等において、衣食住の衛生に関する情報を実習や施設見学をとおして分かりやすく提供した。

第2目 業務実績

1 リスクコミュニケーションに関する取組み

(1) 福岡市食の安全安心推進協議会

消費者、食品関連事業者、学識経験者及び行政関係者を構成委員とする「福岡市食の安全安心推進協議会」を2回開催し、福岡市が実施する食の安全安心に関する事業、令和元年度福岡市食品衛生監視指導計画、カンピロバクター食中毒対策等について協議を行った。

(2) 各所属における事業

	事業内容	実施状況
東区	大学生向けカンピロバクター食中毒予防啓発	①食中毒講習会3回(延べ225名) ②食中毒予防啓発チラシ配布 (約1万人, 学生向けポータルサイト活用)
	市民向け食品工場見学によるリスクコミュニケーション	2回(延べ34名)
博多区	食育スクール	3回(延べ18名)
	会社員のための健康情報定期便	4回チラシ発行, 約900事業所に送付, ホームページに掲載
中央区	子ども向け手洗い教室	5回(延べ224名)
南区	南区ため蔵食ゼミ	3回(延べ87名)
	大学生向けカンピロバクター食中毒予防啓発	学内メール配信, ホームルームでのチラシ配付, 学内ポスター掲示(各2回 延べ15,180名)
城南区	食とくらしのリスクコミュニケーション	①食のわくわく体験 1回(26名) ②手洗い教室 8回(延べ1,039名) ③食とくらしの安全教室 ・施設見学会 9回(延べ161名) ・食品衛生講座 20回(延べ629名)
	健康で快適な住まいづくり相談会	1回(70名)
早良区	みて, きいて, 安心! 食の安全塾	1回(28名)
	手の洗い残しゼロチャレンジ	42回(延べ1,766名)

	事業内容	実施状況
西区	食の安全安心スクール	①食品衛生講座，施設見学など3回 (各40名延べ120名) ②食品衛生講座3回(延べ60名)
食品衛生 検査所	市場の施設見学(食品衛生検査所の 役割の周知)	19回(延べ442名)
	青果市場バックヤードツアー(食品 衛生検査所の役割の周知)	8回(延べ156名，ベジフル感謝祭)
	子ども向けの理科実験(食品衛生検 査所の役割の周知)	3回(延べ59名，ベジフル感謝祭)

2 各種行事に併せた啓発

(1) 食品衛生月間行事

- ① 実施期間 令和元年8月1日～8月31日
- ② 内容

ア 各区衛生課及び(公社)福岡市食品衛生協会各支所，食肉衛生検査所並びに食品衛生検査所が，
市民向けの参加型・体験型の「食」に関する行事を開催

所属	内容	参加人数
東区	食中毒予防講習，手洗い実習，明太子作り体験	小学生と保護者 10組22名
中央区	食中毒予防講習，手洗い実習，洋菓子作り体験	小学生と保護者 12組24名
南区	食中毒予防講習，手洗い実習，ピザ作り体験	小学生と保護者 15組30名
城南区	手洗い実習，人工イクラ作り実習，食品添加物の講習	小学生と保護者 10組24名
早良区	食中毒予防講習，手洗い実習，そば作り体験	小中学生と保護者 10組25名
西区	手洗い実習，食品衛生と食品表示の講習， スーパーのバックヤード見学	小学生と保護者 9組19名
食品衛生検査所	食中毒予防講習，手洗い実習，細菌検査，魚種鑑別	小学5，6年生 延べ13名
食肉衛生検査所	食肉市場見学	小学生と保護者 5組12名

※博多区は台風のため中止

イ 啓発活動

- ポスターの掲示

公共施設、交通機関（福岡市営地下鉄駅、車内中吊り、西鉄電車駅）等に食中毒予防のポスター約750枚を掲示

- 手洗い教室

手洗いマイスターによる手洗い指導及び手洗い実習

- 食品衛生パネル展

食中毒予防等に関するパネルを区役所ロビー等に展示

- 電子掲示板による情報提供

区役所等の電子掲示板を利用し、食中毒予防を啓発

- フリーペーパーによる広報

フリーペーパーにおいて、食品衛生月間の周知及び食中毒予防の啓発。

- 街頭キャンペーン

食品衛生に関するチラシ等を中央区歩道等で配布

- 横断幕の掲示

福岡市役所本庁舎外壁に横断幕を掲示

(2) 保健所健康フェア

各保健所で行われた健康フェアにおいて、食品・環境衛生に関する相談コーナーや展示コーナーを設け、情報提供を行うとともに市民の衛生意識や要望の把握に努めた。

3 市民を対象とした講習会

(1) 食品衛生に関する講習会

①出前講座

公民館等地域に出向き、食品衛生に関する講座を開催した。

テーマ：食中毒予防、食品表示の見方等

②バザー講習会

地域や学校等で開催されるバザーでの注意点等を講習した。

③保健所での検診等を利用した講習会

保健所で開催される離乳食教室やマタニティ教室にて食品衛生に関する講習を行った。

④その他の講習会

各所属で独自の講習会を実施した。

【種類別開催状況】

テーマ／保健所	東	博多	中央	南	城南	早良	西	計
出前講座 (回数)	2	-	1	8	3	2	1	17
(人数)	55	-	8	188	43	127	6	427
バザー講習会 (回数)	5	6	3	9	14	4	9	50
(人数)	313	242	95	312	531	115	773	2,381
保健所での検診等 (回数)	9	9	-	20	9	19	12	78
を利用した講習会 (人数)	99	358	-	439	111	343	174	1,524
その他 (回数)	4	4	16	-	21	2	3	50
(人数)	63	24	509	-	1,308	57	59	2,020
計 (回数)	20	19	20	37	47	27	25	195
(人数)	530	624	612	939	1,993	642	1,012	6,352

(2) 環境衛生に関する講習会

● 出前講座

公民館等地域に出向き、環境衛生に関する講座を開催した。

テーマ：ダニ・カビ、飲用水の衛生対策等

● 保健所での検診を利用した講習会

保健所で開催される離乳食教室やマタニティ教室にて環境衛生に関する講習を行った。

【種類別開催状況】

テーマ／所属	東	博多	中央	南	城南	早良	西	計
出前講座 (回数)	1	1	-	-	-	-	-	2
(人数)	20	20	-	-	-	-	-	40
保健所での検診を (回数)	11	-	-	10	9	9	12	51
利用した講習会 (人数)	114	-	-	104	111	114	174	617
その他 (回数)	1	-	-	-	6	-	1	8
(人数)	90	-	-	-	152	-	20	262
計 (回数)	13	1	-	10	15	9	16	64
(人数)	224	20	-	104	263	114	229	954

4 生活衛生情報誌「暮らし上手のヒント」の作成・配布

食中毒の予防方法や環境衛生に関する情報について、市民に分かりやすい記事を作成し、無料情報紙及び市ホームページに掲載した。それらの記事をとりまとめ、生活衛生情報誌「暮らし上手のヒントVol.8」を作成し、各保健所窓口、関係機関及び市内商業施設を通じ市民へ配布した。

	タイトル (内容)	無料情報紙掲載日
1	肉は中までしっかり加熱して、おいしく安全に	8月9日
2	セアカゴケグモ、どんなことに気をつけたらいいの？	8月30日
3	C S F (豚コレラ) は、人にはうつらない！	9月20日
4	効果的な殺菌方法や食中毒予防の3原則をチェック	10月11日
5	フグの処理はプロにお任せを	11月1日
6	まつげエクステは美容師&届け出のあるサロンで	11月22日
7	食品選びに役立つ「食品表示」を読み解こう！	12月13日
8	犬猫との「出会いの場」が身近に	1月17日

5 テレビ、ラジオ、新聞、市政だより等による生活衛生情報の提供

テレビや新聞、市政だより等の広告媒体や、メールマガジン、SNS等を通して、食中毒予防や飲み水の衛生等について、より多くの市民への情報提供に努めた。

<食品関係>

1 テレビ

タイトル (内容)	放映日
子ども食堂における食中毒・食物アレルギー事故防止教室 (手洗い教室)	5月28日
家庭の食中毒予防と手洗い方法	6月25日
夏場に注意が必要な家庭での食中毒について	7月16日
食の安全安心スクール in 福岡女子高等学校	9月12日
南区ため蔵食ゼミ講演会「なっとく！輸入食品の安全性」	1月31日

2 ラジオ

タイトル (内容)	掲載日
作り置きおかずによるウェルシュ菌食中毒・カンピロバクター食中毒予防、食品衛生月間街頭キャンペーンの告知	6月3日

3 新聞

タイトル (内容)	掲載日
子ども食堂における食中毒・食物アレルギー事故防止教室 (手洗い教室)	5月26日

4 市政だより

区分	タイトル (内容)	掲載号
東区版	食中毒対策の周知 (カンピロバクター)	5月1日
	ノロウイルスによる食中毒予防のポイント	11月1日
博多区版	食中毒に注意	7月15日
	ノロウイルスにご用心	11月15日
中央区版	鶏肉の生食はやめましょう	4月15日
	鶏肉を生で食べないで!	6月15日
	「安心をもっと」 ■暮らしの安全・安心の確保	6月15日
	保健所レター「8月は食品衛生月間です」弁当作りのポイント	7月15日
南区版	ため蔵食ゼミ (受講者募集)	6月15日
	梅雨は食中毒に注意 (家庭における食中毒の予防について)	6月15日
	夏だ! 祭りだ! 食中毒を防いで楽しいイベントに (イベントにおける食中毒の予防について)	7月15日
	ため蔵食ゼミ (受講者募集)	8月15日
	鶏肉料理の食中毒に注意 (カンピロバクター食中毒の予防について)	10月15日
	冬場に多発ノロウイルス食中毒に注意! (ノロウイルス食中毒の予防について)	11月15日
	南区ため蔵食ゼミ「なっとく! 輸入食品の安全性」の案内 (受講者募集)	1月1日
城南区版	鶏肉はしっかり加熱して食べましょう	4月1日
	ノロウイルスによる食中毒にご注意を	12月15日
早良区版	食中毒予防, 手洗いチェッカー貸出	6月15日
	ノロウイルス食中毒, 手洗いチェッカー貸出	11月15日
	加熱不十分な鶏肉による食中毒	3月15日
西区版	カンピロバクター食中毒について	4月15日
	バーベキューの注意点	7月1日
	ノロウイルスについて	11月15日
	弁当調理の注意点	3月1日

5 市の施設における掲示

掲示場所	タイトル (内容)	掲示時期
地下鉄掲示板	8月は食品衛生月間です	8月
	カンピロバクター食中毒予防啓発	2月
	カンピロバクター食中毒に注意	3月
福岡市総合図書館展示スペース	8月は食品衛生月間です	7, 8月
東区役所広告 TV モニター	食品衛生月間	8月
博多区役所広告 TV モニター	食品衛生月間	8月
	危ない！鶏刺し, 鶏タタキ	3月
中央区役所 TV モニター	鶏肉の生食はキケンです	4月
	食品衛生月間	8月
南区役所 TV モニター	行楽シーズンは弁当の食中毒に注意を！ 他 5 件	随時
城南区役所まちかど文化広場	食品衛生月間	8月
城南区役所情報ディスプレイ	ノロウイルス食中毒にご注意ください！	1月
早良区役所 コミュニティビジョン	家庭の調理でも食中毒の危険あり！	6月
	8月は食品衛生月間です	8月
	防ごう！ノロウイルス食中毒	11月
	加熱不十分な鶏肉による食中毒が多発！	3月
西区役所 TV モニター 又はデジタルサイネージ	カンピロバクター食中毒について	4月
	夏の食中毒について	7月
	バーベキューをするときの注意点	7月
	食品衛生月間について	8月
	自然毒による食中毒について	9, 10月
	ノロウイルス食中毒について	11~2月
	もちつきに注意	12月
カンピロバクター食中毒について	3月	

6 その他

広報媒体	タイトル (内容)	広報時期
東区フェイスブック	食中毒対策の周知(カンピロバクター) 他 2 件	随時
会社員のための健康情報定期便 (郵送又はメール)	カンピロバクター食中毒に注意！！ 他 3 件	随時
ため蔵ニュース「食の安全安心と 南区お役立ち情報」メール	ため蔵食ゼミ講演会の開催報告につい て 他 2 件	2 月, 3 月
早良区フェイスブック	食中毒予防 他 9 件	随時
早良っ子育て応援ホームページ	夏到来！食中毒にご注意ください	8 月
西区フェイスブック	8 月は食品衛生月間です。 他 1 件	8 月, 9 月
九大生ポータル	西保健所からのお知らせ～食中毒注意 報～	4 月
保健福祉局フェイスブック	ノロウイルス食中毒予防 他 8 件	随時

<環境関係>

1 市政だより

区分	タイトル (内容)	掲載号
全市版	貯水槽は定期的に点検・清掃を	7月15日
	井戸水の衛生対策	8月1日
東区版	カビやダニの発生を予防しましょう	6月15日
	「民泊サービス」に関する相談窓口について	7月15日
博多区版	ダニ・カビに注意	6月15日
	民泊について	8月15日
	ビルやマンションの水は大丈夫ですか	9月15日
	加湿器のお手入れをしていますか	12月15日
中央区版	まつ毛エクステする前に～サロン選びのポイント～	12月15日
南区版	年に1度は井戸水の水質検査を	5月15日
	加湿器の給水タンクは清潔に	12月15日
城南区版	ダニやカビの発生を予防しよう	6月1日
	アタマジラミに注意	7月15日
	年に1回は井戸水の水質検査を	8月15日
	パックテストで飲み水をチェック	9月15日
早良区版	シックハウス症候群にご注意を	4月15日
	カビやダニの発生を抑えましょう	6月15日
	プールでの感染症にご注意を	7月15日
	加湿器の使い方にご注意を	12月15日
西区版	井戸水について	6月1日
	飲み水の衛生について	8月15日
	まつ毛エクステについて	12月15日

2 市の施設における掲示

掲示場所	タイトル (内容)	掲示時期
中央区役所 TV モニター	「まつ毛エクステ」による健康被害にご注意	2月
南区役所 TV モニター	1年に一度は水質検査を！ シャワーヘッドの内部を清潔に！ 加湿器の衛生	5月 6月 1, 2月
南区デジタルサイネージ型 電光掲示板	まつ毛エクステンション 井戸水検査 アタマジラミ	通年
早良区役所 TV モニター	シックハウス症候群にご注意を カビやダニの発生を抑えましょう プールでの感染症にご注意を	4月 6月 7月
早良区西新駅 デジタルサイネージ	加湿器の使い方にご注意を	12月
西区役所 TV モニター	井戸水をお使いのあなたへ まつ毛エクステする前に	7月 12月
西区役所デジタル サイネージ型電光掲示板	犬や猫に関するご相談は・・・ 動物の死体を見つけたら・・・ まつ毛エクステする前に・・・ 井戸水検査の窓口のご案内 違法民泊？と思ったら・・・	通年

3 その他

広報媒体	タイトル (内容)	広報時期
中央区フェイスブック	「まつ毛エクステ」の健康被害にご注意！	随時
早良区フェイスブック (情報玉手箱)	シックハウス症候群にご注意を アタマジラミについて カビやダニの発生を抑えましょう プールでの感染症にご注意を ヘアカラーによるアレルギーにご注意を 布団の衛生について まつ毛エクステを安全に楽しむために 加湿器の使い方にご注意を 温泉をより良く楽しみましょう	随時

第2項 動物の愛護及び適正飼養に関する広報等の実績

○配布物による広報

広報媒体	対象	広報手段	R1作成(配布)枚数等	実施時期等
集合注射案内ハガキ	犬の飼い主	個別郵送	54,011	集合注射前
狂犬病注射再督促ハガキ	犬の飼い主	個別郵送	24,401	10月
愛犬チラシ	犬の飼い主	飼い主へ個別配布	5,000	動物病院, 注射会場等
愛犬手帳	新規登録者等	個別配布	5,060	動物病院, 注射会場等
啓発プレート	一般	道路・公園等	1,153	随時
啓発チラシ	一般	個別配布	5,000	随時
イベント関係チラシ	一般	個別配布	29,000	随時
ポスター	一般	町内掲示板等	1,750	随時
リーフレット等	一般	個別配布	1,500	随時

○市政だより・テレビ・新聞等による広報

広報媒体	広報内容	実施時期
市政だより※	狂犬病予防定期集合注射の案内	H31. 4
		R1. 5
		R1. 10
	新ホームページ「ずっといっしょ.com」について	R1. 11
		R1. 5
		R1. 6
		R1. 9
		R1. 11
テレビ	譲渡犬猫について	R2. 2
	犬猫販売時のマイクロチップ装着義務化について	R1. 6
	ペットの高齢化による問題について	R1. 6
	譲渡サポート店開始	R1. 9
	動物愛護週間(ボランティアの協力)	R1. 9
	高齢飼い主のペット問題	R1. 10
譲渡サポート店の取り組みについて	R1. 12	
新聞	ペットの高齢化による問題について	R1. 6
	犬猫の殺処分状況	R1. 7
	譲渡サポート店開始	R1. 9
情報誌	譲渡犬猫情報, イベント紹介	H31. 4~R2. 3
ラジオ	企業(プロタイムズ)のセンター支援	R1. 11

※この他、猫のマイクロチップ装着費用の助成募集、イベント案内等多数掲載

第3項 衛生害虫に関する広報等の実績

○講習会

講習会名	所属	内容	回数	延人数	実施時期等
福岡市セアカゴケグモ講習会	生活衛生課、 博多区自転車対策 ・生活環境課	市の取り組み及び駆除防除対策について	1	63	
セアカゴケグモの駆除対策	東区生活環境課	セアカゴケグモの駆除防除対策について	1	27	
環境学習講座	博多区自転車対策 ・生活環境課	セアカゴケグモの生態と駆除防除対策について	1	25	

○市政だより・テレビ・新聞等による広報

広報媒体	所属	広報内容	実施時期
市政だより	生活衛生課	ヒアリ・セアカゴケグモにご注意ください	7月15日号
	東区生活環境課	セアカゴケグモに注意	7月1日号（東区版）
	中央区生活環境課	セアカゴケグモに注意しましょう	9月15日号（中央区版）
	南区生活環境課	ハチに注意	5月1日号（南区版）
	城南区生活環境課	ハチにご注意	7月1日号（城南区版）
区役所案内板	博多区自転車対策・生活環境課	蚊が発生する時期になりました	6月1日から6月30日まで
		セアカゴケグモを見つけたら…	9月1日から9月30日まで
区役所広告モニター	東区生活環境課	セアカゴケグモに注意しましょう！	7月1日から7月31日まで
	博多区自転車対策・生活環境課	蚊の発生を防ぎましょう！	6月1日から6月15日まで
		セアカゴケグモを見つけたら…	9月1日から9月15日まで
フェイスブック	東区生活環境課	7月は駆除強化月間 セアカゴケグモに注意	6月
	早良区生活環境課	コガタスズメバチに関する情報提供	6月
		セアカゴケグモに関する情報提供	6月
		チャドクガに関する情報提供	9月
		マダニに関する情報提供	10月
		カメムシに関する情報提供	12月
テレビ	東区生活環境課	福岡市東区でセアカゴケグモ発見	8月27日

令和元年度 生活衛生関係事業統計

発行 令和2年9月

福岡市保健福祉局生活衛生部生活衛生課

食品安全推進課

福岡市中央区天神1丁目8番1号

TEL 092(711)4273 (生活衛生課)

092(711)4277 (食品安全推進課)

FAX 092(733)5588

印刷 松影堂印刷株式会社

本書は再生紙を使用しています。